

14. 21-641



1200501162920

11.21

11



始



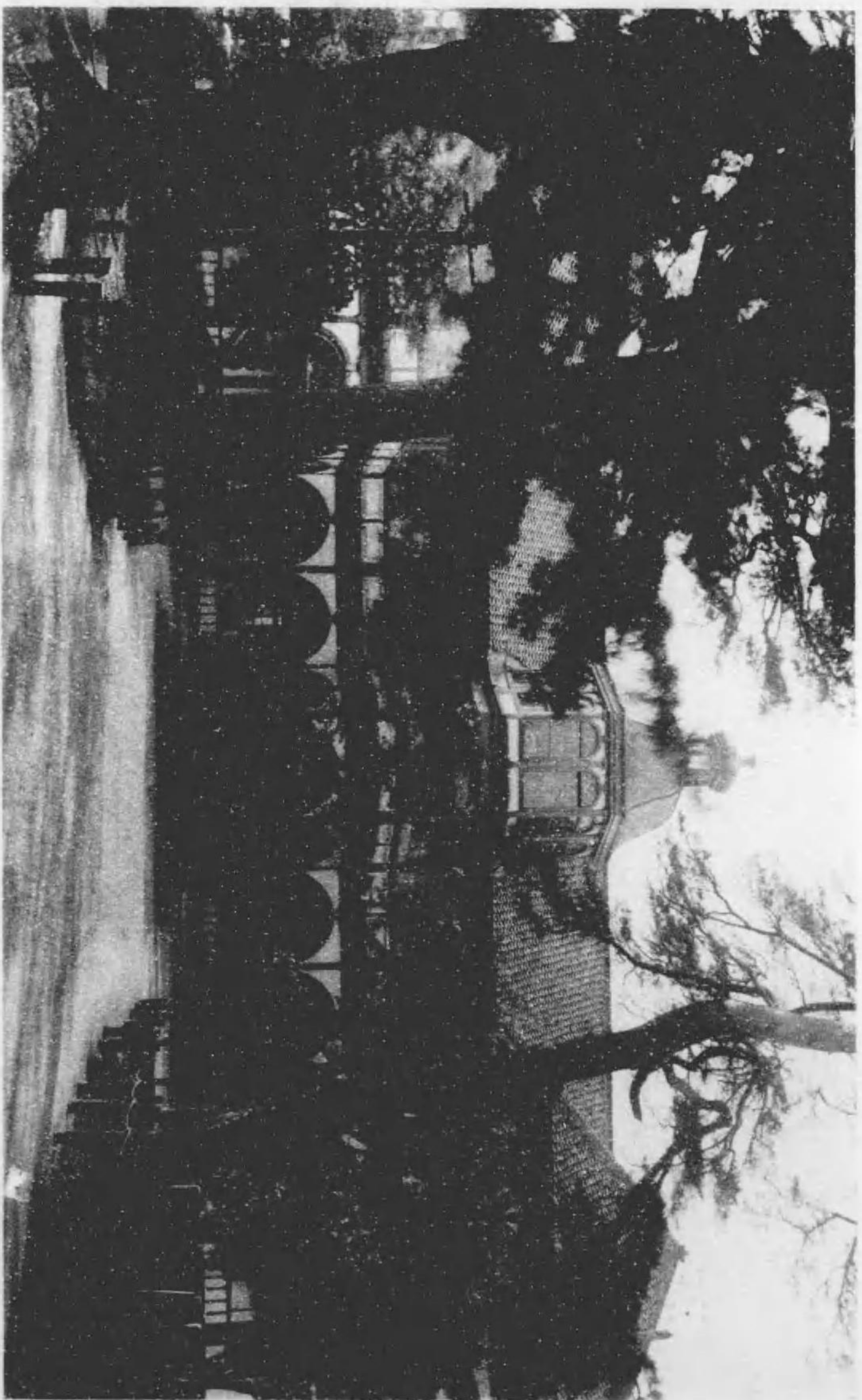
218X2



書裁的之產案



青森縣廳



14.21

641

Handwritten text, possibly a name or address, written vertically.





祝

國
光

玉
柳

光
國

玉
紅

姜心亭
印

14.24-641

「味へは頬さへおつるこ、ちせりりんこのあぢの
あまりよければ」
食堂において 千 秋

(宮内大臣 渡邊千秋)

「かくしつ、國もとむらんなりはひのみちひらけ
ゆく御代のたのしさ」
久 敬

(宮内省秘書官 近藤久敬)

「青森と名におふさに紅の味よきこのみいかて
なりけむ」(及林檎の繪)
正 臣

(御歌所主事 坂 正臣)

雪を噛むこの甘きものは林檎かな」 東、洋 城

(式部官 松根豊次郎)

凡 例

- 一、本書は本縣産業の現状を概略記述するに止めたり
- 一、統計諸資料は主として昭和二年末のものに求めたるも判明したる分は努めて最近のものより之を求むる事とせり
- 一、配列は學理的ならざる嫌あるも便宜上事務的常識的に記述せるものなり

附 記

表紙題字は平井知事の筆蹟

◎正 誤

頁 一七	行 三	誤 派遣シ	正 派遣シ
頁 一八	行 三	誤 成績ヲ	正 成績を
頁 二〇	行 八	誤 游離流酸	正 游離硫酸
頁 二五	行 一三	誤 極力餘驗研究	正 極力試驗研究
頁 二六	行 三	誤 (第八節六參照)	正 (第六節第二項六參照)
頁 三五	行 三	誤 唱導助るもの 縣令を助けて	正 唱導するもの 縣令之を助けて
頁 三九	行 九	誤 備考 年度は	正 備考 二年度は
頁 四三	行 一三	誤 各着手人	正 各看守人
頁 四六	行 三	誤 桑樹明枯病	正 桑樹胴枯病
頁 七三	行 一	誤 第一節	正 第四節
頁 八四	行 一四	誤 洋馬牛	正 洋種牛
頁 二六	行 五	誤 王子鱈鮓	正 王子鱈鮓
頁 二五	行 三	誤 信託案	正 信託業
頁 二六	行 六	誤 工場資本金	正 工場
頁 一九五	行 四	誤 應舎を現在の箇所に に移轉し	正 應舎を縣廳前に 昭和三年十月 に移し青森市 外佃に新築し に移轉す
頁 一九七	行 一	誤 紺綬褒賞	正 紺綬褒章
	行 一	誤 綠綬褒賞	正 綠綬褒章

青森縣の産業目次

第一章 總説

第一節 位置及氣候

- 一、位置
- 二、氣候
- 三、本縣氣候と産業との關係

第二節 地勢及地質

- 一、地勢
- 二、地質

第三節 面積及人口

- 一、面積
- 二、人口

第四節 産業概観

第二章 各種産業の概況

第一節 農 業

第一項 耕 地

- 一、耕地面積及人口
- 二、耕地の擴張
- 三、耕地整理事業

第二項 主要農産物

- 一、米
- 二、麥
- 三、大豆
- 四、其他の雜穀
- 五、馬鈴薯
- 六、蔬菜
- 七、林檎
- 八、梨
- 葡萄
- まろめろ

第三項 農事に對する施設

- 一、農事試驗場
- 二、種籽改良
- 三、病虫害驅除豫防
- 四、肥料改良増殖
- 五、畜力利用獎勵
- 六、農事共同施設獎勵
- 七、自作農創設維持
- 八、農業倉庫の獎勵

第四項 農會及農事改良組合

- 一、農 會
- 1 縣農會
- 2 郡市農會
- 3 町村農會
- 二、農事改良組合

第五項 農産物検査事業

- 一、機關 青森縣穀物薬工品検査所
- 二、検査事業
- 1 移出米検査
- 2 産米検査
- 3 移出薬工品検査
- 4 薬工品生産検査

一	位置及氣候	一、位置	二、氣候	三、本縣氣候と産業との關係
二	地勢及地質	一、地勢	二、地質	
三	面積及人口	一、面積	二、人口	
四	産業概観			
五	農 業			
六	耕地	一、耕地面積及人口	二、耕地の擴張	三、耕地整理事業
七	主要農産物	一、米	二、麥	三、大豆
八		四、其他の雜穀	五、馬鈴薯	六、蔬菜
九		七、林檎	八、梨	葡萄
十		まろめろ		
十一	農事に對する施設	一、農事試驗場	二、種籽改良	三、病虫害驅除豫防
十二		四、肥料改良増殖	五、畜力利用獎勵	六、農事共同施設獎勵
十三		七、自作農創設維持	八、農業倉庫の獎勵	
十四	農會及農事改良組合	一、農 會		
十五		1 縣農會	2 郡市農會	3 町村農會
十六		二、農事改良組合		
十七	農産物検査事業	一、機關	青森縣穀物薬工品検査所	
十八		二、検査事業		
十九		1 移出米検査	2 産米検査	3 移出薬工品検査
二十		4 薬工品生産検査		

(二)

第二節 林業

第一項 沿革……………三九

第二項 概況……………四一

第三項 林相……………四三

第四項 植栽及伐採……………四三

第五項 林産物及販路……………四四

第六項 林業に對する施設……………四七

一、模範林 二、縣行造林 三、官行造林

四、公有林野整理統一入會地解消 五、森林組合設立獎勵 六、保安林 治水

七、補助獎勵事業……………五四

イ、公有林野整理補助 ロ、公有林野造林補助 ハ、樹苗養成補助 ニ、荒地地復舊補助 ホ、水源涵養造林補助 ヘ、林業共同施設補助 ト、製炭改良獎勵 チ、海岸砂防植栽補助 リ、推茸栽培獎勵 ヌ、桐樹栽培獎勵

八、林業団体……………六〇

一、青森縣山林會 二、縣製材組合

第三節 蠶糸業

第一項 沿革……………六一

第二項 現況……………六三

第三項 蠶業に對する施設……………六六

一、蠶業試驗場 二、桑園の改良増殖

三、接木講習 四、蠶業指導者の設置

五、蠶業指導村の設置 六、屑繭整理講習

七、共同殺蛹乾繭所補助

第四項 蠶業關係団体……………七一

一、養蠶組合聯合會 二、同業組合

三、大日本蠶糸會青森支會

第五項 蠶業取締所……………七三

第四節 畜産業……………七三

第一項 産馬……………七三

一、沿革 二、現況 三、畜産に關する施設並団体

第二項 牛……………八四

(三)

第五節 水産業

一、沿革 二、獎勵施設

第三項 緋羊……………八七

第四項 養豚……………八八

一、沿革及現況 二、縣の施設

第五項 家禽……………八九

第五節 水産業……………九〇

第一項 現況……………九〇

第二項 漁業……………九三

一、概況 二、主要漁獲物

1 鱒 2 柔魚 3 鮭 4 鱈 5 鮪

6 帆立 7 海藻

第三項 製造……………九七

一、概況 二、主要製造物

1 乾鮑 2 鰯 3 海參 4 田作 煮干

燒干 5 鱧節 6 魚肥

第四項 水産に對する施設及団体……………一〇三

一、水産試驗場 二、漁業組合 三、水産會

第六節 商工業……………一〇四

第一項 工業……………一〇五

第二項 商業

一、現況……………一〇八

二、一般工業……………一〇八

イ 織物 ロ 藥細工品 ハ 木製品

ニ 金屬製品 ホ 菓子館 ヘ 酒類

ト 醬油 チ 味噌 リ 澱粉 ヌ 麴類

2 特殊物工業……………一二六

イ 漆器 ロ 蠶細工 ハ 罐詰

ニ、セメント

3 特殊工業……………一二三

電氣事業

第二項 商業……………一三三

一、現況……………一三三

二、移輪出入……………一三六

1 國內移出入……………一三六

イ 移出入調 ロ 港灣輸出入調

2 外國貿易……………一三三

イ 輸出入品表 ロ 國別貿易額表

ハ 十ヶ年間貿易額表

三、金融……………一三三

1 銀行業……………一三三

イ 縣内本店銀行 ロ 縣外銀行營業所
ハ 銀行金利

2 信託業 3 無盡業 4 信用組合
5 郵便貯金 6 地方低利資金 7 質屋

四、市場 五、物價……………一五九

六、重要物産の販賣状況……………一四〇

1 米 2 薬工品 3 木炭 4 馬鈴薯
5 水産罐詰

6 其の他工産品

イ 桐製品 ロ 漆器 ハ 木通蔓細工
ニ 織物 ホ 飲食料品

7 林檎 8 馬匹及牛豚

第三項 商工業に對する施設……………一五五

一、工業關係……………一五五

1 工業試驗場 2 醸造業指導
3 工業傳習 4 意匠圖案の改良指導

二、商業關係……………一五七

1 物産館補助 2 樺太出張販賣獎勵
3 七大都市販賣幹旋事務所設置
4 博覽會出品獎勵 5 航路補助

第四項 商工業獎勵機關及關係團體 一五八

一、商工會議所 二、商工聯合會
三、同業組合及準則組合
ト 同業組合 ロ 準則組合 ハ 酒造組合
ニ 其の他

第七節 鑛業……………一六三

一、概況 二、現況

第八節 副業……………一六三

第一項 現況……………一六三

第二項 獎勵事業の概要……………一六五

第三項 主要副業の概況……………一六五

第九節 企業……………一六八

第一項 工場……………一六八

第二項 商事會社……………一七五

第三項 産業組合……………一八一

一、現況 二、産業組合中央會青森支會
三、縣信用組合聯合會

第十節 交通及運輸……………一八四

第一項 道路……………一八四

第二項 鐵道及軌道……………一八四

一、國有鐵道 二、私設鐵道 三、軌道

第三項 諸車……………一八五

第四項 航路……………一八五

一、陸奥灣内外航路

二、北海道連絡航路……………一八六

イ 青森—函館間 ロ 青森—室蘭間
ハ 函館—大畑間 ニ 大畑—小泊—野邊地
—函館間

三、樺太航路……………一八七

イ 青森—大泊間 ロ 青森—眞岡間

四、船 舶……………一八八

第十二節 度量衡……………一八八

一、現況 二、材料 三、販路 四、取締
五、メートル法宣傳
六、度量衡協會青森支部

第三章 實業教育機關及
測候所

第一項 農學校……………一九二

一、三本木農學校 二、五所川原農學校

第二項 工業學校……………一九三

一、工業學校 二、市立工業學校學

第三項 水産學校……………一九三

第四項 商業學校……………一九四

第五項 實業補習學校……………一九四

第六項 測候所……………一九四

第四章 産業功勞者

一、賞勳局褒賞の分……………一九七

ロ、農商務大臣表彰の分……………一九七

青森縣の産業

第一章 總說

第一節 位置及氣候



一 位置 本縣は本州東北の盡頭に在り極東東經百一十一度三十二分、極西東經百三十九度五十四分、極南北緯四十度二十一分、極北北緯四十度二十一分に位せり、陸奥灣内、東津輕、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕、上北、下北、三戸の八郡、青森、弘前、八戸の三市を管轄す。

青森驛を起点とする全國各主要地驛との鐵道距離左の如し（哩數）

仙台二三九、七・東京（上野）四五六、九・名古屋六九四、〇・大阪八二二、二・下關一、一

六二、一・金澤四七一、五・博多一二四二、六・鹿兒島一、四四二、九・札幌二七九、一・

大泊五五六、六・（但羽越北陸線經由とすれば米原以西の都市へは一五五、五・近距離なり）

二 氣候 本縣の位置と地勢とは其氣象に及ぼす影響尠からざるものあり、東海岸を流る、

計	年次					
	三月	七月	十月	九月	八月	七月
元	一	二	五	一	六	三
一九四	二六	二七	二二	二六	四	二八
一九三	二七	三三	二七	二四	一九	二二
二六	一	一	五	四	一	五
二〇〇	三	三	五	八	一	〇
二二七	二四	一九	一八	一四	二七	一〇
二〇	一	一	三	一	三	六
一九二	二四	二一	二	二	二	二
二二九	二七	三	二	二	一	九
三六	一	一	三	二	三	七
一七六	二五	一六	一	四	一〇	八
二二	二八	九	一	八	一	七
四〇	二	一	四	四	七	四
一五三	三	八	七	八	三	五
三〇	二七	二八	二	七	九	二

備考 全國主要地累年快晴平均日數左の如し。

札幌二三、函館二五、秋田一七、水戸六四、東京五七、新潟二一、名古屋五七、京都二九、大阪四四、下關三五、鹿児島五四、台北三〇、大泊三五、京城七二、釜山九三、大連一一四

第三表 雨雪日數及雨雪量

月次	昭和三年		昭和二年		昭和元年		大正十四年		大正十三年	
	日數	雨雪量	日數	雨雪量	日數	雨雪量	日數	雨雪量	日數	雨雪量
一月	二六	三、八	二六	二四、四	三二	二二、二	二七	一五、七	二六	二七、一
二月	二七	五、七	二六	二〇、六	三三	一五、九	三三	一五、三	二六	一四、三

計	年次											
	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	計
二八	九	二二	二二	九	二	二	二	二	二	二	二	二
六七、三	八五、四	五八、〇	九四、四	二六、九	一、九	九八、二	五九、七	一五九、二	一四、七	一、〇〇三、一	二八	二八
二八	二	一六	一〇	一八	二七	一四	一八	一九	二四	二七	二八	二八
八二、二	五五、五	八三、〇	五九、七	二二〇、一	八八、九	五七、九	一〇〇、〇	一五二、七	一八四、三	一、三九七、四	二五	二五
二五	一七	八	九	一八	一五	二〇	二四	二二	二七	二九	二五	二五
一〇一、五	八九、二	三〇、四	四六、九	二四、五	一七八、一	一三八、八	二二六、二	二二七、九	一四八、六	一、六四二、二	二二	二二
二九	二二	三	七	七	一四	一八	二七	一九	二八	三三	二九	二九
二二二、一	二五、六	六四、七	四〇、二	四四、九	二〇八、四	二〇一、五	一三〇、六	一六九、一	二七、七	一、四八九、八	二二	二二
二六	二	二八	二	九	七	一八	二七	二八	二七	二〇	二六	二六
二五、〇	四、三	七九、三	一〇一、一	六九、四	二、四	九八、七	九六、九	二九、五	一四八、八	一、二二二、七	二六	二六

備考 全國主要地累年平均降水日數左の如し。

札幌一九五、函館一九三、秋田二三四、水戸一五七、東京二四六、新潟二二六、名古屋一四四、京都一六二、大阪一三七、下關一六二、鹿児島一七〇、台北一八七、大泊一六八、釜山一〇七、京城一一三、大連七七

三 本縣の氣候と産業との關係 本縣の氣候は前述の如くなるに加へ、地勢の複雑なるに伴ふ冬季間に於ける氣壓の配置に關聯し、三戸郡を除きては、降雪數尺に達する所少なからず而も積雪期間は十一月末より翌年三月に至る五ヶ月に及び全國中北海道を除きては其の比

類を見ざるところなり、従つて冬期間は屋外作業全然不可能にして、僅に屋内にありて薬工品の製作等の副業的作業により僅少の収入を得つゝあるの状態にあり、而も此の劣悪なる自然的状態を克服する工業其他の生産業の發達を見ず、全く冬眠的生活を營むの止むを得ざる状態にあり、各種事業の遂行を阻害しその生産力を減退する事、實に大なるものあり、その損失實に莫大なるものあり、之等積極的意味における損失を度外視するも降雪に因る消極的損害のみにても各種産業に亘り總額凡そ三千万圓に達するの状況にあり、勿論苹果の産出等、寒冷に起因する特別な恩恵は尙之を認むるとするも有形無形の損失は是等の特惠を控除し遙かに大なるものあるを否定する能はざるの實狀にあり。

第二節 地勢及地質

一 地勢 下北、津輕の兩半島東西に相對して陸奥灣を擁し、其狀凹字形を成せり、東西北の三方を圍繞せる海岸の延長百七十餘里に亘り、幾多の岬灣出入し或は平沙遠く連り、或は絶壁急に海に沈み、船舶航運の便、漁獲採藻の利、若くは奇勝絶景の地乏しからず、而して我國の背梁山脈中央に連亘して地方を所謂南部、津輕の二部に分ち南方には泊、名久



岩木山

井等の諸山脈東西に連りて秋田、巖手の二縣に境し、又梵珠、増川等の連峯重疊して東及北津輕郡を界せり、山の大きなものを岩木山、八甲田山、赤倉嶽とし、川の大なるものを岩木川、馬淵川、奥入瀬川とす、十三瀉は岩木川の落口にして日本海に臨み、十和田湖は秋田縣の境なる背梁山脈の間に湛へ小川原沼、鷹架沼等は上北郡に在り、而して岩木川の流域には津輕平野あり、沃野二百餘方里農耕夙に開け、萬頃の稻田相連り、縣下重要な生産地たり、其他八甲田山麓には駒込川及荒川に沿へる青森の平野あり、南部には小河原沼附近及馬淵川流域に沿へる平野ありと雖、開拓未だ普く至らずして廣漠たる草原を爲せる所少からず。

二 地質 本縣の地質は、概ね火山噴出物第三紀層、第四紀古層及沖積層なり、就中津輕五郡及下北郡は火山噴出物最も廣大にして上北及三戸郡は第三紀層多しとす、又津輕地方は



十和田湖

きなり。

沖積層埴土及壤土廣く南部地方は第三紀層壤土最も大なり、即ち本縣の地質は敢て肥沃ならずと雖亦瘠薄なるにあらざる農産上肥料の配合に注意し適當の農耕を施さば多木の地益を増進すべ



奥入瀬の溪流

沖積層埴土及壤土廣く南部地方は第三紀層壤土最も大なり、即ち本縣の地質は敢て肥沃ならずと雖亦瘠薄なるにあらざる農産上肥料の配合に注意し適當の農耕を施さば多木の地益を増進すべ

第三節 面積及人口

一 面積 本縣の面積は六百二十四方里（東西五十八里餘、南北四十三里餘）にして之を各郡市別にすれば左の如し。

●面積

（面積は參謀本部調査に依るも青森市、弘前市には最近編入せられたる面積を示す）

郡市名	面積	廣	表	郡市名	面積	廣	表
東津輕郡	九、二二	八、一	一、〇五	下北郡	九、八三	一三、〇〇	二、〇六
西津輕郡	七、八八	二、二五	一、六三	三戸郡	八、六七	一三、〇六	五、一八
中津輕郡	四、二〇	六、〇〇	六、一八	（八戸市ヲ含ム）			
南津輕郡	六、二四	六、二五	八、二四				
北津輕郡	四、八九	三、〇六	一、二三	弘前市	〇、四三	編入後廣表ハ未調	
上北郡	一、三六	七、二四	一、四五	青森市	〇、六三	二、〇二	〇、一三
全	一、三六	七、二四	一、四五	管	六、四三	五八、〇七	四、二三

備考 全國中北海道、岩手、福島、長野、新潟、各縣八百方里以上ありて本縣は第八位にして香川縣、大阪府は最小百二十方里以下とす。

更に之を御料地國有地民有地別にするときは左の如し

御料地、國有地、民有地別

昭和二年末

郡市別	御料地	國有地	民有地	計
東津輕郡	一九一、三〇〇 步	七七、四七五、五三四 步	三九、八六一、六三四 步	一一七、五三八、五一八 步
西津輕郡		七四、一六〇、〇四七 步	二八、七八六、〇三七 步	一〇一、九四六、〇七四 步
中津輕郡		四一、九三二、六七二 步	二六、一五〇、八九〇 步	六八、〇七三、五六二 步
南津輕郡		四二、五六四、六七二 步	三九、六四六、八九三 步	八二、二一一、五七三 步
北津輕郡		三五、六七七、〇三二 步	三三、三七七、〇〇六 步	五七、九九四、〇三七 步
上北郡	二三、九八三、九〇〇 步	一一七、〇五二、四二四 步	六九、一六四、二五〇 步	二〇九、二〇〇、五七四 步
下北郡		一一七、〇五二、四二四 步	六九、一六四、二五〇 步	二〇九、二〇〇、五七四 步
三戸郡		八一、六六七、三二八 步	二八、一四三、〇七四 步	一一九、二七〇、七三二 步
弘前市	九、四六六、四〇〇 步	八二、六六七、三二八 步	八七、〇〇一、〇一五 步	一〇九、九三三、三三三 步
青森市		一〇一、九二〇 步	四〇三、九七二 步	五〇五、八九二 步
計	三三、六六六、六〇〇 步	四九三、六七〇、八七五 步	三四二、二九五、五六九 步	八六八、六〇三、〇三四 步

二人口 本縣は其面積八百二十四方里餘の廣大なるに比し人口未だ多からず、明治十五年平均一方里の人口五百六十人強なりしも、明治三十五年に至り七百四十六人に上り、昭和三年末調査に據れば一千三百八十五人にして、其總數八十六萬三千三百三十一人なりとす

人 昭和三年現在

3 最近五ヶ年間の増加數

出生	死亡	青森	岩手	宮城	東京	神奈川	愛知	京都	大阪	沖繩	全國平均
(最高) 四〇、五〇	(第五位) 二二、六四	二、九二	二、九一	三九、七三	三〇、二五	三三、二二	三三、四七	二七、八四	一七、一〇	(最少) 二七、〇三	三三、六一
(次位) 四〇、五六				一九、七〇	一六、五〇	一八、三五	二〇、二二	二二、二八	一八、八三	一七、一七	一九、八〇

郡市名	面積	現在人口	一方里人口	郡市名	面積	現在人口	一方里人口
東津輕郡	八九、二三 方里	七、五六 人	八七〇 人	下北郡	九一、八三 方里	五、七二 人	六二二 人
西津輕郡	七三、八八 方里	七、三三 人	一、〇三三 人	三戸郡	八二、五六 方里	一、六〇、五三 人	一九五七 人
中津輕郡	四七、二〇 方里	六〇、二六 人	一、二七九 人	(八戸市ヲ含ム)	五、四三 方里	四、二九 人	八三、三三 人
南津輕郡	六二、二四 方里	一七、四〇 人	一、九二四 人	弘前市	一、八四三 方里	八七、一六 人	一、三五、七六 人
北津輕郡	四三、八二 方里	七九、二〇 人	一、八四三 人	青森市	六、四三 方里	八、六三、三二 人	一、三六、三五 人
上北郡	一三四、六六 方里	一〇五、九八 人	七九〇 人	計	六三四、四三 方里	八六三、三二 人	一、三六、三五 人

備考 1. 全國中—東京—大阪—北海道—兵庫—愛知—の各府縣は最多數二百萬人以上ありて 鳥取—沖繩—奈良—各縣は最小數六十萬人以下にして本縣は第三十一位に屬す。

2. 人口千に付出生及死亡率主要府縣の分左の如し。(昭和二年)

青森五六、五二三人 岩手五五、四四四人 全國三、七七三、七六九人
 最多—東京七八五、七一六—大阪四七一、六五五人
 最少—石川三、四九四—福井(一、二五六—沖繩(一、三、九五〇)
 三戸數 現在戸數は總計十三萬八千四百四十七戸にして、各郡市毎に職業別を示せば次表の如くにして、農は三戸、南津輕郡最も多く、工は青森市、弘前市及三戸郡最も多し 漁業者は下北郡に多く東津輕郡、三戸郡之に次ぎ、商業は三戸郡及青森市、弘前市に多し其細別左の如し。

●郡市職業別戸數 昭和三年度 本業—無職業戸數(二、一七戸)を加へず

郡市別	農(農、畜、蠶、林)		水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務		計
	自由業	其他有業者								
東津輕郡	六、九七二	一、八三八	一、八三八	二六	五二四	一、〇六七	五二二	一、〇三二	一、三八八	二二、三六六
西津輕郡	七、九八〇	六〇九	六〇九	二	四九九	一、〇九一	二三四	四四三	一、三〇四	二一、六一六
中津輕郡	七、六八八	—	—	—	四〇四	六二四	一七三	二五六	一、二七七	一〇、三〇二
南津輕郡	二、三六二	—	—	七	六九七	二、〇五七	四七八	八三九	一、二四六	一八、九四五
北津輕郡	八、一九二	四八五	—	—	五七一	一、五四四	三八九	六七八	一、〇五六	二二、九二五
上北郡	九、三三〇	一、三二一	—	—	五八四	一、九八四	五四六	一、〇五一	一、〇三七	一六、一七七
下北郡	二、三三五	三、三三三	—	—	六〇〇	八〇六	二四六	六四九	五五三	八、四五六

第四節 産業概観

本縣の面積は前述の如く六百二十四方里餘海岸線の延長百七拾餘里に達し、内に千古の森林、豊饒なる津輕平野、廣漠たる三本木平野を擁し、農工、水産、畜産、鑛業何れも缺くる所なく殊に南部地方の馬、津輕地方の林檎及樺材並に水産權詰は、その聲價全國に冠たるもの存し、資源は決して尠なからずとするも、之を總觀すれば、その發達未だ幼稚にして改善振興を企圖せざるべからざるもの多々存す、之畢竟人口稀薄なると且氣候寒冷にして積雪多く、勞働の未だその資源の開發に及ばざるものと歸因す、資金の潤澤ならざると金利の高きに加へ、縣民の企業心未だ旺んならざるものと歸因す、然れ共、その生産額年一億圓に近く過去十年前に比すれば數倍の増加を示し益々其の額を増加せんとする状態に在り。

縣に於ては之等の状態に鑑み昭和三年度に於て産業調査會を設け各種産業關係の權威者を委員

に任命し、各般の事項につきその資源並開發振興の方策につき慎重研究の結果各種の事項の答申を見縣に於ても着々その實現に努力しつゝあり、本縣産業の面目も一新せらるゝの日亦遠きに非るを信す。

今最近五ヶ年間の趨勢を示せば左の如し。

●生産總額

年次	農産	水産	工業	林産	畜産	鑛産	計
昭和三年	五〇、四九五、〇八八 ^円	一一、〇四三、七八〇 ^円	二九、二〇四、二九九 ^円	一〇、二四八、五一六 ^円	三、四〇七、八〇四 ^円	調査中 ^円	一〇四、三九九、四一七 ^円
昭和二年	四八、五八、五三三	一〇、〇六一、三七四	二六、九三六、五四	八、七四五、〇七三	三、二七九、六六六	三、二六六	九七、六〇二、四二一
昭和元年	五二、五八四、七八	八、五八一、七九〇	二六、四八一、九一五	九、〇八六、三九七	三、〇七七、一三九	一〇五、四五四	九八、九一七、四六二
大正十五年	六二、三五、〇五六	一一、六〇一、四三四	二九、一九、四八二	九、一四九、七七四	三、四六三、八五〇	五二二、八四九	一一六、一六二、四三五
大正十四年	六二、三四、二三	九、九七四、八五二	三一、五八五、四五五	九、二四、〇〇四	三、五〇七、七五〇	一一五、九八〇	一一五、五三二、二六四
大正十三年							

第二章 各種産業ノ概況

第一節 農業

第一項 耕地

一 耕地面積及戸口 農業は本縣に於ける各種産業の首位を占め、農産物の價格は常に總生産額の六七割に達す、而して昭和三年の統計によれば現住總戸數十四萬〇六百三十四戸の内農業戸數は本業副業十二萬三千四百十三戸にして従業人員四十萬二千四百四十三人の多きに及ぶ、耕地は土地の面積に比し必ずしも多きにあらずと雖も、尙ほ水田六万六千九百九十九町一反歩、畑五萬九千九百八十八町二段歩、計十二萬六千九百七十七町三反歩を有するが故に之を總農戸數に割當つれば一戸平均水田七段九畝、畑七段となり、全國平均農家一戸當水田五段五畝に比すれば水田に於て二反四畝多し、而して將來開墾し得べき見込面積は別項の如く五萬餘町歩の多きを算するが故に本縣の農業は年を逐ふて發達すべきは疑を容れず。

二 耕地擴張 開墾地目變換を目的とする耕地整理事業は著しく増加の趨勢あるも、米穀需給

の状況に顧み向一層獎勵を加ふるの緊要なるを認め大正十一年度全縣下の地目變換開墾見込面積を調査せり、其の成績左の如し。

郡名	田となるべき面積	畑となるべき面積	計
東津輕郡	二、二八二、六町	一、六八一、〇町	三、九六三、六町
西津輕郡	二、七五五、五町	五、三〇四、九町	八、〇六〇、四町
中津輕郡	一、二六、〇町	六、三三四、六町	六、三六〇、六町
南津輕郡	九六、二町	一、二九一、九町	一、三八八、一町
北津輕郡	一、三六七、三町	一、一二二、九町	二、五〇〇、二町
上北郡	四、八七八、三町	一〇、六九八、六町	一五、五七六、九町
下北郡	二、一六六、〇町	四、三九九、九町	六、四六五、九町
三戸郡	五、八三四、一町	五、三三五、六町	一一、一四九、七町
合計	一九、五五六、〇町	三五、八七九、四町	五五、四三五、四町

青森營林局調査に係る國有林野開墾適地左の如し。

田となるべき面積 一、八一九町三七

畑となるべき面積 五、七五三、八〇

計 七、五七三、一七

三 耕地整理事業 本縣に於ける耕地整理事業獎勵の濫觸は明治三十四年にして爾後五ヶ年間

は縣農會に委託し調査計劃に當らしめたりしか、明治三十九年耕地整理獎勵並に調査規定の縣令を發布し以て斯業の獎勵を圖れり、其の梗概を擧ぐれば耕地整理の出願者ある時は測量調査し、設計書を交付し、工事監督具の他繁雜なる諸般の手續は隨時技術員を派遣シて指導を爲さしめ其の他各地に講話、講習を開催し、印刷物を配布して勧誘せり。今本事業現在の大要を擧ぐれば次の如し。

一、現況 本縣耕地整理事業は認可地區數二七八ヶ所此の面積一〇、九七四町步にして内工事を完了したるのも一二九ヶ所、面積四、三六一町步に達し將來益々進展の傾向あり。

二、昭和四年度事業施行豫定設備並調査費豫算施行豫定

設計調査面積 一、〇〇三町步

工事監督面積 五五〇町步

事務指導面積 一、〇〇〇町步

職員は農林技師二人、農林技手二三人、農業技手補一〇人、豫算額四八、三四九圓（外に地方技師一人、屬一人）

三、耕地整理工事費補助 耕地整理法に依り總面積五町歩以上の耕地整理を施行するものに對しては、本縣補助規則に依り工事費の三分の一の補助金を交付しつゝあり。最近五ヶ年間の補助金左の如し。

大正十三年度	一一八、五〇九圓
大正十四年度	一一一、四五二圓
昭和元年度	一八二、二五〇圓
昭和二年度	一四八、一一五圓
昭和三年度	一五〇、〇〇〇圓

四、開墾地移住家屋建築補助 開墾地移住奨励の爲開墾助成地に移住の爲必要な家屋を建築するものに對し、一戸當り二百圓の補助金を交付しつゝあり、既に補助金を交付したるもの二一戸、外に開墾地共同建造物三棟あり。

五、開墾助成事業 本縣に於ける開墾助成事業は全國に於て有數なる成績ヲ擧げ、將來亦發展の餘地大なるものあり、現在助成地區數一三七ヶ所此の面積四、一七八町歩にして大正八年度以降交付を受けたる助成金五六六、九八五圓なり。

六、用排水改良事業

(一) 淺瀬石川筋用水改良事業 南津輕郡淺瀬石川筋一町二十一ヶ村の水田灌溉區域六、六〇〇町歩の旱魃被害を蒙る反別二、五〇〇町歩に及ぶ依つて之が用水改良に計る爲、全郡山形村二庄内に貯水池を築造して用水補給の計劃を樹て大正三年度より昭和三年度に至る五ヶ年の縣營事業とせるも地質不良のため施行方法を變更せる結果、一ヶ年度延長し尙堤防築立中にあり。
總費用三一七、〇〇〇圓にして之れが事業遂行を期せり。

(二) 山田川沿岸排水改良事業 西津輕郡山田川は源を岩木山に發し總延長約十五里中途田光沼を経て十三湖に注ぐ、郡内一町十ヶ村の水田八、〇〇〇町歩の主要排水路なり。融雪期若は一朝霖雨の際は流域の悪水は山田川に集注し、一方十三湖水戸口の閉鎖に依る水位上昇の爲、沿岸耕地約三、五〇〇町歩に氾濫湛水を來たし被害頗る多し、之が被害を排除する爲、悪水の一部を用水路、土淵堰の上流部に於て直接岩木川に放出せしめ、悪水の殘部をして山田川に收容するの計畫を樹て大正十五年度より六ヶ年の縣營事業にして總費用は四六二、〇〇〇圓なり。

(三) 馬淵川沿岸用水改良事業 三戸郡馬淵川沿岸の上長苗代村、下長苗代村に亘る水田一、〇〇〇町歩は年來用水に乏くし之が爲收穫を減せらるゝこと尠からず、依つて馬淵川に揚水機を設置し、灌漑の補給を計る計劃を樹て豫算總額一五九、〇〇〇圓を以て、大正十五年度より二ヶ年繼續事業として大正十五年十一月起工し昭和二年六月据付工事完成したり。引繼き灌漑區域を以て耕地整理事業施行中なり。

(四) 駒込川毒水排除計劃 東津輕郡筒井村、造道村、原別村の三ヶ村に亘る水田一〇〇〇町歩を灌漑する駒込川は水源に游離硫酸を含有し灌漑水として不適當なり曩に農林省技術官に依り之が用水改良計劃調査せられ用水改良縣營事業の候補地なり。

(五) 七戸川沿岸排水改良事業 上北郡七戸町外三ヶ村水田三千町歩は七戸川の逆流氾濫により附近水田浸水し、被害多きを以て之が排水改良實施の爲本年度より農林省技術官の派遣を請ひ目下調査中なり。之れが調査完成の上は縣營事業として實施する豫定なり

七、十和田湖の水位調節に依る大規模開墾計劃 上北郡三本木平野は十和田湖を水源とする奥入瀬川に沿ふ三本木町外五ヶ村に亘る一万數千町歩の平野にして、十和田湖の水位調節の如何に依りては七、〇〇〇町歩以内の開田をなし得へし。

農林省は大規模開墾調査の爲、昭和二年度より引續調査せられ將來は國營開墾候補地として有力なるものゝ一なり。本事業に就ては十和田湖風致問題と密接なる關係を有す。

第二項 主要農産物

一米 本縣に於ける米産額は大正七、八年頃迄年々概ね九十萬石内外にして百萬石以上に達すること稀なりしか近時農民の覺醒に伴ひ、耕種の方法年と共に改善せられ、大正九年以降氣候の順良と相俟て毎年百萬石を降らざるに至れり、而して現在栽培せらるゝ品種は百餘種にして龜の尾及豊國最も多く、九平、細稈、小田代、關山等之に亞く最近五ヶ年の作付段別及收穫高左の如し。

年	次	作	付	反	別	收	獲	高	一	段	反	歩	當
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年次	作付反別	收穫	高	一反歩	歩當
昭和三年	六五、〇三三 ^町		一、三三、〇三〇 ^石		一、七六
昭和二年	六四、五二五		一、〇七八、四九一		一、六七二
昭和元年	六四、三三二		一、〇一七、八五〇		一、五六六
大正十四年	六四、〇七三、五		一、一三六、三三七		一、七四
大正十三年	六三、五二八		一、〇三三、〇三三		一、六七三
平	六三、〇五一、一		一、〇七、〇五〇		一、六九二

然して本縣産米は概して食味よく一般に愛好せらるゝの特質を有するも乾燥不十分なると調製未だ完全ならざる缺点あり、縣に於ても鋭意之が改善に努めつゝあり。

二麥 麥は作付段別多からず、僅に畑面積の十分の一に過ぎざるを以て、生産高も十萬石に充たざれども、品質優良にして製粉並に醸造用として賞用せられ將來發展の餘地頗る多く、殊に小麥の栽培は近時年と共に漸増の趨勢を示せり。品種は細稈、細麥、相州フルツ、丸珍種等多く栽培せらる。最近の生産額左の如し。

年次	作付反別	收穫	高	一反歩	歩當
昭和三年	六、四四二 ^町		七、八三三 ^石		一、一〇七 ^石
昭和二年	六、五九八、五		六、〇六六		一、〇四一
昭和元年	六、六二、六		七、〇三六		一、〇五

年次	作付反別	收穫	高	一反歩	歩當
大正十四年	六、六六六		七、四九九		一、一〇四
大正十三年	五、八五八		五、一四二		〇、九四一

三豆 本縣の大豆は生産額多からずと雖も品質優良なるを以て江湖に推稱せらる。收量は年に依りて、豊凶の差あれとも段當り一石を越ゆることなく従つて収益少きを以て作付段別の如きは二十年來殆んど増減を見ず。唯農業智識の増進に伴ひ幾分收量を増加せりと雖も尙栽培法に改善の餘地頗る多し、將來品種と栽培法とを改めなば生産高を倍加すること決して難事に非ず、本縣大豆の將來頗る有望なるものあり。野起、王造、千成、陽月、菊地等の諸品種最も多く栽培せらる。最近五箇年の收穫並に作付段別左の如し。

年次	作付反別	收穫	高	一反歩	歩當
昭和三年	一三、八四一 ^町		一、一七、〇四一 ^石		〇、八四六 ^石
昭和二年	一三、八四四、〇		一、〇九、三三九		〇、七九〇
昭和元年	一四、一七〇、〇		一、二六、七八〇		〇、八九七
大正十四年	一四、八四九、八		一、三六、二八九		〇、九一八
大正十三年	一四、九六七、〇		一、〇九、〇三三		〇、七二八

四 其他の雜穀 本縣雜穀中の主なるものは粟及蕎麥とす。粟は上北、三戸二郡に多く栽培せ

られ、農家の常食として米と共に重要な位置を占む、蕎麥は新墾地に多く植付らる産額左の如し。

年次	粟		蕎麥	
	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
昭和三年	六、六八四 ^町	七、四三三	六、三〇四 ^町	四九、四三三
昭和二年	七、一五五、〇	八二、二五一	六、五八八、〇	六〇、九五三
昭和元年	七、四六八、〇	七四、三四三	六、七八八、〇	六七、九八〇
大正十四年	七、七五一、四	七三、七五四	六、九二四、一	五七、七五二
大正十三年	七、九三三、〇	六四、八七三	七、四二六、七	三〇、〇三三

五 馬鈴薯

本縣に於ける主要畑作物にして年を逐うて作付反別を増し六千町歩の多きに達したることありしも近年萎縮病の漫延甚だしく爲めに作付反別及收量を減じたり、然れども最近選種並に栽培法に留意せる結果往時の隆盛を再現すべき氣運に向ひつゝあり特に上北郡三澤村地方の産最も著はれ關東、關西方面に移出せらるゝ數量少なからず、品種はアーリーローズ種最も汎く栽培せられ三圓薯、スノーフレーク等之に次ぐ最近五ヶ年の作付段別及收量左の如し

年次	作付反別	收穫高	一反歩當
----	------	-----	------

年次	作付反別	收穫高	一反歩當
昭和三年	四、四九九 ^町	一〇、九五九、九六 ^町	三、四四 ^町
昭和二年	四、三二七、〇	一〇、一七〇、九三 ^町	三、三六
昭和元年	四、一九七、〇	九、三七一、〇〇 ^町	三、三三
大正十四年	四、四四三、八	一一、一三八、〇四 ^町	三、五〇
大正十三年	四、五四二、九	一〇、三五一、〇九 ^町	三、五

六 蔬菜

本縣に栽培せらるゝ蔬菜は種類甚多けれども品質の優良なるものを出すは甘藍、白菜、人參、牛蒡、長芋、葱等なり。甘藍及白菜は全縣下到處に優品を出し人參、牛蒡と長芋は三戸地方、葱は三戸地方及藤崎地方の産最も品名高し。

七 林檎

本縣の林檎はその品質の優良にして産額の多く夙に津輕林檎として聲價を博し來れる所にして、栽培は明治八年頃より始り年毎に發展し栽植面積増加に伴ひ病害虫著しく蔓延し一時廢園するもの續出せしが、栽培者は隱忍よく改善に従事し明治四十年頃栽培反別六千町歩に及び、收穫五千萬斤を擧ぐるに至り本縣屈指の重要物産となれり。縣は大正五年專任技術員を任用し全七年農事試験場に苹果部を設置し極力餘驗研究を行はしめ、更に病害虫驅除豫防費を計上し、産業組合、農會と協力防除に努めたる結果一時衰微せる林檎園も漸次回復するに至り、全十一年專任技師を歐米に派遣し、苹果に關する調査研究を行

はしめ指導改善に努力し現今の隆盛を見るに至れり、只その販賣組織に大なる缺陷あり、之が改善は一日の急を要するものあり。昭和四年度苹果を主とする縣物産販賣改善費を計上し之を實施す(第八節六参照)

「品種」初期に賞用せられたるは大錦の如き大果のものを主とし、一時七十餘種に及ひしが漸次淘汰せられ經濟的品種たる國光、紅玉、柳玉、倭錦、祝、旭、紅絞、紅魁、印度等に統一せられたり。國光、紅玉は種類中最も優秀種にして收穫總數量の八割強を占む。最近五ヶ年間の統計を示せば左の如し。

年次	作付反別	收穫	高	價格
昭和三年	六、四四二	一六、七七一	一、三六	五、五〇六、三六〇
昭和二年	六、四四八	一五、三三六	一、五三	四、九四、五一八
昭和元年	六、四三七	一八、五九四	一、五五	三、九六四、一〇〇
大正十四年	七、二九八	一〇、二八七	一、七六二	四、五八五、五七七
大正十三年	七、五九一、六	六、三三三	九三三	三、六三三、六三三

八梨、葡萄、まるめろ 産額未だ多からされとも何れも將來有望の果樹なり、梨は近年品質優良のものを産す、早生赤、太白、長十郎等多く栽培せらる、葡萄は弘前地方の産最も著

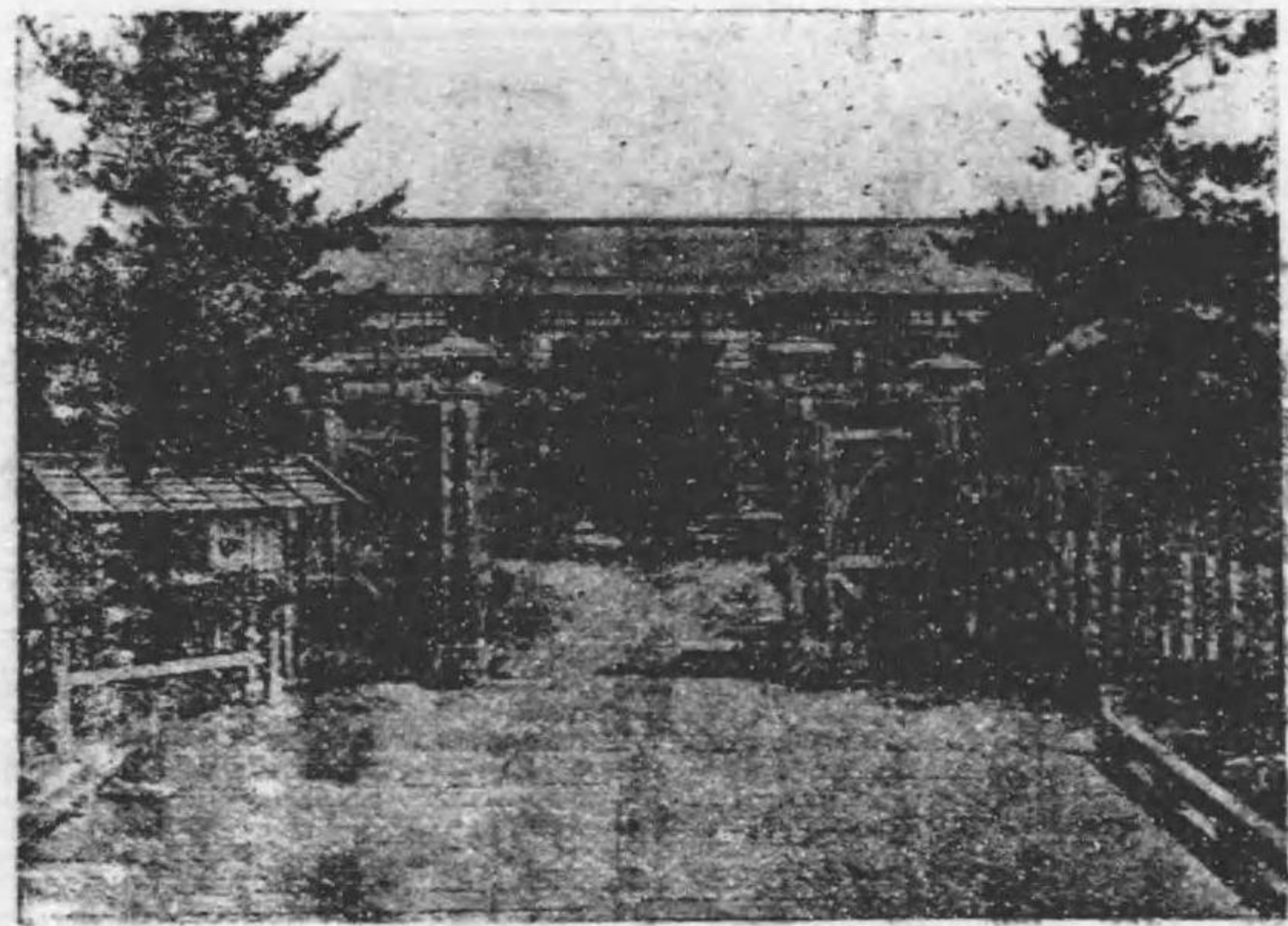
二名にして品質極めて優良なりブラックハンブルク、シヤスラードフォンテンブロー種多く作付らる、まるめろは果樹栽培法の進歩に伴ひ一般に品質向上せり、果實罐詰中の逸品として知らるゝマルメロ罐詰は之を以て製したるものなり。

第三項 農事に對する施設

一 青森縣立農事試驗場 は明治三十三年の創立に係り當初東津輕郡新城村に設置し、主として田畑作物の栽培試験を行ひしが大正二年南津輕郡黒石町元郡立農學校跡に移轉し之れと同時に分場を三戸郡八戸町に新設せしが大正十一年更に之れを全郡五戸町に移轉し今日に及べり、この間増設せられたる主なる事業は開墾試験、米麥雜穀等の品種改良並に原種圃苹果試験、貯藏加工試験、施肥標準調査、技術練習生の養成、温室試験、蔬菜改良採種試験等にして創立以來の業務を列記すれだ左の如し。

- 一、重要田畑作物の品種改良及栽培試験
- 一、原野の利用及開墾經營に關する試験
- 一、苹果栽培に關する試験並に苹果園經營試験

- 一、温泉利用温室に關する試験
- 一、土性殊に酸性に關する調査



縣立農事試驗場

- 一、施肥標準調査
- 一、病害虫其他有害生物の防除に關する試験
- 一、野鼠チフス菌の培養配布
- 一、優良種苗の育成配布及苗木の燻蒸
- 一、土壤肥料農産物の分析鑑定及品評審査
- 一、講習、講話、實地指導、質疑應答
- 一、試験、調査成績報告等の印刷物配布
- 一、農業技術練習生の養成
- 一、農具に關する研究調査
- 一、農産物加工貯藏試験
- 一、蔬菜の採種に關する調査研究

二 種子改良 主要農作物たる米、大麥、小麥、大豆並馬鈴薯の改良増殖を圖る爲大正十二年

度より町村採種田畑の設置獎勵に努め、現在縣下に二十九町三反歩の採種田と十五町歩の採種畑の設置を見るに至れり、縣は之に對し耕種標準を定め常に技術員をして之が指導に當らしむるの外獎勵金を交付してその助成に努め、一面農事試驗場に於ては人工交配系統分離並に品種比較試験により優良原種を選出し、原種圃を設置してこれが増殖を圖りその生産したる種子を町村採種田畑に無償を以て配布せしむ、尙米に就ては町村採種田に於て生産する種籾は部落又は共同採種圃に依りその増殖を圖り之を縣下水田全部の種籾となしこれが普及を圖ると共に品種の改良統一に努めつゝあり。

三 病虫害の驅除豫防 農作物に對する病虫害は近年著しく其の度を加へ將來の慘害測るべからざるものあり、縣に於ては專任技術員を設置し、農事試驗場、郡市町村農會を督勵し之れが驅除豫防に全力を注ぎ殊に果樹病虫害の爲めには毎年藥劑撒布曆を當業者に配布し以て防除の効を大ならしめつゝあり。

四 肥料改良増殖 本縣に於ける自給肥料の狀況を年産額二億万貫、反當施用量百四十貫に過ぎざるのみならず改善の餘地極めて多く一面に於ては近來金肥の購入著しく増加し毎年約三百万円を越へつゝあるは、農家經濟上講究を要すべき所にして堆肥の改良増殖を圖ると

共に一面緑肥の栽培奨励に努むることは極めて緊要なるを以て、専任技術員をして極力これが指導奨励に當らしめつゝあり。

五 畜力利用奨励 本縣は馬産地として農業經營上畜力の利用は最も利便あるに拘はらず、其利用甚だ不振なり故に昭和三年度より縣に於て馬耕の傳習並に競犂會を開催し、馬耕の奨励に努め尙ほ畜力の利用に關する優良器具、機械の實演會を開催してその智識の向上普及に努め以て農業經營の改善に資しつゝあり。

六 農業共同施設奨励 農村の實情に鑑み農業經營並生産物の販賣方法等を共同化するは最も緊要なるを以て、從來農事改良組合の設立普及に努め今年其の數以上に達したりと雖もその活動充分ならず、故に從來に於ける食糧増殖、堆肥改良増殖並改良農具に關する助成施設事業を統一し、主として該組合を主体としたる之等綜合的事業の奨励に努めこれが目的の達成に努めつゝあり。

七 自作農創設維持 農村問題の解決並農村基礎の確立を計るため自作農の創設維持を行ふは最も緊要にして、殊に本縣に於て小作農多數を占め且自作農家の耕地を失ふもの年々多きを加ふるの現状にあるを以て、昭和元年度より簡易保險積立金の融通を受け自作農の創設

維持を行ひ、昭和三年度に至る三ヶ年間に於て貸付金額四十八万円、貸付人員三百六十四人これにより創設維持したる耕地反別二〇〇餘町歩に達せり。

八 農業倉庫の奨励 農業倉庫の適切なる經營は農家か其の生産物よりうる利益を進むると共に一面米價を調節し金融を圓滑ならしむる至大の効果あるか故に、縣に於ては大正七年度より一萬圓の建設費補助を計上し、當業に對し建設費の四割を補助し之か經營を奨め、大正十一年度より補助金を一萬五千圓に大正十三年度は三萬五千圓に増額し、更に大正十四年度に於ては補助率を建設費の五割に、補助金を九萬圓に増額し一層農業倉庫の普及に努力しつゝあるを以て昭和三年度末現在に於て經營主体四十三、棟數八十八、建坪四千六百三十九坪の普及を見、四九六、六六〇俵の收容力を有するに至れり。

第四項 農會及農事改良組合

一 農會

1. 縣農會 明治二十六年四月の創立に係り農事に關する研究調査並に農業上の指導奨励に關する事業を爲し來れり、現在實行しつゝある主なる事業種目左の如し。

農業経営改善調査、農村基本調査、共同販賣購買斡旋、共同出荷改善、會報發行、郡市町村農會技術員設置補助、市場經營補助、町村農會農事改良組合篤農家農事功勞者表彰、品評會開催、稻作乾燥獎勵、堆肥製造獎勵、副業獎勵、町村農會指導、技術員短期養成、農村講座開催、農產物副業品共進會

2. 郡農會 八郡農會あり從來技術員を設置し各町村に對し生産技術上の指導を爲し來りたるも今や漸次生産物の販賣斡旋、肥料農具の購買斡旋等に努力するに至れり、主なる事業種目を擧ぐれば左の如し。

技術員設置、苗圃經營、病虫害驅除豫防督勵、青物市場經營、繭市場經營、養蠶指導獎勵、農產物販賣斡旋、種苗配付、早植早播獎勵、農事講習講話會、稻作增收競技會堆肥製造獎勵、定規購入補助、蠶種購入補助、陸稻採種圃經營、農事視察、指導田設置正條植獎勵、養鷄獎勵、青物大道品評會、養豚獎勵、養鯉獎勵、藻工品獎勵、農事改良組合設置獎勵、農事品評會、農家經營調査、表彰、農事基本調査、印刷物配付

3. 市農會 市農會三ありその事業としては園藝小家畜家禽等の普及に努むるとともに近年は青物市場を開設し以つて生産者消費者双方の直接取引を獎勵しつゝあり、主なる事業

左の如し。

技術員設置、病虫害驅除豫防、農事講話、繭市場經營、青物市場經營、農事視察、園藝獎勵、試作田設置、採種田設置、表彰、苗圃經營、

4. 町村農會 縣下町村數百六十四にして町村農會數百六十二あり専ら生産技術の指導に當り現在技術員を設置せるもの百二農會に及ぶ、近年更に生産物販賣斡旋の如き或は肥料農業用品購入斡旋の如き經濟方面の改善に對しても努力するに至れるもの相當多し其の主なる事業を列擧すれば左の如し。

技術員設置、採種田畑設置、改良農具獎勵、農事改良組合設置獎勵、副業獎勵、種苗配付、温床設置獎勵、養蠶獎勵、家禽獎勵、畜産獎勵、堆肥製造獎勵、陸稻栽培獎勵樹苗圃設置、早植獎勵、正條植獎勵、正條器購入補助、蔬菜改良指導獎勵、稻架獎勵模範田畑設置、苗代跡作獎勵、早播獎勵、稗拔取獎勵、果樹改良指導獎勵、畦畔整理排水獎勵、鹽水選獎勵、深耕獎勵、養蜂獎勵、農產物販賣斡旋、肥料購買斡旋、農具購買斡旋、樹苗種子共同購入、青物市場開設、品種試驗田畑設置、治水調査、農事基本調査、農家經濟調査、土壤試驗調査、肥料試驗、苗代跡作試驗、苹果試驗、農事研

究會、物價調査農事視察、農事講話、馬耕傳習會、竹細工講習會、薬工品講習會、屑
繭整理講習會、凍豆腐講習會、苗代品評會、稻作立毛品評會、苹果立毛品評會、農産
物品評會、堆肥品評會、畑作立毛品評會、農談會、採種田品評會、依米品評會、多收
穫競技會、馬耕競技會、製筵競技會、督農家表彰、印刷物發行、婦人農事講習會

二農事改良組合 本縣に於ける農事改良組合の設立は大正九年縣農會に於て設置獎勵を始め
たるに起因す、翌大正十年より縣農會は農事改良組合設置獎勵費を豫算に計上し其の獎勵
に努めたる結果、漸次其の數を増加し昭和三年四月一日現在に於て組合數八百九十七、組
合員數二萬五千七百四十九人の多きを算するに至れり組合の組織は主として農村部落を單
位とし其目的たる部落民の農業の改良發達を圖らんがために行ひつゝある事業の主なるも
のを擧ぐれば左の如し。

種子購入配付、改良農具購入、採種田畑設置、害虫驅除、苗代品評會、棒架獎勵、稗
拔取獎勵、農事視察、農談會、副業獎勵、講習會、農作物品評會、副業品評會、堆肥
製造獎勵、婦人農事講習會、正條植獎勵、早植獎勵、早蒔獎勵、

第五項 農 産 物 檢 査

一 機關 農産物の検査事業を施行せしむるが爲穀物薬工品検査所を青森市に置き縣内に十七
支所、五派出所を置く。

二 檢 査 事 業

1. 移出米検査 舊藩時代に於ける津輕米は品位價格共に他藩産米の上に出て到る所其の
聲價博したり蓋し舊藩時代の貢米は納入の際に嚴重なる検査を施行し苟も青米稗等の
混入せるもの若くは色澤形状の劣等なるものは不合格として上納を許さざりしを以て
水稻栽培の方法は勿論調製依裝頗る丁寧なりき當時之れを御藏米と云ひ、其の他のも
のを下米又は普通米と呼へり然るに藩政廢せられて貢納米は穀代金納の制となりたる
が故に一般農家は品質の如何を問はず只管收穫の多きを望みて他を顧みず逐年調製粗
悪に流れしも之が前後策を講ずる者なかりしが爲、奸商は種々悪手段を弄して需要者
を瞞着するに至れり、爰に於てか明治十五六年の交米穀改良の忽諸に付すべからざる
を唱導助るもの輩出し當時の縣令を助けて米穀商同業組合を組織せしめ規約に従ひ檢
査せしめたる結果市場に排斥せられたる津輕米は漸次各方面に歡迎せらるゝに至れり
而して明治三十九年進みて縣營検査を施行し産米の品質を高めん事を期し大正五年度

より更らに産米検査を施行するに至れり、而して移出米の検査は前述の如く明治三十九年に始まり當時は青森縣輸出米検査所と稱し本所を青森市に置き縣下樞要地に支所を置きて移出米の検査を行ひたり検査開始當初は検査の不統一と當業者中検査の煩累を厭ふ者あるを常とするも本縣に於ては幸ひに甚しき困難を見ずして豫期の成績を擧げ品質、乾燥、調製、俵裝、容量等大いに舊態を革めたり現在移出米の検査を行ふは青森、弘前、黒石、五所川原、川部、鱒ヶ澤、金木、十三、油川、浪岡、石川、尾上大鰐、八戸、三戸、古間木、三本木の十七支所及木造、板柳、鶴田、五戸、下田の五派出所にして検査に従事する職員は七十八名あり、最近五ヶ年の検査數量は左表の如く年の豊兎に依り差異ありと雖も平年に於ては百萬俵内外に及ぶ。

(昭和三年調)

年次	米					外計
	一等	二等	三等	四等	等	
昭和三年	七四二、一〇七	一一、八九七	八四、六一	四七、七四	二二、〇八二	九九九、五九一
昭和二年	八〇三、四七九	一六三、三〇〇	七六、九二七	三三、六七二	七、二七四	一、〇八三、六五三
昭和元年	七九七、二九四	一三八、〇八九	八八、四三三	一九、六八九	二、〇五三	一、〇四五、五四七
大正十四年	七四、三四四	一一〇、六四三	六、三五五	三三、〇九	二、八三二	九三六、二八四
大正十三年	八六、五三〇	一一、〇〇一	六、六九九	六、一一〇	五、三三五	一、〇一四、一五五

2. 産米検査

本縣の産米は外觀美ならずと雖も味頗る良好にして眞に米の味を愛好するの士は一度之れを口にすれば復た他を顧みざるを常とす、然るに近年に至るまで乾燥調製の点に就ては當業者の之れに意を用ふるものなく爲に市場に充分の聲價を博するに至らざりしを以て縣に於ては慎重なる研究を重ね遂に大正五年度より産米検査技術員を縣内各町村に駐在せしめて産米の検査を爲さしめ成績頗る良好なり、而して現在町村駐在の検査吏員は百二十一名にして駐在所七十九ヶ所なり、最近五ヶ年間の検査數量左の如し。

年次	検査区分	検査總數	合 格 米 個 數					計	等外米 (格外米)	受 驗 者 數
			一等米 (上等米)	二等米 (中等米)	三等米 (並等米)	四等米 (並等下米)	計			
昭和二年度 (自昭和二年九月至昭和三年八月)	品質検査	二、二四、四九一	—	—	—	—	—	—	—	
昭和元年度 (全)	品質検査	二七八、九四五	—	—	—	—	—	—	—	
	調製検査	六六、四三三	—	—	—	—	—	—	—	
大正十四年度 (全)	品質検査	七六、〇三三	—	—	—	—	—	—	—	
	調製検査	一、三四、〇七四	—	—	—	—	—	—	—	

備考 品質検査は昭和元年度より開始せり。

尙從來産米検査の項目中には品質検査の項目なかりしが取引上は勿論品質の向上を圖る上に於て多大の不便なるを認め昭和元年度より更に希望に依り品質検査をも施行せるを以て本縣産米は最近著しく改善されつゝあり。

3. 移出薬工品検査 本縣の薬工品は別表の如くにして殊に北海道各地に移出する數量頗る夥しきを以て之が品質を向上せしめ製法を改良して聲價を高むる必要を生したるに依り、大正元年度移出薬工品検査所を開き移出薬工品の検査を施行せり、爾來年を逐ふて實績を收め北海道、樺太市場に歓迎せらるゝに到れり現在検査を行ふ個所は前項各移出米検査に於て兼掌しつゝあり、最近五ヶ年の検査數量左の如し。

種別	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
繩	三三三、三四六	二〇八、九九四	一七四、〇七六	二二八、六五五	一七〇、五七九
進	一三七、三五九	一三五、五六六	一〇九、〇六四	一六二、二八八	一六二、三五四
叭	六三、〇〇六	七四、五九〇	七三、〇〇六	九六、四九二	一〇三、〇六六
計	四二二、九一二	四一九、一五〇	三五五、五四六	四七七、四四四	四三五、九九六

4. 薬工品生産検査 薬工品の品質向上を圖り益々本縣薬工品の聲價の聲價を維持せんとせば單に移出検査のみにては到底所期の目的を達成する能はざるを認め大正十五年五

月一日より更に移出薬工品に對し當業者の希望に依り産地に於て生産検査を施行することとせり、而して生産検査は前項産米検査吏員に兼掌せしめ繩にありては一枚毎に、進、叭にありては一枚毎に特等、一等、二等、等外の證印を押捺し以て徹底的改善を期せり今一ヶ年の成績を示せば左の如し。

年 度	繩 類	進 類	叭 類	計
昭和三年度	一、四〇五、二九九	八、二八三、六三三枚	四、五〇一、二二六枚	一四、一九一、〇〇八
昭和二年度	一、八四五、二二二	九、九六八、四三三	四、〇四一、六〇七	一五、八五五、一八一
昭和元年度	一、三〇五、七九九	六、八三三、八六九	二、九四七、九二三	一、〇七六、五八一

備考 年度は四月より三月までの一ヶ年間とす、元年度は五月より十一月間分

第二節 林 業

第一項 沿 革

本縣は舊津輕藩の全部と南部藩の一部とを包含す従つて舊時の林政亦自ら二様なりき、然れども兩藩共に林政を重要視し管理、保護、植伐及刑罰等の法規を定め森林保續並植樹獎勵に就て

は各種の方法を講じ來れり、殊に津輕藩の如きは林業政策施設周到なるものありき、明治初年



内真部の羅漢柏林

藩有の山林は官林となり次に官、私の區分を確定し官林は地方廳の管理する所となりしか明治十五年山林局の直轄となり漸次存廢の區分を定め營林の方法を樹て之れが經營に従事せり、縣に於ては同十六年山林取締規則を定め同四十三年之が改正を爲し又明治二十一年山野火入取締規則を定め同三十一年同四十年及四十三年に於て之を改正し益々其取締を嚴にせり又獎勵方法として明治三十七年より樹苗養生を爲し下付規則を設けて之が交付の途を啓き木炭品質の改良生産増殖を圖らんがため傳習を開始し次第に製炭事業の改良を期し近來諸所に製炭講習會、製炭研究所を開設するに至れり、一方公有林野取締規則を定め大正四年三月之を森林法施行細則の内に含め大正三年六月公有林野造林補助規則大正九年五月公有林野整理補助規則を設けたり

又縣營苗圃を起し樹苗を廣く縣下に下附樹苗の供給の圓滑を圖りしか大正十年四月養成補助規則を定め縣營苗圃樹苗下附制度は之を廢止せり。保安林に付ては明治六年官有同十五年民有に其の制作り爾來幾多の變遷を経明治三十年森林法の發布を見明治四十年改正と共に次第に林政の完備を見るに至れり尙近く民有林野助成法林野火災警防の制成らんとし益々完備の域に至たらんとしつゝあり。

第二項 概況

本縣林野面積は六十四万八千余町歩にして土地總面積九十七万一千餘町歩（六二四方里）の六割七分を占む其の所有別次の如し。

所有別	森	原	地	計
御料	七、五九六町		二八、〇八七町	三五、六八三町
國有	四三、八二五町		二、七三四町	四六、五五九町
民有	一〇五、四六三町		七六、七四四町	一八二、二〇七町
計	一五二、二七五町		一〇七、五七五町	二五九、八五〇町

本縣の林野面積は耕地面積の約六倍に達し之が利用の如何は縣產業上至大の關係を有すと雖其

の大部分は國有に屬し民有林野は林野面積の三割弱に當る斯の如く民有林野極めて過小なるを以て之が利用は最も集約を期し最善の生産力を發揮せしむるに努力せざるべからざる所なるに拘らず之が利用の現状に至りては却つて粗放亂雜に流れ蓄積漸次減少して林相荒廢に瀕せんとし本縣産業上は勿論治水其の他國土保安上寒心に堪へざるものあり。

第三項 林 相

本縣の位置は溫帶北部に屬すれども之を垂直的に觀れば八甲川山、高田大岳、岩木山等の高山あるを以て寒帶に及び其の生立する樹種豊富にしてヒバ、ブナ、マツ、スギ、ケヤキ、クリ、カツラ、ドロ、トチ、ホ、イタヤ、カヘデ、クルミ、キリ等良樹種に乏しからずヒバ、ブナの如き鬱蒼たる森林を成せるものありて特に内眞部國有林天然ヒバ林の如きは我が國三大美林の一と稱せられ美林を呈せり。

第四項 植 栽 及 伐 採

國有林に於ては既に編成したる施業案により事業を實行し合理的經營の實を擧げ天然更新により森林の整備を圖り植伐均衡を得今後林相の改善期して待つべく民有林に於ても造林促進植樹

獎勵に連れ林相漸次改善せられつゝあり、今最近三ヶ年に於ける樹栽表を掲ぐれば次の如し。

年次	御 料		國 有		民 有	
	面 積	苗 木 數	面 積	苗 木 數	面 積	苗 木 數
昭和二年	七八二、八 ^町	三、四六五 ^{千本}	二、六〇四、五 ^町	三、三〇二 ^{千本}	一、二四七、九 ^町	二、九五五 ^{千本}
昭和元年	五八八、五	二、六三五	三、四四九、七	三、六六二	九五二、八	三、七七一
大正十四年	五三、〇	二、二五五	三、九四九、九	五、〇九八	六九〇、九	二、二〇八

本縣林野に於ける人工植栽前表の如きなるも更に天然造林の状況を見るに近年天然更新並撫育の面積増加の傾向を示せり、今民有林野に於ける最近三ヶ年の天然造林面積を見るに次の如し

天然造林表

年次	針葉樹林	闊葉樹林	針闊混生林	計
	昭和三年	一、七五、二	一、五五、五	
昭和二年	一、七四、八	一、七五〇、三	二、五七九、五	六、〇六四、六
昭和元年	一、三九、三	一、九六三、二	三〇二、一	三、五九四、六

伐採状況 (御料)

年次	材 用		材 薪		材 格	價 格 合 計
	積 一 價	材 格	積 一 價	材 格		
昭和三年	一、七五、二	一、五五、五	二、六四、四	五、九五、〇		
昭和二年	一、七四、八	一、七五〇、三	二、五七九、五	六、〇六四、六		
昭和元年	一、三九、三	一、九六三、二	三〇二、一	三、五九四、六		

年次	材積	材積	薪炭積	材積	價格合計
昭和三年	六、二四五石	四、五八四	七、一三三	一五、三七三	三三、三三四
昭和二年	四、三六八	四、二九七	六、八九三	一五、九四六	三一、五〇三
昭和元年	二、〇二六	三、三三八	五、三三三	一三、三三八	一六、五六六

伐採状況 (國有) (昭和三年度は四年九月末なるが爲め未調)

年次	材積	材積	薪炭積	材積	價格合計
昭和二年	五、〇、六四石	二、七五〇、七九九	一、二四二、二三七	三、四、〇三四	三、〇九一、八三三
昭和元年	六、五五、二五一	四、四七、二〇三	一、二九六、六三三	三、五〇、八三五	四、七七八、〇二八
大正十四年	八、三四、二八八	三、五五、八三九	一、三三六、八二二	三、八一、五二二	三、九三八、三五二

伐採状況 (民有)

年次	材積	材積	薪炭積	材積	價格合計
昭和三年	三、〇四、三七三	三、四四、二八	七、八九四	三、六七、七二六	一、二五八、一一一
昭和二年	一、六七、〇六二	五、四一、〇三〇	九、八三四	三、七、九九〇	一、七〇、〇一〇
昭和元年	二、四一、〇一九	七、五〇、二五八	一、三、二四	六、八、八七	一、三六八、九八五

第五項 林産物及販路

本縣林産物總生産額は農林統計に依れば年額壹千餘萬圓なるも其の他の調査より想察する時は優に壹千五百萬圓に達する見込にして其の内國有林御料林よりの生産に係るもの四百萬圓にして民有林野生産額は約壹千萬圓なり、其の主なるものは木炭にして年産額約壹千七百萬圓價格五百萬圓次は用材として年産額百萬圓にして見込額四百萬圓に達す其の主要なる樹種は羅漢柏約六十萬石、杉八萬石、松三十萬石、其他五萬石にして多くは建築材として使用せらるる木炭は縣内需要を充すの外遠く中央市場に移出せらるゝ外北陸地方、名古屋、静岡方面にも及び製材品は關東、關西、北陸各方面に移出せらるゝ最近林産物表を示せば次の如し。

林産物價格表

年次	御料	國有	民有	計
昭和二年	二、五三五	四、〇〇五、三三二	六、二七、〇四七	一〇、一四三、八〇三
昭和元年	一八、一三六	四、九二、九一七	四、一五五、三四二	九、〇八六、三九七
大正十四年	一六、七九八	四、〇九二、三八二	五、〇四五、五〇五	九、一五四、六八五

民有林野産物生産額表

年次	木材	薪炭	計	雜産物	木加	炭	木製品	計	合計
昭和二年	二、五三五	四、〇〇五、三三二	六、二七、〇四七					一〇、一四三、八〇三	
昭和元年	一八、一三六	四、九二、九一七	四、一五五、三四二					九、〇八六、三九七	
大正十四年	一六、七九八	四、〇九二、三八二	五、〇四五、五〇五					九、一五四、六八五	

木炭産額調

年次	白炭		黒炭		其他		計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
昭和三年	七四、八七一	五二七、〇一九	一、二四一、八九〇	七五、三二七	三、四八二、七〇一	二、九六七、七〇七	六、四五〇、四〇八
昭和二年	五四、〇二〇	三二七、九九〇	一、一七〇、〇一〇	五四六、二〇三	二、一〇二、八九九	二、三三二、〇六五	四、四六四、九六四
昭和元年	七五〇、一五八	六八、八二七	一、三六八、九八五	六四八、二三五	二、〇四六、九五三	二、一六五、二九〇	四、二二二、二四三
計	一、五六八、〇一七	九二三、〇一六	三、七七九、〇七〇	一、四四二、七四五	五、五五〇、〇六三	五、〇三三、〇五三	一〇、五八三、一一六

用材出材量

(昭和二年度)

樹種別	丸太材		柚角材		細丸太材		板材		挽角材		其ノ他		計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
針葉樹	八二四、三三〇	七、六二二	七五、〇五四	一、九四、七六四	四、九四四	一〇、九二二	九六三、八五三	一、九四、七六四	一、〇、九二二	一、〇、九二二	一、〇、九二二	一、〇、九二二	九六三、八五三
闊葉樹	三九、三七八	九、三〇〇	六、〇一一	八、三三八	六、五九九	七、四四七	三、七五五	八、三三八	七、四四七	八、三三八	七、四四七	八、三三八	三、七五五
計	八六三、七〇八	一六、九二二	八一、〇六五	二〇二、九九二	一一、五四三	一八、三三九	一、〇、九二二	二、〇、九二二	一、〇、九二二	一、〇、九二二	一、〇、九二二	一、〇、九二二	一、〇、九二二

林野副産物表 (民有林野)

昭和三年

造林用種子	樹實	樹皮	柴草	蔓及莖	松茸	推茸	ワサビ	計
一、〇五三	一一一、六七一	一五、四五〇	五二八、六八五	七、四一六	一、九五九	一五、九六二	二〇、三三九	二、三九九
								七四、九三三

第六項 林業に對する施設

一 模範林 造林及施設方法の範を實施に示し兼て縣經濟の基礎を鞏固ならしむるの目的を以て明治四十年縣模範林設置の計畫を爲せり而して現在設置を爲せるもの左の如くにして近年漸次間伐材を生産するに至れり。

名稱	所在地		地番	面積	設置年	施業概要
	郡	町村				
小澤	中津輕	清水	一ノ三	一〇〇、七二五	明治四十年	自明治四十一年春
甲地	北甲	地	二	一一三、六〇八	四十一年	同
日名	下北	東通	一	九三、一七五	四十一年	同
小湊	東津輕	中平内	二四〇〇	七六、〇二四	四十三年	同
北中野	南津輕	五郷	一一三	八〇、〇〇〇	四十五年	同
深浦	西津輕	深浦	一八〇〇	一〇〇、一〇七	大正三年	同
計				五六五、七一九		

二 縣行造林 本縣公有林野總面積見込七万余町歩、内無立木地四万町歩にして是を從來調査したる管理區分の成果に徴するも、且又、近時土地利用上の趨勢に鑑みるも敢て他の産業を壓迫することなく將來森林として經營し得べき余地僅に二万町歩を超ゆべし、縣は地方自治体の財政的基礎を確立し、一面營林上の模範たらしむべく官行造林と相併行して公有林野縣行造林制度を設け公有林野に地上權を設定し、造林撫育をなし將來町村と收益の分収をなさんとす、本計畫は縣下公有林野一万町歩に對し五十ヶ年繼續にて造林を完了せんとするものにして大正十四年縣會に於て滿場一致の協賛を得翌十五年度より事業に着手し昭和三年度末迄に於て百六十五町歩の植栽を了し目下着々進行中に屬す。

縣行造林進行狀況

契約町村數	契約台帳面積	植 栽 面 積		
		大正十五年	昭 二年	昭和三年
二	四八五・六〇五町	四四・〇三六町	五七・九〇三町	一・六二九町

三 官行造林 大正九年公有林野官行造林の制度創設せられ、市町村有の無立木地に對し國と市町村との分収契約の下に國に於て造林事業を實施するものにして本縣に於て公有林野中無立木地として放漫なる取扱に委せられ町村自力にて造林實施の實力なきものに對し官行

造林の實施をなさしむべく普及獎勵に努めつゝあり昭和二年末迄の造林を了したるもの一千五百餘町歩、今後年々約三百町歩宛の造林を見る豫定なり。

官行造林進行狀況

町 村 數	契 約 手 續 中		勸 獎 中
	契 約 済	契 約 中	
面 積	六八・三町	三・八町	七・五町

四 公有林野整理統一、入會地解消 公有林野總面積は七万余町歩にして、民有林野總面積の約三十五%に當り本縣林業上重要な位置を占む、而して其の所有別を見るに大部分は部落有林野にして四万七千余町歩に達し、公有林野の六割強を占め、町村有林野は貳万貳千余町歩に過ぎず、元來公有林野は地方自治体の基本財産として、極めて好適せるものにして農山村に於ける用材、薪炭の供給は勿論延ては水源涵養等、各種産業並公安に關連し、公有林の整理開發は本縣林政上緊要事項たり、縣に於ては明治四十三年以來、公有林野の整理に着手し、部落有林野は之を町村に歸屬統一し、入會地を解消し施業計畫を確立せしめ明治四十三年公有林野林造補助規則により造林事業に補助をなし大正九年公有林野整理

補助規則を定め、統一並入會整理に對して補助金を交付し勸奨に勉め來れり。本縣公有林野整理の現況左表の如し。

公有林野現況調

郡市別	公有林野面積		統一セリ面積	施業計畫面積	造林實行面積	官行造林契約面積	縣行造林契約面積
	町	村一部					
東津輕郡	三三七	八三二	四三三	三三八	一七六	一八九	一三二
西津輕郡	九五	一〇一	五〇	二七二	二七	二二五	一三二
中津輕郡	三〇七	八三〇	三〇七	九二七	九五	四四六	一六〇
南津輕郡	三二八	一三四	三〇五	四〇七	三三	一三二	一六〇
北津輕郡	八二八	四〇五	九二	八七二	一九六	三三	三三
上北郡	四一九	一七〇	一四九	一四〇	六六〇	九三	四三
下北郡	三五四	二二九	二〇七	一七〇	一八四	二二六	一三七
三戸郡	四三三	五二四	二八九	二五八	二九八	一一四	一三七
青森市	三四	一五〇	三三	三一	三	一	一
弘前市	一、三四〇	—	一、八〇八	一、三二七	二四七	六四八	四八五
計	二、六四九	四、八二四	一、八〇八	一、三二七	二、四七二	六四八	四八五

五 森林組合の設立獎勵

森林法並森林組合令による森林組合の設立を獎勵し設立獎勵金を交付し合理的經營をなさしめ、共同企業を促進し森林保續の實を擧げしめ就中私有林、共有林の經營の改善に資しつゝあり、本縣に於ける現在森林組合は十二箇所に達し組合員數四百五十人、地區總面積は二千四百八十三町歩に達し夫々施業計畫を樹立し林相の整理、林利の増進を圖りつゝあり詳細は左表の如し。

森林組合調

(昭和三年末現在)

組合名稱	所在地		地區所有別	面積	組合員數	事業概要
	郡	町村大字				
櫻井施業 森林組合	中津輕相馬	水木在家	組合員六名 共有地	一六〇	町	一、造林 二、立木竹及產物ノ處 三分 三、森林ノ保護 四、森林ノ 經營ト相反セサル土地ノ利用
藍内施業	同	相馬	組合員四十名 共有地	三三、三四〇	町	同
上野施業	上北浦野	館上野	組合員四十一名 共有地	四〇、一四二	町	同
砂子又施業	下北東	通砂子又	組合員廿二名 共有地	一、〇六六	町	同
大和施業	同	大和	組合員廿七名 共有地	七〇、四〇一	町	同
宮相施業	三戸田	子相來	組合員十六名 共有地	四、一〇〇	町	同
一本松施業	上北四和	半田	組合員廿三名 共有地	見込七〇、〇〇〇	町	同
十二山施業	同	法奥澤法	量組合員ノ共有	三七、二五二	町	一、造林 二、伐木 三、造林 組合員ノ共有 四、運材 五、立木竹及產物處分 組合員ノ共有 六、森林ノ保護
舞戸施業	西津輕舞戸	同	同	一〇三、二三五	町	一、造林 二、伐木 三、造林 四、運材 五、立木竹及產物處分 六、森林ノ保護 七、苗圃事業

大平施業 同	下北大湊大平	組合員卅九名 共有地	六、八三三	一、造林 二、立木竹及産物ノ處 三分三、森林保護 四、森林ノ經 營ト相反セサル土地ノ利用
堀差施業 同	東津輕東平内狩場澤	組合員ノ 共有地	七〇、五九五	三 同
和田山施業 同	上北四和和田山	個人 有見込	八四、〇〇〇	八 同

六 保安林 保安林に關しては明治四十一年以來、之が整理を開始し、大正三年度末迄に森林

法第百八條該當保安林の調査をなし存廢の區分を了し、必要により施業法の指定をなせり
尙其の他の地域も調査したる結果必要に應じ保安林編入の手續をなしつゝあり、昭和三年
末現在に於ける保安林を示せば左の如し。

保安林調 (單位、町)

種類	所有別		御料	國有	公有	社寺有	私有	計
	取扱別	個所						
土砂打止林	制限	禁伐		六	七二二		六	七二二
水源涵養林	制限	禁伐		三	一、九五五		三	一、九五五
積雪防止林	制限	禁伐			一		一	一
水害防備林	制限	禁伐						

合計	風致林		公衆衛生林		飛行目漂林		魚附林		潮害防止林		飛砂防止林		防風林		墜石防止林	
	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐	制限	禁伐
一																
一八																
一〇二																
二一〇																
二五〇																
七、七三																
九、一〇																
一、五五六																
一、三五四																

前表防風林中藩政時代に於て銳意成林に勉めたる屏風山は實測面積四千六百四十五町歩に
及び其の利害關係を及ぼすこと頗る大なるものあるを以て大正二年度より之を二區に分ち
各着手人一名を置きたりしも大正七年度より之を廢し巡查三名を特置駐在せしめ之が巡視
保護を爲さしめつゝあり。

治水 本縣公有林野は維新後、濫伐に陥り成林撫育を計るもの極めて少く植伐均衡を得ざりし影響をうけ現在荒廢に傾けるもの少しとせず、故に是等に對しては開墾の制限禁止を爲すと共に傍ら荒廢地復舊補助の制を設け其の恢復に勉め、治水關係地に對しては夫々調査の歩を進め保安林編入、施業指定、造林命令等夫々必要なる施設に出でつゝあり。現在に於ける開墾禁止制限地は次の如し。

昭和三年末現在

郡名	制限地		禁止地		計
	箇所	面積	箇所	面積	
東津輕郡	三〇	一五、九〇三	三	八三、三三九	三三
南津輕郡	五七	四〇六、〇五三	一	七、七〇六	五八
三戸郡	二九三	二、三三八、四三〇	二元	三〇、三九二	三三三
計	三八〇	三、一〇〇、三八〇	三元	八七、四〇一	四一三

七補助獎勵事業

(イ) 公有林野整理補助 本縣公有野見込面積七万余町步中部落有のもの見込約五万町步に達し其の管理當を失し、多く入會關係地にして、林野荒廢し治水上憂ふるべき状態を呈す、之が入會關係を解消し、町村に統一し施業計畫を樹て管理を勵行するは林政上、治

水上緊要にして、之等整理に對しては補助金を交付し來り其の最近三ヶ年の成績左の如し。

公有林野整理補助一覽

年次	補助金額	補助面積	町村數	同上ノ内入會整理	
				金額	面積
昭和三年	三、四九、六〇	五五七、九七四町	七	二四、六〇	一七九、五四五町
昭和二年	八八、〇〇	一、四一、二三四	三	二〇、〇〇	二八、六二〇
昭和元年	一、八九〇、四六	二、八九八、三六三	九		

(ロ) 公有林野造林補助 部落有林野を町村に統一整理を獎勵すると同時に更に町村有の林野の造林費に對し三分ノ二乃至二分ノ一以内の補助金を交付し造林の獎勵助長に力めて林産増殖並に町村自治体の財政的根基を堅め且治水上完きを期せしめんとす。最近三ヶ年の補助成績左の如し。

公有林野造林補助成績

年次	町村數	造林補助面積	補助金交付額	造林樹種
昭和三年	一八	一〇八、六七五町	四、〇〇〇、〇〇	赤松、杉

昭和二年	八	△	七九八間	四三、四四五	△	一、二九、〇〇	赤松、杉、カラマツ
昭和元年	九	△	八五〇(間)	四三、〇〇〇	△	一、九九、〇四	

(備考) △印ハ防火線

(ハ) 樹苗養成補助 縣は明治三十七年樹苗圃直營の計畫を立て縣模範林用並に一般民間の希望者に配付し來りたるも其後民間に漸次普及發達するに及び大正十年直營苗圃は之を廢止すると同時に一般民間樹苗養成事業の補助制度に改め播種、床替、虫害驅除豫防費に對し補助金を交付し來れり、最近三ヶ年の成績を示せば次の如し。

樹苗養成補助成績

年次	播種		床替		虫害驅除豫防	補助金合計
	數量	面積	數量	面積		
昭和三年	二七、九	町	〇、六九	町	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和二年	四四、九	町	二、四九	町	二、九五、三三	三、〇〇、〇〇
昭和元年	一六、〇	町	四、三三	町	三、四九、六三	五、五〇、〇〇

(ニ) 荒廢地復舊補助 縣は大正四年以降に於て、國土保安、其他公利公安に關係を有する民有林野の造林遺憾なきを期せんがため一應治水調査を開始し、調査の結果植樹命令

の要を認め森林法第百〇七條造林命令を廢したるもの左記の通り一、〇二一町歩にして縣は斯種荒廢地の復舊を助成せしめんがため明治四十五年、荒廢地復舊補助規程により補助金を交付今日に至る。最近三ヶ年の補助成績及造林命令地左表の通りなり。

荒廢地復舊補助成績及造林命令地調

年次	事業面積		同上補助金額		造林法第百七條ニ依ル命令地		備考
	工	植樹	金額	歩	公有	私有	
昭和三年	〇	町	二、九六	町	〇	〇	〇
昭和二年	〇	町	九四、〇〇	町	〇	〇	〇
昭和元年	〇	町	五、四、〇〇	町	〇	〇	〇

(ホ) 水源涵養造林補助 私有林野に對する造林を助成し、兼て水源森林の漸減の傾向を緩和し、將來森林の水源涵養の實を擧げしめんため昭和二年度より水源涵養造林補助規則を定め同年秋季造林事業より補助金交付の途を開くに至れり、その成績左の如し。

水源涵養補助調

年次	面積	造林補助金額	補助シタル人員	備考
昭和三年度	五九、三四〇	八、〇〇〇	二七人	
昭和二年度	六、四三二	二、〇〇〇	二	

(ヘ) 林業共同施設補助 農山村の振興、これが奨励施設の一端として地方産業主要の地歩を占むる製炭事業の改善奨励の緊要なるを認め縣は昭和三年度より木炭倉庫補助規定を設け木炭倉庫建築改築等、市町村、町村組合、森林組合又は木炭同業組合、若くは木炭同業組合聯合會等の施設する事業費に對し補助金を交付し改善奨励を加えたり、尙將來此種林業共同施設、例へば林道等運搬設備等に對しても漸次補助を擴張せんとす。

昭和三年度木炭倉庫補助金交付額

棟數及建坪	經 費	補 助 額	備 考
上北郡木炭同業組合 一棟 七十五坪	二、四〇〇 <small>円</small>	八〇〇 <small>円</small>	
下北郡 同 一棟 四十二坪	二、二六九	七〇〇	

(ト) 製炭改良奨励 縣下木炭の生産高は別表記載の通り統計上九百万貫程度を示すも事實年産高一千七百万貫程度にあるは推知するに難からずして製炭の事業たるや農山村の重要な産業とす、されど製炭法の實狀は三戸郡、上北郡稍々見るべきものあるも津輕方面にありては甚だ原始的にして舊套を脱せず、幼稚の域に在り縣は大竹式黒炭改良を本旨とし講習會を開催すること茲に十數回近時漸く面目を一新するに至れるを以て縣は更

に一層の施設奨励を加ふると同時に縣山林會をして長期製炭研究所を開設せしめ指導員検査員等の養成に努めつゝあり。

(チ) 海岸砂防植栽奨励 本縣海岸は沿岸線實に百七十有余里を有し三面海により圍繞せられ此等海岸の地狀、不毛砂漠地多く、不生産的飛砂地見込五千町歩に達し、農耕地地に被害を與へ間接には漁業上に關係を有す、此等不毛地に對して縣は數年前より砂防工事並に砂防植栽を奨励指導し砂地を安定し植林を奨励し直接間接の被害を防止し、併せて土地の生産化を奨励指導しつゝあり。

(リ) 椎茸栽培奨励 農山村の副業として重大なる位置を占めざる椎茸栽培の指導に努め縣は縣山林會と相呼應して將來共斯業の奨励指導に力めんとす。而して今後椎茸栽培指導の參考資料に供せんが爲め、縣山林會をして昭和三年度に於て模範栽培指定地を設けしめ播種用孢子、菌糸の採取に便せんとす。

(ヌ) 桐樹栽培奨励 桐樹は有用材にして利用の廣汎なる他に其の比を見ざる貴重材にして本縣は古來より有名なる南部桐の産地として知られ縣下廣く其の栽培を見る所にして栽培方法相當見るべきものありと雖も、未だ尙立地の選定、施肥、植栽後の手入、病虫害

の豫防驅除、幼稚なるの域を脱せず。縣は縣山林會と呼應して斯界の權威者を聘し桐栽
培並に加工利用の講演其他實地指導等に力め、或は木竹、加工製炭展覽會を催し一般斯
業の指導普及に力め來れり。

八林業團體

一、青森縣山林會 本會は社團法人組織の下に大正八年創立以來會員千二百名を有し、其
の事業の主なるものは講演會林產物品評會、製炭改良並に木竹の加工傳習、或は雜木林
造成其他種子樹苗購入斡旋、椎茸、山葵栽培獎勵、會報發刊等必要なる事業を計畫實行
しつゝあり。

二、縣製材業組合 縣下製材業者を以て設立せられある縣製材業組合は準則同業組合法に
依るものなるを以て速に重要物產同業組合法に依る制度に改めしむるの要あり之が實現
を期せしむ可く勸奨中にある。

三、林檎箱供給組合 從來林檎箱の供給は需要數四百萬乃至五百萬箱中三分の二即二百五
十萬乃至三百萬箱は北海道、秋田、岩手の隣縣より遠くは静岡、愛知、三重、新潟の諸
縣に渡り之が供給を仰ぎつゝあり、之が自給策を講ずるの要切なるものあり、昭和三年

縣下業者を一團とせる供給組合設立を見るに至れり。

四、木炭同業組合 重要物產同業組合法に依る木炭同業組合の設立は縣に於て極力勸奨中
の處現在に於て左の通設立を見るに至れり。

名	稱	設立年月日	組合員數	生	一ヶ年検査數量	移	出	事務所 所在地	組合長名
西津輕木炭同業組合		昭和四年 三月廿九日	八五〇	一四〇、〇〇〇				西津輕郡 鰺ヶ澤町	北村 誠一
上北郡 同		大正十三年 十月十八日	五四六	二、四九、六三				上北郡 七戸町	濱中 源七
下北郡 同		昭和二年 九月十七日	二〇六	一六〇、〇〇〇				下北郡 田名部町	高清水富四郎
三戸郡 同		大正十二年 十二月七日	一一三	三、〇六、六七				三戸郡 八戸町	志賀 治助

第二節 蠶 絲 業

第一項 沿 革

本縣蠶絲業の起原は詳ならずと雖も蓋し數百年以前にあるものゝ如く津輕地方に於ては元祿の
頃藩主津輕信政公は野元道玄の進言を容れ蠶業を獎勵し又安永の頃時の勘定奉行樋口某の建議
に依り栽桑の普及に力を致せる事蹟あり降て文政の頃に至り弘前の篤志家武田某なる者自ら資

を投じ斯業の奨励を企て福島地方より蠶種を移入して之を配付し或は教師を聘して士民男女の別なく一般に養蠶製絲の普及に努め而して其事業は維新前後に至る迄之を繼續せりと云ふ、南部地方に於ける起原は不明なれども是亦津輕地方に同じく甚だ遠かるべし、一説に依れば文政天保の頃福島伊達地方の者三戸地方に移住して斯業の經營を爲したるは其發達の動機なりと謂ふ、又分業的に蠶種製造の行なはれたる濫觴は南部地方に於ては明治三、四年の頃三戸地方に於て彼の横濱蠶種の製造を試みたるに始まり津輕地方に於ては明治七年の頃弘前藩士の授産事業として蠶種の製造を試みたるを其の起源とす、製絲業の濫觴は不明なれども三戸地方に産する洞取製絲は地方の特産にして之を京都に上せ名聲を博せしことありと言ふ、要するに藩政當時より維新前後に至る迄の蠶業の沿革は藩政時代にありては斯業に厚き保護奨励を加へたれども未だ隆盛を見ずして久しき歲月を經過し又維新後廢藩置縣の當時より之を藩士授産事業として奨励を加へ爾來種々の計劃を立て普及發達を企圖せりと雖も近來までは依然として向上發達の機運に向はざりしなり、然るに最近に於ける國運の伸張と斯業の發展とは本縣の蠶業をして斯の如き萎靡不振の状態にあるを許さざるを以て縣は明治四十年の頃より百方之が奨励に努めたる結果漸く農民覺醒を促かすに至り爲に永く不振の状態にありし蠶業も發達の緒に就き進展

の状見るべきものありに至れり。

第二項 現 況

養蠶の最も盛なるは南部地方即上北、三戸の二郡にして縣下繭生産總額の九割以上を占め現時益々向上發展の状態にあり津輕地方は發達極めて遅く一市五郡に於ける産繭僅に五千余貫に過ぎず、由來本縣は其の自然的要素蠶桑の業に適するも其の發達頗る遅々たりしは前述の如きも輓近に於ける經濟界の向上農業組織の改善を促し爲めに蠶業の如き農家副業として好適するものは逐年發達を來し昭和三年度に於ては桑園反別一千八百町歩、養蠶戸數五千百余戸、産繭額十三萬貫を超え蠶絲類總生産價額は百二十萬圓を超え農家の産業として重要な地位を占むるに至れり。

昭和三年度蠶絲統計 一其ノ一

東 津 輕 郡	西 津 輕 郡	中 津 輕 郡	桑園反別	養蠶戸數	掃立枚數	産繭額	同上價額	蠶製造額	同上價額
			町反 七、四	戸 八	枚 三、二	貫 一、三六	圓 六〇、五	圓 六〇、五	圓 四
			町反 三、四、七	戸 一、七五	枚 二、九四	貫 一、二八四	圓 五、〇六	圓 五、〇六	圓 四
			町反 一、三、六	戸 一、一八	枚 三、〇二	貫 一、六八四	圓 六、八七四	圓 六、八七四	圓 四

青森市	生絲		屑物		眞綿		桑苗		蠶絲業總生産價額
	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額	
計	一、八〇三、六	五、二三三	二、三、三六七	一、三三、三〇九	六五五、六五四	三三八、五三六	二、三、五七一		
南津輕郡	一〇、九	八六	一三三	六九九	二、九八三				
北津輕郡	三、五	六四	九九	五〇二	二、二六九				
上北郡	九三〇、六	二、一七三	一〇、五五三	六〇、六二	二九〇、〇一	三六、四八	一六、二一〇		
下北郡	一〇、三	六	二七	六一	二、五九七				
三戸郡	七五、六三	二三八八	一一、六六八	六四、四八	三〇〇、七二	一〇一、二八	七、三六一		
弘前市	一六、三	六	一七二	九八四	五、〇九二				
青森市	一、八〇三、六	五、二三三	二、三、三六七	一、三三、三〇九	六五五、六五四	三三八、五三六	二、三、五七一		

同 其ノ二

東津輕郡	生絲		屑物		眞綿		桑苗		蠶絲業總生産價額
	産額	價額	産額	價額	産額	價額	産額	價額	
計	一、四七九	一、三〇四、七二五	一、三、一七五	二、三、三五	七三三、四一七	三、八、五〇七	一、四、三九二		
東津輕郡								九〇五	
西津輕郡								五、一四〇	
中津輕郡								六、八七四	
南津輕郡								三、〇五六	
北津輕郡								二、二六九	
上北郡	三五	一、二九〇	七	五三	五九七、三九〇	四、五四二	三、二、九八八		
下北郡								二、五九七	
三戸郡	四、四二五	二、三〇、八八三	一、三、五二	一〇、七五七	七三三、四一七	三、八、五〇七	七、七、九〇四		
弘前市	一、四七九	一、三〇四、七二五	一、三、一七五	二、三、三五	七三三、四一七	三、八、五〇七	一、四、三九二		

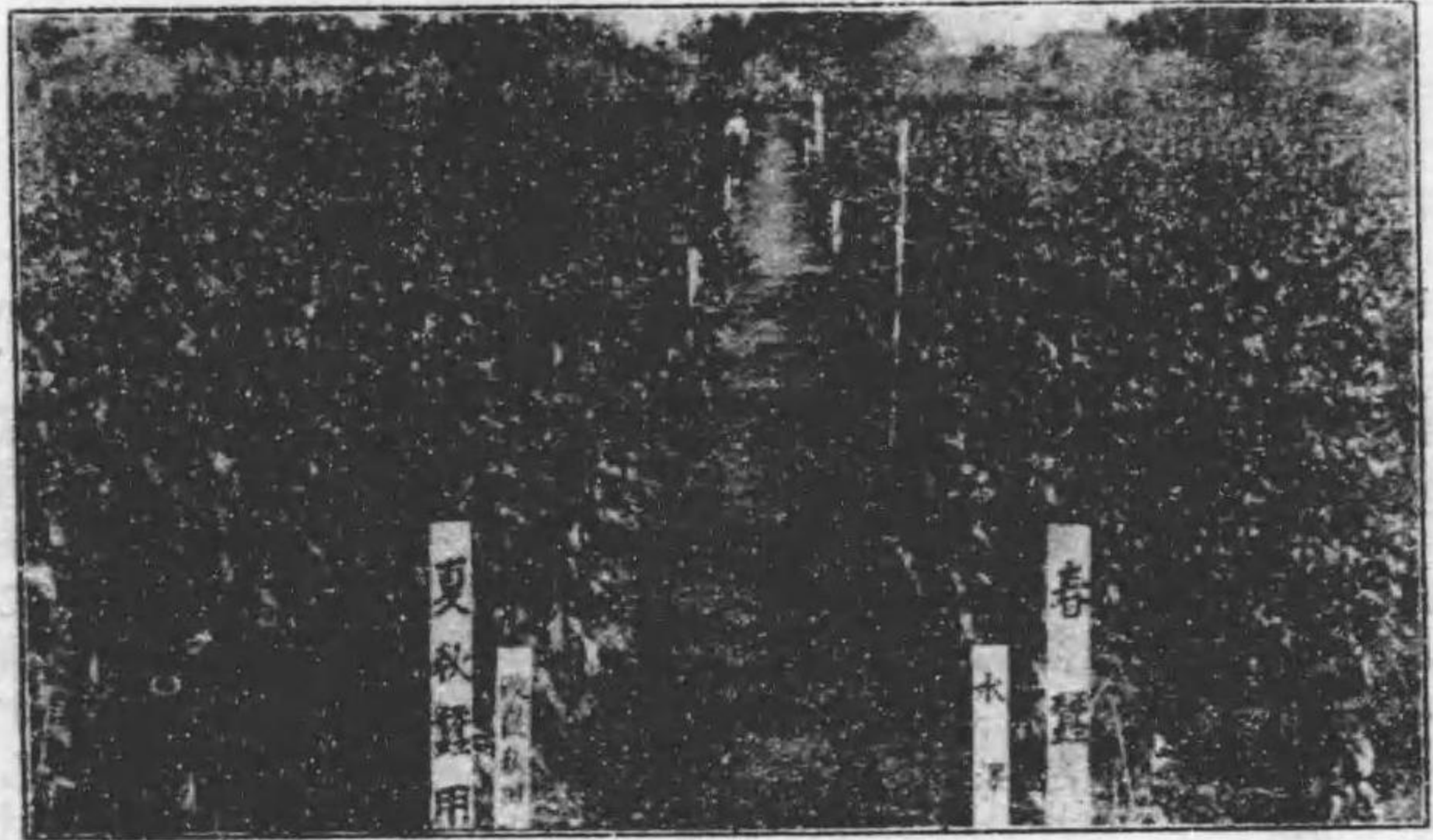
青森市	計
計	五、九三九
計	四九九、二九七
計	二、〇〇八
計	一三、九八四
計	七四
計	三、一九七一、三七三、三〇七
計	八、四三三
計	一、一〇四、二二五

備考 一、生絲には器械製絲、座繰製絲及玉絲を含む。
二、屑物には鬚斗絲、生皮や屑物を含む。

累年統計

昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年
一、八〇三、六	一、七七八、五	一、六八一、六	一、六六一、〇	一、六二一、九
五、二三三	六、〇六九	五、八三三	五、三九三	五、七〇六
二、三、三六七	二、三、三六八	二、七、〇九七	二、八、五〇三	二、七、三六四
六五五、六五四	一、三、三〇九	一、二、〇六七	一、四、八二〇	一、〇、八七〇
三三八、五三六	六、五五、六五四	六、二八、五〇七	六、七、一三五	一、三、八五、二三八
二、三、五七一	一、六、二一〇	七、三六一		七、三、三九〇

桑園反別は右表の如く一千八百餘町歩にして内一千六百八十餘町歩は上北、三戸の二郡に於て占む、植付品種は飼育法の改良に伴ひ春蠶用としては五郎治早生、伊達市平、赤木、惣助早生、十島、改良鼠返、夏秋蠶用としては改良鼠返、改良早生十文字、清十郎、魯桑實生、甲撰、福島大葉、春秋兼用としては赤木、改良秋田、水澤、一ノ瀬(赤木)を奨励せり、近來に於ける養蠶の顯著なる振展は桑園整備の必要を促し漸次稚蠶用並専用桑園等の増設を見



桑

園

(3) 技術員の養成

- チ、桑種子の貯藏法試験
 - リ、夏秋蠶稚蠶用桑育成試験
 - ヌ、桑樹明枯病豫防に關する試験
 - ル、心止瘦蠶防除に關する試験
 - ヲ、凍害防除並善後策に關する試験
 - ワ、紋羽病防除に關する試験
 - カ、桑樹發育伸長調査
 - ヨ、桑園利用養鶏に關する調査
- 練習生五名、講習生十五名を收容し練習生は六ヶ月講習生は一年六ヶ月の期間に於て蠶絲業に關する學理及技術を修得せしむ

(4) 桑苗及穂木の配付 昭和四年度配付豫定數量左の如し
 桑苗 魯桑實生 三十万本

穂木 七万五千本

品種名 赤市平、五郎治早生、十島、赤木、水澤、一ノ瀬、大葉早生、改良早生
 十文字、改良鳳返、甲撰

(5) 其の他講習講話、實地指導、質問應答等

二 桑園の改良増殖 大正二年以降縣の直營事業として桑苗圃を經營し當業者に對し桑苗を廉價に供給し以て桑園の普及改良を圖りつゝありしが大正十二年之れが廢止と共に桑苗の交付も亦休止するの已むなきに至り縣は之に代るべき施設の必要を認め新に蠶業補助金交付規程を設け養蠶組合、農會其の他の團體に對し苗圃の設置並桑園の改良増殖を奨勵し補助金交付の途を啓き以て桑苗の生産桑園の改良普及に努めつゝあり。

三 接木講習 桑苗生産普及の一助として大正八年以降毎年數名の接木教師を採用し縣下各地に派遣して講習會を開催し相當普及の現狀にあるも桑苗の自給自足は桑園改良の根源なるを以て引續き之を開催し接木技術の普及發達に努めつゝあり。

四 養蠶指導者の設置 蠶品種の改良、飼育法の改善夏秋蠶の發達又は新養蠶者の増加に伴ひ指導者の設置を要望するもの激増せるに鑑み養蠶組合、農會等の團體に補助金を交付し指

導者を設置せしめ斯業の普及改善に努めつゝあり。

五 養蠶指導村の設置 本業蠶業分布の狀勢は前記の如く僅に南部二郡の地域に局限せられ其の普及の如何にも偏在的なるは甚だ遺憾とする處にして津輕五郡及下北郡に於ける斯業の開發は本縣斯業振興上緊要の事項たるを以て當該地方蠶業開拓の一法として將來急速に斯業伸展の可能性に富む農村を選び各村毎に養蠶是を樹立せしめ縣は之に對し特に適切なる指導獎勵を加へ銳意之れが發達を圖り模範的養蠶村を建設し漸次斯業の普及を促進せむとする方針の下に現に十ヶ村を選び指導獎勵を加へつゝあり。

六 屑繭整理講習 蠶業上の遺利を獲得し且つ副業的家内工業として最も有利なるを以て大正元年以來毎年教師を派遣し是が普及に努めつゝありて漸次普及の狀態にあるも斯業の現況は尙技術の改善向上を要するもの尠なからざるを以て更に一段の獎勵を加へ技術の向上普及を圖りつゝあり。

七 共同殺蛹乾繭所補助 由來本縣は生産繭の僅少なるに加へ交通不便等の關係よりして産繭は之を乾燥して市場に於て販賣せしむるの余儀なき事情にありたるを以て乾繭所の設置を獎勵し其の創設に對し補助金を交付せり、現在に於ては縣下を通じ六十二個所、一晝夜の

乾繭能率七千二百貫なり。

第四項 蠶業關係團體

一 養蠶組合聯合會 本會は縣下養蠶組合の連絡統一機關として大正十三年の創立に係り事務所を蠶絲課内に置き事業として蠶靈の供養、講習講話、蠶業研究會の開催、産繭販賣並改良蠶具類の購入斡旋、視察員の派遣等を施行するの外組織組合に對しては夏秋蠶専用桑園稚蠶共同桑園及苗圃の設置、獎勵品種の飼育並稚蠶共同飼育、繭の共同販賣、養蠶必需品の共同購入等の必行事業を定め實施を條件として補助金を交付しつゝあり、昭和三年度末に於ける組織組合數は五十七にして組合員總數は四千六百八十七名に達せり。

二 青森縣蠶種同業組合 大正十年設置せられ昭和三年度組合員數十二名にして技術員設置、發蛾検査、視察員派遣等の事業を爲しつゝあり、

三 大日本蠶絲會青森支會 事務所を縣廳内に置き中央に於ける大日本蠶絲會並各府縣支會と連絡を取り蠶絲業の發展に力を致しつゝあり。

第五項 蠶業 取締所



青森縣蠶業試驗場

本所及青森支所を縣廳内に三戸、七戸、弘前の各支所を夫々三戸郡三戸町、上北郡七戸町及弘前市に設置し蠶絲業法による諸般の取締を勵行するの外一面當業者の指導啓發を圖りつゝあり、而して管内に於ける昭和三年度蠶種製造者は十一名その製造額原蠶種五、九〇八蛾、普通蠶種三二二、六二八蛾にして其の他の業者は生繭取扱業者八十六名、蠶種行商者三十五名、同從業者二十九名、生繭賣買業者八十四名同從業者七十九名、桑苗賣買業者十九名、同從業者十名桑苗生産業者三十四名なり。

第三節 畜産業

第一項 産馬

一 沿革 本縣畜産の大宗たる産馬の業は本邦の驥北、南部馬の發祥地として往古より發達せるものにして蓋し古來天惠の良牧、馬政制度施設の完備、上下を擧げて之れに熱誠し自然環境共に具備したる結果にして吾南部産馬史は本縣産業史の一頁を飾るのみならず本邦産馬史に陸離たる光彩を放ち古今吾邦種馬、軍馬、産業馬の最優駿の資源地として所謂南部馬の聲名天下に冠たるは偶然にあらざるなり。

即ち南部馬は千年の古牧たる尾駁、高架、鞍打等より既に駿足を産して禁庭に獻上せられ「美みのくのおふちの駒」の古歌集に見ゆるに鑑みても上古既に名馬を産せり。

桓武天皇の御代陸奥出羽の牝馬の國外移出の禁止、後鳥羽帝の文治年間京師に貢馬の事、源平時代の名馬は南部産に多く、天正時代南部信直侯の秀吉に贈れる名馬等中古以降軍用馬の資源たりしは明かにして南部馬は千古の昔より改良洗鍊せられしなり。

就中徳川時代南部藩の馬政は其の用意周到を極め、現今實施する種馬の貸付、繯駒市、歩

金の徴収、馬籍整理、組合（民牧）の組成、良種の保護制度、馬商の取締、馬政機關職制、藩有の九牧の制、民牧の制度等實に完璧と稱す可く現行の産馬行政制度は實に舊藩の遺制を繼承せしものと謂ふ可し。

維新後明治四年青森縣の設置せらるゝや南部三郡に限り産馬歩合金を其駒代金の十分の三を縣に徴収して之を種馬の購入貸付及糶市開場等の費途に充てたり明治八年税法改正により従來の歩金を産馬仕方金として縣に徴収し之を以て種牡馬の供給に傾倒せり、如斯明治初年代産馬の事業は總て縣營なりしが明治十二年南部三郡に産馬維持協會を設立せしめて主權を民間に移し縣は之を管理する事となれり、後半官半民的の協會は明治十七年全く之を民營に移して産馬取締規則を發布して糶駒區と稱して七組（七戸、三本木、野邊地、田名部、八戸、三戸、五戸）に區別して牡馬は必らず二歳の秋組合市場にて競賣に付する事を規定し毎組二名の肝煎を置き組合事務一切を掌理し歩金十分三を徴して組合の經費に充つる制とせり、これ産馬組合の基礎の確立民間共同施設の古き範示なりとす。

同年馬籍取締規則、同十八年種牡馬取締規則、同十九年洋種馬貸下規則、同二十二年産馬取締規則の改正、同三十二年津輕五郡馬匹改良獎勵規則、同三十四年二歳牡馬糶賣規則の

唐馬『ハルシャ』の碑



改定等諸種規定を發布して縣並に組合は其改良に力を致せり。

更に馬政組織制度の完備を期すると共に良種の輸入に努力し明治三年勸農寮の二頭、同五年廣澤安任翁の英國馬牡馬、同十六年「ハンガリー」馬十六頭、同二十一年廣澤辯二氏が牝牡二十五頭を米國より其他各組合にて競つて洋馬を輸入し馬種の改良に全力を注げり。

ご 二現況 明治三十五年縣知事山内一次氏は官民中より學識經驗ある畜産家を招集して會議を開き青森縣産馬改良方針を確立して種牡馬の供用方針並に乘馬、輕輓馬の主地産區を決定せり。

以上の方針を確立するや同年牛馬改良補助規則を發布し、産牛馬組合の購入する種畜代金の七割の補助金を交付することとせり。

右補助制の結果に依り南部三郡の産馬組合は競うて海外より洋種牡馬を購入し、明治三十

七年までに其數約二十頭に達し本縣産馬の面目を一新するに至れり。

明治三十九年種畜代金補助制を廢し代ふるに種馬貸下規定を定め經費を以て内外産種牡馬を購入し各組合に貸與することゝ爲し同年以降四十四年に至るまで毎年海外より二頭の種牡馬を購入し各産馬組合に順次貸與し其數十一頭に達せり、内國産は毎年約十二頭を購入し貸與せり、四十五年より海外産の購入を止め内國産十二頭を購入し縣立種馬育成所に於て飼育し、四五歳に至り貸與することゝ爲し以て現今に至れり。

是より先明治二十九年上北郡七戸町に奥羽種馬牧場設立せられて同場種牡馬の餘勢種付を許可せられ、サラブレット種、アングロアラブ種、アラブ種、アングロノルマン種の國有種牡馬中最高貴の血液を受けたる産駒續出して本縣産馬の血種益向上し更に三十九年濠洲産牝馬四百餘頭の貸下ありて縣下各郡に配布し愈改良向上を來し更に明治四十一年上北郡野邊地町に青森種馬所を設置せられて國有種牡馬の數現在百頭に達し愈々馬種の改良固定に資し實に洗鍊されたる馬種の資源地をなす蓋し偶然にあらざるなり。

大正十四年二月馬政第二期計劃に準じ特選牝馬の体型標準を決定し、各組合別馬種生産率を定め八戸は乘馬八割、輓馬二割、五戸、三本木は乘馬七割、輕輓馬三割、野邊地、七戸

は輕輓馬七割、乘馬三割、三戸、東津輕、西北、中南は輕輓馬のみ田名部は小格輓馬を生産す、右牝馬の体型標準決定と共に種馬供用方針を左の如く定む。

一、輕種は『アラブ』『サラブレット』『アングロアラブ』種及其直接父系を同種に稟くるもの。

一、中間種は『アングロノルマン種』及直接父系を同種に稟くるもの。

『ハクニー』種及其系統のものは當分の内供用す。

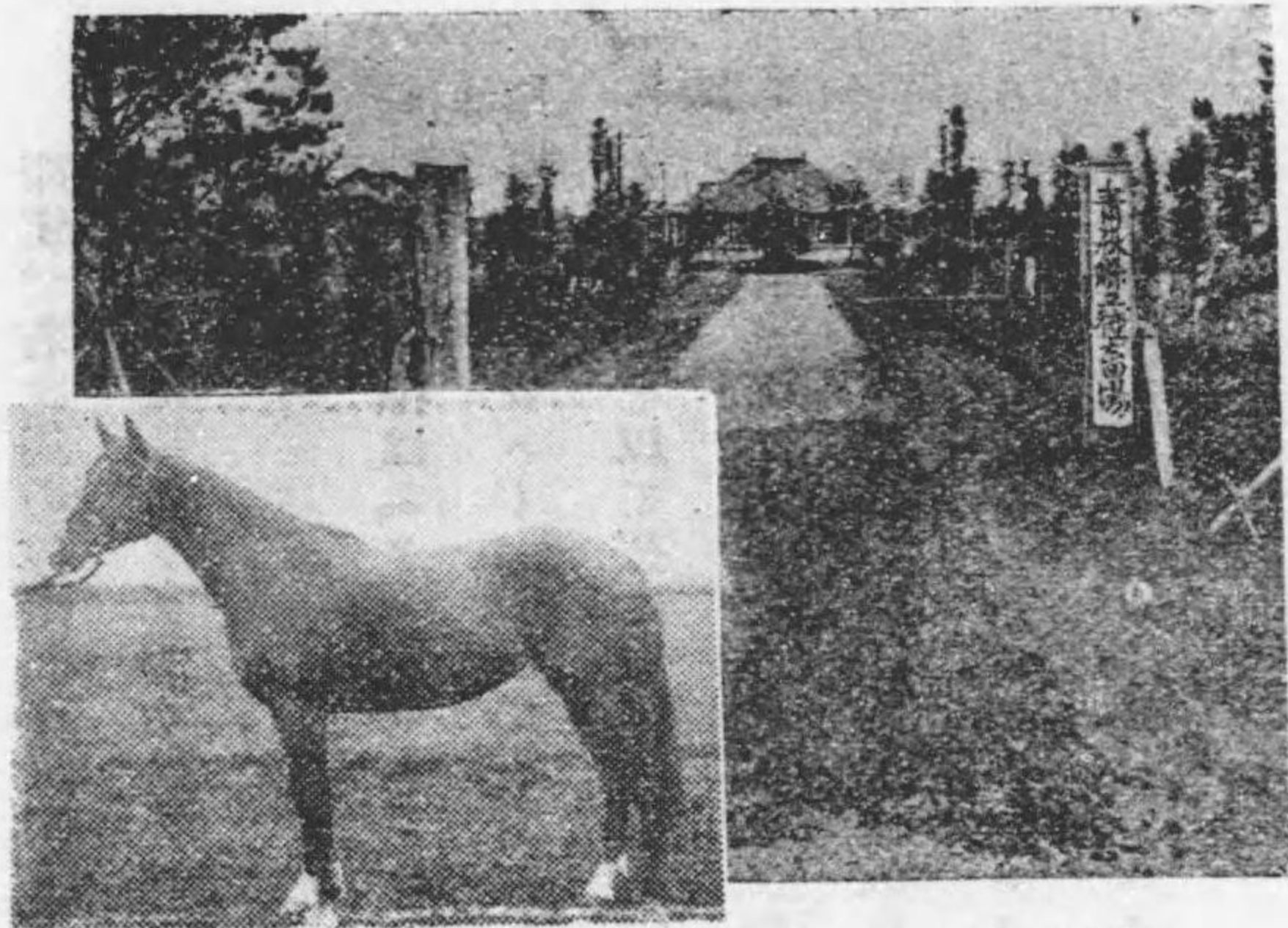
右之方針を以て茲に血種の統一固定型の整理を期し益其の改良に邁進しつゝあり、津輕五郡は主として育成使役地にして産馬は不振なりしも明治三十五年種畜補助制發布以來各郡競ふて産馬組合を組織し生産改良に努め長足の進歩を來し其資質敢て南部に譲らざるものを産し就中東津輕郡はアングロノルマン種に於て其名噴々たり、西、北亦六百頭の生産ありて其發達著敷ものあり。

三 畜産に關する施設並團體

縣立種畜場

大正元年度縣立種馬育成所として北北郡七戸町に創設せられ縣費を以て候補種牡馬を購入收容し四歳又は五歳迄育成して産馬組合に貸付し其他民有候補種牡馬の預託

を受け之を育成し一面幼駒育成法の模範を民間に示し來りしが大正十二年度縣立種畜場と改稱組織變更擴張せられ馬は從前の通り育成を爲すと共に縣有種牡牛の育成種付を爲すこ



種畜場 「號松雅」馬種

通したる青森縣產馬組合聯合會の設立を大成し、大正四年畜產組合法に依り現今の組織と

と、し尙更に大正十四年度より優良種豚を收容し仔豚の配付及余勢種付を行ふこと、せり現在候補種牡馬三十六頭、種牡牛短角種(英國直輸入)一頭ホルスタイン種二頭、候補種牡牛二頭、種豚十一頭を繫養す。

產馬畜產組合 は南部に在ては既に明治十七年の縣產取締規則に依りて組織し明治三十三年產牛馬組合法の發布後其組織を改正し、大正四年畜產組合法の實施により現在の組織に改めたり、明治三十七年七月南部三郡產馬組合聯合會成立し明治三十九年一月津輕五郡產馬組合亦加入し茲に全縣下を

なり目下西北、中南、東津輕郡、田名部、野邊地、八戸、三戸、五戸、七戸、三本木の十組合あり、產馬組合事業の主なるもの左の如し。

(一) 種牡馬の供給 組合内の村落を數個の種馬組(野組合ト稱ス)に分ち適當に種牡馬を配布補充す、其配付の方法は各組同様ならず、或は種牡馬現物を以てし或は補助金を以てす又種馬所派遣の種牡馬繫養の厩舎を設備し、其他種付に關する種々の便宜を圖る組合に貸下げられたる縣有種牡馬は組合自ら飼養し又は種馬組に轉貸飼養せしむる尙ほ三戸、五戸、八戸、三本木、七戸、野邊地、田名部の各組合は種牡馬管理に獎勵金を出す。

(二) 總馬實查 明治三十六年縣令を以て發布せる牛馬籍取締規則に依り、組合は毎年一回實地に就き總馬實查を行ふ。但し津輕五郡に於ては町村役場に於て之を取扱ふ。

(三) 二歳駒の糶市開設 縣令の規程に依り二歳駒の糶市開設す九月上旬津輕に始まり十月中旬三本木に終る。組合事務の最も重要なるものにして馬名簿の調製、市場の設備賣買代金の出納、歩合金の徴收、顧客の接待、應接等開市中は勿論其前後數旬組合役員は日夜多忙を極む、而して從來は糶駒のみなりしも明治三十九年以來縣の規定に

依り牝駒も亦必す糶市に附することとなりたるを以て、其頭數従前に倍し組合の大小に従ひ多きは千四五少きも二百内外にして一日平均百頭を糶賣するを常とす、縣下を通じて六千頭を糶賣す。

(四) 各組合二歳馬糶開市中特に優等馬糶日割を設けて左の購買者入場し最も殷盛を極む軍馬は毎歳約四百頭を各市場にて購買せらる。

候補種牝馬 農林省は毎歳約三十頭を本縣廳にて十二頭、其他山形、宮城、福島、栃木、茨木、宮崎、鹿兒島等の各縣廳及各畜産組合に購買せらる。

競走用種も同日各競馬俱樂部其他より多數の顧客集まりて約百頭を移出し其他蕃殖牝馬等優秀高價なる馬匹は此期に販賣せらる、尙毎年サラブレット種系馬匹の特別市場を八月始三本木中史家畜市場にて開催す。

(五) 品評會講習會の開催 馬匹品評會の開催は各組合必ず之を行ふ多くは二歳牝牡馬にして優良牝馬保留の目的を以て牝馬のみの品評會を開催するもの漸次増加し三本木、五戸、三戸、七戸組合にて優良牝馬に奨励金を交付す縣は大正十三年度より各組合の開催する二歳牝牡馬品評會に對し賞金を授與することゝなれり、畜産講習會は隨時開

催す。

(六) 其他 種牝馬及種作牝馬の検査、市場の設備、牧野改善の事業、産駒の育成指導、衛生施設等其他官廳往復命令等組合の事務多忙を極む。

産馬組合聯合會 の施行する主なる事業。

(イ) 産馬共進會の舉行 産馬共進會は其の由來甚だ久しく、明治十二年南部三郡産馬優等會なるものを開設し十四年に至る間毎年之を開き爾來永く中絶し二十二年之を再興し爾後時々開設し、四十年に至り産馬組合聯合會の主催を以て従來の優等會を産馬共進會と改稱して、第七回を三戸町に開き馬政局の産馬奨励規程に依り同局より審査官を派遣し褒賞を授與せらる、爾後毎年一回各地に開催し昭和四年其第廿七回を開くに至れり、共進會に要する經費は總て聯合會之を支辨し來たりしが大正七年より縣の補助を受くることゝなれり。

(ロ) 競馬會の舉行 聯合會主催の競馬は明治三十九年第一回を野邊地に開催し、其後中絶し四十三年第二回、四十四第三回を同地に開き、大正元年春期は鮫に秋期は野邊地に開催し、爾來毎年二回開催することゝなれり、四十四年以來農林省及縣より

賞金の補助を得るに至れり、現在は八戸、野邊地、金木の三競馬場に年三回開催、昭和四年秋季は其四十一回なり。

(ハ) 馬市場の開設 毎年十一月三本木に於て三本木産馬畜産組合糺市閉市の翌日より三日間青森縣中央家畜市場を開設し一般馬匹の取引に便す尙昭和二年より同市場に八月上旬サラブレット系馬匹の特別糺市を開設して競走用馬の購買に便し全國より顧客集す。

(ニ) 聯合會は其他馬産に關して各組合の統一を圖り、官廳と組合との中間に介在して處理する所多し。

馬種類別頭數

年次	洋種		雜種		和種		合計
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	
昭和二年	二、三三五	五、九四四	一、八二七	六、六八八	七、五二九	七、四八九	一一、七三二
昭和元年	二、〇三六	五、一五二	一、三六三	六、六九三	七、〇五三	六、三三三	五三、五八
大正十四年	二、〇七五	五、〇六	一、四八三	八、六七	七、一六〇	五、五七三	五四、七四七
大正十三年	三、〇六六	五、三三	一、三三五	九、九二	七、九〇八	四、八一〇	五五、五六五
大正十二年	二、〇八四	五、七二	一、三三六	六、七八	八、八八一	四、〇三六	五七、二六三

牝馬頭數並生産馬頭數

年次	牝馬總頭數	三歲以上の牝馬		生産馬頭數
		頭數	牝	
大正十五年	三九、〇一九	三三、四四五	三、〇五三	二、九二八
大正十四年	四〇、一五二	三四、五一	二、七五六	二、七八四
大正十三年	四〇、八七九	三四、五九一	三、一〇三	三、〇三三
大正十二年	四二、二四八	三五、六五六	三、二七八	三、〇七五
大正十一年	四二、二二五	三五、四四二	三、二五二	三、一八五

貳歲駒馬賣頭數並價額

年次	性	頭數	價額	一頭平均價格	最高格額	最低格額
昭和三年	牝	三、三九四	五七〇、四三三	一六、〇七〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
昭和二年	牝	三、三六四	六七九、六七三	二〇、三〇〇	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇
大正十五年	同	三、二七六	五六一、六五七	一七、三〇一	八、〇〇〇	二、〇〇〇
大正十四年	同	三、一七二	六〇五、四五六	一九、〇七四	六、五〇〇	二、〇〇〇
大正十三年	同	二、七六五	九〇、九五六	一九、六四九	八、〇〇〇	三、〇〇〇
大正十二年	同	二、七四六	五三三、九四六	一九、〇七四	八、〇〇〇	三、〇〇〇
大正十一年	同	二、〇八一	五五五、七八	二〇、三三〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
大正十三年	同	三、三三四	六八八、三五五	二〇、九八七	五、〇〇〇	三、〇〇〇

貳歲駒軍馬購買頭數並價額

年次	性	頭數	價格	一頭平均價額	最低價額	最底三年
昭和三年	牡	四三二	一五三、四九〇	三六一、九九五	一、六〇〇	二四〇
昭和二年	同	四〇五	一四一、一七五	三四七、五九三	一、三〇〇	二五〇
大正十五年	同	三八二	二六、四三五	三三〇、九八二	一、七〇〇	三三〇
大正十四年	同	三六〇	二四、〇九四	三四、七〇八	一、五〇〇	二五〇
大正十三年	同	四四九	一四、七九〇	三四、六九九	五五〇	二四〇

貳歲駒農林省購買頭數並價額

年次	性	頭數	價格	一頭平均價額	最高價額	最低價額
昭和三年	牡	三	四〇、九〇〇	一、三九、三五六	二、五〇〇	七〇〇
昭和二年	同	二元	三七、四〇〇	一、二八九、八二	二、八〇〇	七〇〇
大正十五年	同	二五	二七、二〇〇	一、〇八八、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇〇
大正十四年	同	二六	三〇、一五〇	一、一五九、六二五	二、九〇〇	六五〇
大正十三年	同	六	五四、三五〇	二、〇九〇、三八五	二、七〇〇	六〇〇

第二項 牛

沿革 本縣畜牛の沿革は記録の徴すべきものなく其盛衰の跡詳ならず、明治十四五年の頃政府は多數の洋馬牛を各地に貸與せしことあり、本縣も亦其貸與又は拂下を得て牛種改良

に著手せしものにして、其種牛は多くは短角種なりしが故に、本縣の牛は短角の血液を混するもの多數を占むる所以なり、而して本縣は古來産馬地として著名なりしが故に、畜牛は馬産地の間に介在して微々振はざりしもの、如し、明治三十一年種牡牛取締規則を發布し、又明治三十五年牛馬改良費補助規則を發布し、産牛組合には一頭の代金四百圓以上の洋種に限り其代金の七分を補助し、五百六十圓を極度とせり、三十六年種牡牛種付規則を制定し、同年牛馬籍取締規則を發希す、明治三十五年縣廳に開會せし畜産會議に於て、牛種改良には短角種を用ふることを決議し、爾來其方針を繼續す。

明治三十五年以來南部三郡の内各地に産牛組合を設立し、大正四年畜産組合法の實施により現在の組織に改めたり、現在の組合は下北、野邊地、七戸、三本木、八戸、三戸、五戸の七組合あり、大正十五年七月縣産牛畜産組合聯合會の組織成れり。

大正十四以來従來の短角種の外にホルスタイン種を以て乳用牛を限局的に改良を企圖し最良種牡牛の貸付は勿論種畜場に於ては種牡牛を繋養して民間牝牛に種付を開始し昭和二年度より種畜場にホルスタイン種牝牛を繋養して繁殖並に乳製造加工傳習を開始せり。

一方肉用短角種の改良には去勢並に肥育の奨励を講じつゝあり。

二獎勵施設 一般法令に依る種牡牛検査、畜牛結核病豫防法施行の外縣は共進會の助成、品

評會以上の外講話、講習等亦産馬に於けると同じく獎勵を爲す。

産牛組合の施設 現在七箇の産牛組合は産馬組合に比すれば其基礎薄弱なる感あるも著々

として其の進歩の跡を認む、毎年犢糶市を開くと牛籍の取扱を爲すの外種畜供給の事業等其改良に努力しつゝあり。

畜牛共進會の開設 明治二十六年三本木に開催せし上北、下北、三戸三郡牛馬優等會に始まり、其後各地に開催し第七回を明治四十三年弘前市に開催してより其後中絶したりしが大正九年これを再興し其第八回を野邊地町に於て開催昭和三年其の第十三回を三本木町に開催せしに長足の進歩を認む。

年次	牛種類別頭數		合計
	牝	牡	
昭和二年	九五	四三	一三八
大正十五年	九七	七〇	一六七
同十四年	九七	七〇	一六七
同十三年	九六	七〇	一六六
同十二年	一三四	九〇	二三三

犢糶賣頭數並價格

年次	性	頭數	價額	一頭平均價額	最高價額	最低價額
昭和二年	牝	一七	七、六〇〇	四、四七九	六、八五五	二、七五三
同元	牝	一八	五、八四七	四、七四四	七、一七七	一、九八六
大正十四年	牝	九七	六、八四六	五、二二七	七、九七九	一、〇〇〇
同十三年	牝	九七	五、二二七	四、七四四	七、九七九	一、〇〇〇
同十二年	牝	一三四	五、五四八	四、一三六	八、六七七	一、〇〇〇

第三項 緬羊

嘗て本縣に於ては多數の緬羊を飼育する者もありしが何れも成績不良なりしたため爾來殆んど其の跡を絶つに至りしが近年農林省に於て極力其の飼育を獎勵せらるゝに連れ飼育を希望するもの續出し大正八年には上北郡藤坂村に於て畜産試験場より、越へて大正十二年より下北郡川内町東津輕郡中平内村南津輕郡五郷村山形村淺瀬石村北津輕郡長橋村に於て夫々多數の緬羊を農林省種羊場より拂下を受け飼育しつゝあるも日淺きを以て其成績未だ明かならず現在飼育頭數四百五十頭なり。上北郡三澤村廣澤牧場は農林省委託種羊場にして約百頭あり。

第四項 養豚

一 沿革及現況 其沿革は不明なり往年も飼養の奨励を行ひたるも肉價の騰落によりて消長盛衰あり農事試験場に於て仔豚配付の施設ありしも廢止せられしは恐らく之れに因するならむ。

近年肉畜需要の激増と共に採肥併に肉利用の堅實なる經營方法と其販賣方法に於ては直接中央市場並に北海道方面の取引毀盛にして且つ肉加工方面に到る迄健實合理的の發達を遂げつゝありて大正八年に比し倍増の發達を來し農漁業殘滓の豊富販路の開拓は益々發展の趨勢にあり現下養豚畜産組合は野邊地町に一ありて全國の優良組合にして五戸養豚組合亦克く發達し其他各組合二十六を算し益々増加を示しつゝあり。

二 縣の施設 以上の趨勢に鑑み縣は大正十四年より種畜場に種豚を設置して種豚の配付及余勢種付を行ひ更に昭和二年度は更に之れが充實を圖り以而品種の改良に系統的組合の設置販賣方面に對し奨励しつゝありて今や勃興の機運にあり。

尙毎年養豚共進會を開催し縣は之れに補助し十五年其四回を七戸町に開催せり。

豚頭數 (年度末現在)

年次	頭數
大正十三年	一〇、六九七
同十四年	八、九五五
同十五年	七、九五四
昭和二年	九、八三四
同三年	九、八三四

第五項 家禽

養鶏は有利なる農家の副業にして相當に發達し一部地方に於ては特殊の優良鶏を産出する組合の存するも尙全般に亘りては増殖の餘地多大なり、近年各地に養鶏組合の設立ありて昭和三年度に於ては百十五組合を算し尙青森縣家禽聯合會も大正八年に成立して其發達に努め昨年に比し七万二千羽の激増を來して現在飼養戸數五万五千戸飼養羽數六十五万羽に昇り最近勃興の機運にあり。

家禽共進會は第一回を青森市に開催して爾來毎年之れを開催して昭和三年度は第八回を三戸郡八戸町に開催せり、縣は毎年之れに補助し尙昭和三年度は産卵共進會を開催して専ら能力の増進を圖り縣亦之れに補助す。

尙縣の施設として種雛種卵の配付を行ひつゝありて之が普及増殖に積極的努力を拂ひつゝあり驚其他水禽の増殖も河川池沼等其餘地多く將來發達を見む。

鷄飼養羽數戶數價額

年次	羽數	飼養戶數	價額	生卵	生卵價額
昭和三年	六五八、九八四	五五、六六六	五〇〇、六九三	二四、一〇四、一〇七	九七一、四八二
同 二年	五八六、三六三	五四、一八八	四四八、二四九	一九、三〇〇、六二一	八九八、五七〇
大正十五年	五五五、〇五四	五四、三〇六	四三七、七三六	一七、九四〇、五六六	八二〇、二七二
同 十四年	五五〇、二五四	五五、一八二	四七六、二五四	二〇、九三五、八九六	九三八、二七二
同 十三年	五三八、三六一	五四、五二六	四四四、六八五	一九、一四四、八〇一	八四六、二八

鷄

年次	羽數	飼養戶數	價額	生卵	生卵價額
昭和三年	四、九三八	五七一	五、一四三	九二、八六九	四、三六七
同 二年	三、九五六	五三二	四、九〇〇	九七、一一九	五、四三一
大正十五年	三、二八〇	四九〇	四、一三三	八三、一九四	四、六四〇
同 十四年	三、五七三	四〇九	四、九九五	八一、三四八	五、四〇一
同 十三年	二、七四九	三八〇	四、〇四九	七七、二二五	四、五三三

第五節 水 産 業

第一項 現 況

本縣の漁場は地勢上沿岸近く来る暖流漁場と其の沖合を包圍する寒流漁場とに別る而して従來は専ら暖流魚族を主とし沿岸漁業に従事せるが近時遠洋漁業奨励法に則り漁船を建造する者次第に増加し漸次斯業の發展を見るに至れり今左に最近五箇年間の漁戸漁業者數及其の漁獲高並製造高を表示せば左の如し。

漁戸及漁業者數漁獲高及製造高

年次	漁 戸 數		漁 業 者 數		漁 獲 高	製 造 高
	專 業	兼 業	專 業	兼 業		
昭和三年	九、五五三	五、三三五	二八、四〇〇	一一、六四〇	五、五六八、九六六	五、〇〇三、八六四
昭和二年	九、二六二	五、一〇五	二八、一五七	一四、二三〇	五、二五九、九五七	四、二三四、四四三
昭和元年	八、五二〇	五、三五一	二六、七七九	一四、七四一	四、六九三、九二六	三、六五九、四一四
大正十四年	八、七四四	四、六〇一	二五、三七五	一七、一五四	六、九八六、三〇三	四、五二五、六〇二
大正十三年	八、九二九	四、二四六	二九、七九〇	一〇、七三六	五、四六七、五一八	四、五〇七、三三七
大正十二年	八、四二二	四、四三四	二九、二二九	一〇、五二六	五、二三二、三六三	四、一三二、九二六

養殖業は従來河川湖沼は勿論沿岸干潟等養殖上利用されたるもの甚だ少し然れども、最近重要河川に對しては人工孵化放流事業を行ひ又は鯉兒の配付をなし専ら是等水面の利用に關し努力しつゝあるを以て遠からず其の面目一新するに至るべし。

第一漁業

一 概況 本縣の漁業に前述せる如く沿岸漁業著しく發達し定置漁業の數甚だ多し今其の免許數を示せば左の如し。

郡市名	定置		其他		特別漁業		區劃漁業		計
	鱒	柔魚	鱒	其他	鱒	其他	鱒	其他	
東津輕郡	二八	八九	八四	三九	八四	六三	一六四	三九八	
西津輕郡	一五	四	九四	一五〇	八四	六三	一六四	三九八	
中津輕郡	一	一	六	六	一	一	一	一	
南津輕郡	一	一	五	六	一	一	一	一	
北津輕郡	三	六	九	二六	二	二	二	二	
上北郡	三	七	一〇	二七	四	四	二八四	四四	
下北郡	一〇〇	七	二〇	二七	一	一	二八四	四四	
三戸郡	三	一	二	二	一	一	二	二	
青森市	三三	二	二	二	一	一	二	二	
合	四〇〇	二七	三五二	一〇三三	八	一九	一、〇七〇	一、〇七〇	

二 主要漁獲物

1. 鱒 鱒は本縣漁獲物中産額の最とも大なるものにして殊に最近大羽鱒の日本海沿海より津輕海峡を経て陸奥灣内に回游し更に太平洋方面に向ふもの漁獲せらるゝに至りた

るため一層其漁獲を増すに至れり、其の種類は眞鱒(大羽)及背黒鱒なりとす、漁具は三戸郡及上北郡の一部は専ら掲線網及地曳網を以つて漁獲し他は主に定置漁業落網類に屬する猪口網及臺網類の角網を使用し大羽鱒は各地流網を使用す今最近五ヶ年間の漁獲高左の如し。

年次	量		價		高	額
	噸	斤	圓	角		
昭和三年	七、〇六八	九一三	七九九	三八三		
昭和二年	九、五八四	五五七	一、六四九	七二六		
昭和元年	五、二五八	八五〇	八七九	五九〇		
大正十四年	一、〇二二	五七四	三三二	二四二		
大正十三年	九、三八七	二八七	一、四九八	三四三		

2. 柔魚

本縣にては鱒に次ぐ重要水産物にして佐渡式釣漁法定置漁業に對する角網を以て漁獲し毎年の漁期には北海道及遠く北陸地方より入漁し來る者少からず從來本漁業にて用ゆる漁船は多く普通の漁船にして他縣漁業者の川崎船を使用し漁獲の大なるを傍觀するのみなりしが近年漁場の關係上漸次川崎船動力付漁船等使用するに至れり柔魚の種類にも一番及二番鱒其他水いか、烏賊等あり、二番鱒は從來多く漁獲せらる

ゝものにして下北郡を最とし東津輕郡、上北郡、三戸郡之に次ぐ、今最近五ヶ年の漁獲高を示せば左の如し。

年次	數量	價獲	高
昭和三年	二、二三、八六八	八四三、九九六	四
昭和二年	一、二三、四三六	六三七、九八六	
昭和元年	二、七五、一三二	一、〇四一、八九九	
大正十四年	八、七五、六九〇	二、六九一、九七七	
大正十三年	四、三七一、六三三	一、六九二、七〇六	

3. 鮪 鮪大謀網にて漁獲す、三戸郡方面にては以前多く流網を以て漁獲せしも近來甚だ少し鮪は元本縣重要魚族の一にして其の漁獲白眉なりしが近來潮流の影響を蒙り沿岸近くに來游せるを見ること少なく故に漁獲著しく減少したり今最近五ヶ年の漁獲高を示せば左の如し。

年次	數量	價獲	高
昭和三年	三、四一、五	四四、八三二	四
昭和二年	二九、六〇〇	四七、三五〇	

4. 鯉 鯉漁業は本縣に於ては太平洋に面したる三戸郡及上北郡一部の漁業にして之を釣獲し其の漁獲高大ならざるも最近著しく發達し本縣主要漁業の一たり、漁船は輓近遠洋漁業奨励法に依り石油發動機付漁船を建造する者多く本縣並に郡水産會に於ては各々補助金を交付し之を奨励せり、現在本縣に船籍を有し本漁業に従事せる動力付漁船は六十隻岩手縣、北海道及其他に船籍を有せるもの亦尠からず最近五ヶ年の漁獲高成績表を示せば左の如し。

年次	數量	價獲	高
昭和元年	二一、〇一八	三四、九九九	
大正十四年	一六、六八八	四〇、七二六	
大正十三年	一〇、七六〇	二八、一六二	

5. 鮑 本縣沿海郡之を産せざる所なし、就中津輕海峡に面したる下北郡大間及東津輕郡

年次	數量	價獲	高
昭和三年	五、九六〇	二、六四二	四
昭和二年	一一、〇〇〇	二〇、五三二	
昭和元年	七、五五五	六、五二九	
大正十四年	四、五、三八〇	五、四、一三五	
大正十三年	五、七、一九〇	六、二、七八三	

三厩、宇鐵地方尤も饒産す、漁具は刺網、鉾突及潜水器を用ふ、尙ほ下北郡佐井村にては數年以前より漁業者申合せ漁場に投石し蕃殖を圖り漸次好結果を得つゝあり、今最近五ヶ年の漁獲高を表示せば左の如し。

年次	鮭		漁獲	
	數量	價額	數量	價額
昭和三年	三三、八〇〇	七三、五四〇		
昭和二年	一六、七一九	四六一、二四四		
昭和元年	三三、一〇六	五五四、二六七		
大正十四年	二八、八四一	三三、四九三		
大正十三年	一〇、三五五	三三、五六八		

6. 帆立 帆立は本縣陸奥灣内に産する重要介類にして貝柱として輸出す、豐麗常ならず今最近五ヶ年の漁獲高を擧ぐれば左の如し。

年次	帆立		漁獲	
	數量	價額	數量	價額
昭和三年	七、五五八、八〇〇	三八五、一〇〇		
昭和二年	三、五〇五、五五五	三八七、二七九		
昭和元年	二、八九、六〇〇	二七八、〇三三		
大正十四年	一五、三〇四	一四、〇四九		

大正十三年

不詳

不詳

7. 海藻 本縣沿岸には暖流及寒流の有用藻類たる石花茶、惠胡、昆布、海羅等を産出す海羅に就いては下北郡下風呂の如き明治元年より石を投じて其の蕃殖を圖り爾來之を繼續す同郡東通村字尻屋地方も亦明治十六年頃より之に倣ひ今や青年團の事業として之を實行しつゝあり其他の地方にても此の方法を行ひ或は磯掃除をなし或は投石し逐次生産額の向上に努めしめつゝあり、最近五ヶ年の重要藻類生産を示せば左の如し。

年次	海藻		生産	
	數量	價額	數量	價額
昭和三年	一、〇八五、五六六	三五九、四八五		
昭和二年	二、一五三、五二八	四〇七、二五〇		
昭和元年	九五八、七六四	四八五、〇二二		
大正十四年	九八九、〇七六	六三四、七七五		
大正十三年	一、〇五三、〇七三	五一五、〇六八		

第三項 製造

一 概説 本縣の水産製造は多く支那向貿易品にして其の豐凶の影響するところ敢て本縣のみ

にあらざるなり、従つて其生産を保護奨励し精良品の産出を圖り其の品位を向上せしむるは尤も肝要なれば特に留意努力し來りたる所以なり即ち吏員を増設して指導監督を爲さしめ或は下北郡を初め東津輕郡、西津輕郡、上北郡、三戸郡の如き其の以前各水産組合を設立し製品の改良に具へんが爲め検査員を設置し検査せしめ良製品の産出に努めたり、現今各郡水産會も亦其の意を承繼し製品検査を實行しつゝあり、青森市水産組合亦同じ。

二 主要製造物

1. 乾鮑 干鮑は支那向重要水産物の一にして本邦中本縣は其の地位白眉なり、本縣に明鮑と灰鮑の別ありて明鮑は高價なるも其の需要範圍狹少なる爲め本縣に於ては稀に見るべく灰鮑を饒産す下北郡大間産は大間物として特種の精良品を産出し聲價高し、今最近の生産高を示せば左の如し。

年次	數量	生産額	高價額
昭和三年	五〇、一九〇	九六、二九	
昭和二年	二九、三三四	五七、三二七	
昭和元年	五一、八七八	五七、四三〇	
大正十四年	二〇、九二七	三二〇、六三四	

同 十三年

一六、八七七

三三〇、五二二

2. 錫 本品も亦本縣沿海郡中生産せざる地方なし就中下北郡及東津輕郡、上磯地方尤も多く殊に下北郡産は優良品を産す、最近五ヶ年間の生産を示せば左の如し。

年次	數量	生産額	高價額
昭和三年	三八五、七三〇	七七、六七九	
昭和二年	四七五、九三〇	七〇一、〇一九	
昭和元年	四三七、六一一	九一六、九五六	
大正十四年	一、三〇〇、三七一	一、八七三、二二五	
大正十三年	四九五、六六八	一、四二七、七五三	

3. 海參 本品も亦本縣重要水産製品にして陸奥灣内に産す、下北郡川内、上北郡横濱は優良の製品を産出す、最近の生産額を示せば左の如し。

年次	數量	生産額	高價額
昭和三年	五八〇	五、三九〇	
昭和二年	六七八	六、六五三	
昭和元年	五六〇	五、二〇〇	

大正十四年
同十三年

一、七二〇
九五〇

三、二八四
六、七三五

4. 田作、煮干、焼干 鱒の生産額の多きは漁業の部に概記せし如し、而して之が利用法に就いては素干品として田作又は煮干製とするもの多く近年大羽鱒の漁獲増大するに及び肥料に製造するもの甚だ多し焼干品はに本縣の特産にして近時其の販路益々擴張し需要逐次増進せり其の生産地も僅に青森市及東津輕郡油川のみなりしが今や東津輕郡各地方及下北、上北、三戸の各郡にも産出す、今最近の生産額を示せば左の如し。

年次	田		作		煮		干		焼	
	數	價	數	價	數	價	數	價	數	價
昭和三年	八、六四〇	—	一三、六六七	—	一四、三六六	—	一五、九〇九	—	—	—
同二年	八、六〇〇	—	一三、〇〇二	—	一四、九一五	—	一五、五九	—	八九、三七	—
同元年	八、六〇〇	—	一三、〇〇二	—	一六、三三六	—	一九、四七〇	—	五三、七二	—
大正十四年	二、八七〇	—	二七、九七六	—	三三、五〇〇	—	五五、〇八八	—	五八、二四四	—
同十三年	一五、二八五	—	三二、〇八〇	—	六六、三六〇	—	八九、五八五	—	八四、一八四	—
										二四二、九六四

5. 鯉節 本縣の鯉漁業は毎年一月頃にして魚體に脂肪量多きと製法又幼稚なりし爲良品を得ざりしも晩近濕干式普及し勢ひ良品を生産するに至れり、最近の生産額を擧ぐれば左の如し。

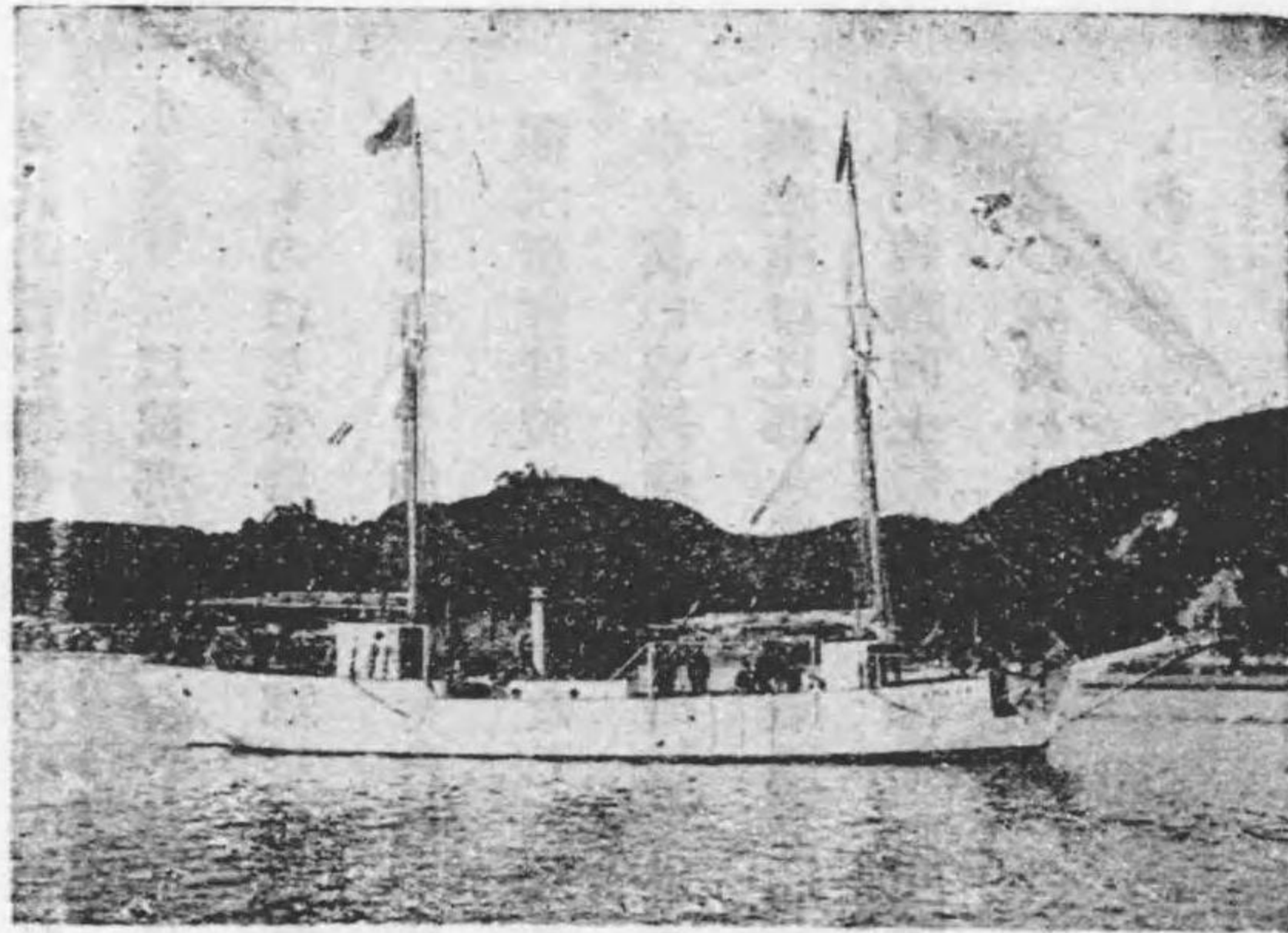
年次	鯉		節		生		高	
	數	價	數	價	數	價	數	價
昭和三年	九八五	—	—	—	—	—	—	—
同二年	一、九七六	—	—	—	—	—	—	—
同元年	一、八六三	—	—	—	—	—	—	—
大正十四年	一、五五〇	—	—	—	—	—	—	—
同十三年	二、四三五	—	—	—	—	—	—	—
								五、一八三
								八、七三六
								一四、三七六
								一七、五五〇
								二二、一三三

6. 魚肥 本縣産魚肥は主として鱒を以てし締粕干鱒にして近時鱒漁獲の増進と共に其の生産額も亦増加したり殊に三戸郡は主産地にして西津輕郡、東津輕郡、上北郡等之れに次ぐ又上北郡にては其他干鈔粕の産亦少からず今左に最近の鱒締粕の生産額を示す

年次	鱒		締		粕	
	數	價	數	價	數	價
昭和三年	二、〇八九	—	—	—	—	—
同二年	一、七九四	—	—	—	—	—
同元年	一、四八六	—	—	—	—	—
大正十四年	一、九八四	—	—	—	—	—
同十三年	二、四五九	—	—	—	—	—
						八八六、一五五
						八七一、八七九
						七〇〇、一〇〇
						一、二八七、〇九四
						一、五〇三、九二四

第四項 水産に對する施設及團體

一 青森縣水産試驗場 本縣水産試驗場は明治三十三年青森市に設置せられ漁撈製造養殖の各項に亘り試驗調査を遂げ其成績に鑑み直接當業者を指導啓發し斯業の發展を期しつゝありしかど沿岸線百七十有餘里を有し東に太平洋、西に日本海、北に津輕海峽を控ひ居る本縣としては自然の狀態自ら異なり之のみを以て完全を期するに足らず因つて大正三年には下北郡大畑村に大正六年には西津輕郡深浦村に各分場を設置し専ら津輕海峽及日本海方面に於ける試驗調査をなし同方面に於ける當業者の指導獎勵に努むる處あり、爲に沿岸漁業の發達相當見るべきものありたるも一方遠洋漁業試驗指導に對しては未だ遺憾の点ありしを以て大正十一年に於て遠洋漁業試驗船魁丸五十四噸デーゼルエンジン百馬力及瑞鷗丸十四噸三十五馬力の二隻を建造し前者は鮫、宮古を根據として太平洋方面に於ける遠洋漁場の探險及當業者の指導啓發に努め後者は深浦を根據として日本海漁業開發指導に當り又漁業の現況に鑑み全年本場を鮫村に移轉するの外大正十四年鮫村及試驗船魁丸に無線電信所を設置し漁況の速報をなす等更に昭和三年度には東奥丸十九屯五十馬力を建造し主として鯖



船驗試業漁洋遠 (九魁)

鱈漁業に就き専ら之が啓發に努めつゝあり尙淡水魚族増殖の目的を以て明治三十四年の上北郡藤坂村大字大坂に鮭鱒人工孵化場を設立し今や鮭卵五百萬粒餘を採卵し孵化の上奥入瀬川に放流をなしつゝあり、又大正二年には米國より紅鱒を移殖し親魚となし年々二十万乃至三十万粒の採卵をなし縣内外當業者に配給しつゝあり、大正四年には中津輕郡駒越村大字兼平に岩木川鮭孵化場を設置し大正十三年之れを弘前市に移し年三百萬粒内外の採卵孵化放流をなし、大正十五年度よりは農林省鮭鱒増殖事業獎勵金の交附を受け西津輕郡岩崎村十二湖に孵化場を新設し専任技術員を増置益々本事業を擴張充實せしむ、又稻田池沼利用の目的を以て大正八年に相坂孵化場附屬として養鯉場を設置し又大正十三年には弘前市にも之れを設置し更に昭和三年度に於て七戸町にも設置し稚鯉養成の上當業者に配付しつゝあり。

二 漁業組合 組合數、百五あり近來監督指導の結果漸次發展の域に向ひ或は魚獲物の共同販賣を實行し或は共同購入共同貯金等をなし又僻遠の組合に在りては組合醫を設置する等着々其の實を擧ぐるものあるに至れるも其の實施組合未だ多きに達せざるは遺憾なりとす。

三 水産會 以前郡水産組合として存在せしも水産會法發布と共に郡水産會に組織變更せられしものにして目下下北郡、西津輕郡、東津輕郡及上北郡の四郡水産會及青森、八戸の二市水産會あり、尙ほ之等を會員とする縣水産會あり。

郡水産會は製品検査をなして製品の品質向上及販路擴張を爲すの外當業者の指導啓發に従事し其の成績漸次良好の域に進みつゝあり。

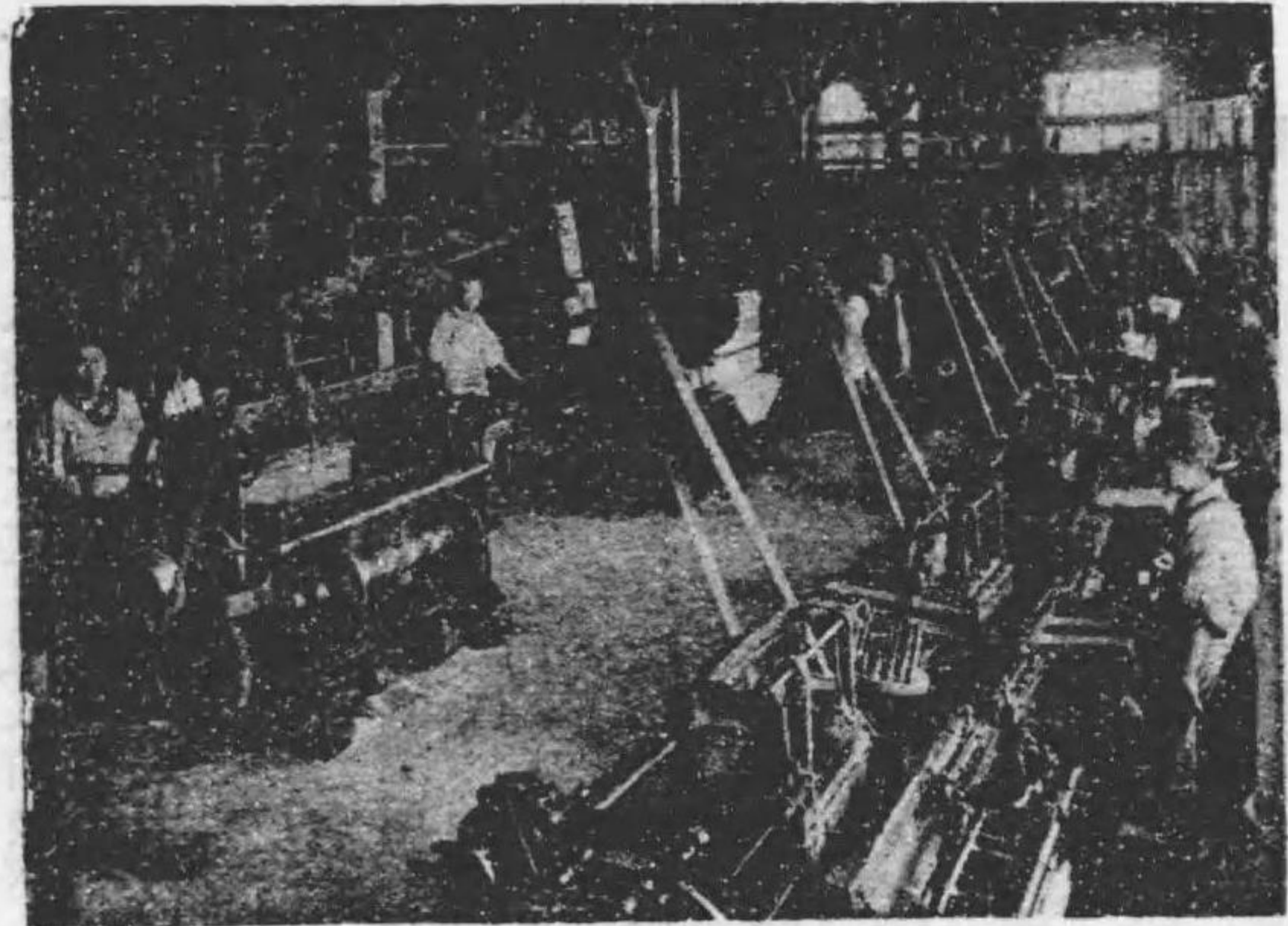
縣水産會は郡水産會と氣脈を通じて當業者の指導をなし或は講習會、講話會を開催して會員の智識向上に資し又毎年一回縣下水産業者の大會を開催し其他各種の施設をなし縣内水産業の發展を計り成績を擧げつゝあり、縣は之に對し補助金を交付し之れが助長に努めつゝあり。

第六節 商 工 業

第一項 工 業

一 現況 本縣の工業は近來稍發達の機運に向ひつゝあれども、尙未だ充分ならず、其生産額昭和三年に於て二千九百二十万四千二百二十九圓に過ぎず、然れども翻りて本縣の實質を考ふるときは實に工業地として起るべき素因を有せり、第一、工業原料豊富なること、饒多の原料を産出し得べき土地柄なること是なり、殊に養蠶の如きは氣候風土に適し少しく注意を加ふるときは産額も増加し産業として相當なる位置を占むることを得べし養蠶業發達すれば生絲、機業、蠶絲製造自ら發達するに至るべし、又本縣は山林に富む松、杉、羅漢柏、落葉松、白揚樹、漆、樺、山毛櫸、桐等を産出し木工品の原料頗る豊富なり、且模範林の經營により植林を奨励しつゝあれば原料の産額將來益多大なるべし其他山野には蔓細工の原料たる木通蔓の繁茂するあり、三戸郡内の石灰石、下北半島の砂鐵の如き殊に豊富にて皆採りて以て工業の資料と爲すに足るべし殊に工業の原動力たるべき石炭の産額近隣の北海道に多く十和田湖及奥入瀬、馬淵の諸川其他河川湖沼少からざるを以て水力を利用する時は幾多の大工業を起すを得べし、第二、勞力の供給も亦豊富なり本縣は冬期降雪の期間長く木材搬出等の外、屋内若くは工場に従事せざるを得ざるなり、此勞力を利用す

るときは低廉なる賃金を以て工業の發達を期することを得べし、畢竟するに今日までに工業の起らざるは起すべき事業なきにあらずして進みて之を起さざるに因るのみ、第三、需



工業試驗場機械部

要は廣大なる範圍を有す、縣内工業品の大部分は之を他方に仰げるを以て其輸入を防遏するのみにても多大なる供給を要す、然るに北には北海道、樺太あり又對外貿易地としては沿海州浦鹽の如きありて、其開發の程度に伴ひ需要の區域益廣きものあるべく内には他方人多く入込む港灣市街地あり、又勝地を探り温泉に浴する者益多く、店頭に客を引くの便日を逐ふて益加はるべし、是を以て工業品需要供給の關係愈頻繁となるべきことを知るべし、第四、本縣は本州の極北に位すれども東北本線及陸奥線の鐵道あり、青森よりは汽船の便あり海陸の連絡十分に行はれ交通の便利益加はるに至れるを以て工業發展上實に有望の時代となれり、是を以て本

縣は百方養蠶業を奨勵し、又造林計畫の完成を圖り特に大正十二年弘前市に工業試驗場を置きて染織並應用化學の試験をなさしめ又醸造技師を置きて其の發達を圖りつゝありしが大正十五年度より更に工業試驗場に醸造科を併置することゝなれり殊に工業組織の養成に關しては地方の狀況と程度とに鑑み、曩に工業講習所を設けて簡易なる工業教育を普及せしめしが更に其規模を進むるの緊切なるを認め明治四十三年より工業學校を設立して秩序的に生徒を養成し一面に於ては年々數ヶ所に木通蔓細工、木履、木工家具、双物等の傳習を開催し斯業の改善進歩を計り其他當業者を選抜して先進工業地方に派遣し其狀況を視察せしめ以て工業發展に資するの途を開きつゝあり。縣下工業者の數を擧ぐれば左の如し。

工業戸數及人口

年次	專業		副業		合計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
昭和三年	九、〇七	一五、五一	四、六二	七、八三	一三、六九	二三、三三
昭和二年	八、九二	一五、七四	三、七三	八、三三	一二、六八	二四、〇六
昭和元年	八、三六	一四、五三	四、六六	七、九五	一二、九八	二三、五三
大正十四年	九、二六	一六、〇七	四、五三	六、〇五	一三、七八	二二、五二
大正十三年	七、三三	一三、八五	四、六三	六、九〇	一二、〇二	二〇、八二

二、各種工業の現況

1. 一般工業

イ 織物

本縣の重なる織物は綿木綿と麻布として此外僅少の絹布及絹綿交織を産出



工業試驗場染色部

す綿木綿は弘前市を以て主産地とし津輕手織は其主なる物にして津輕五郡農民の愛用に過ぎざりしが近時動力機業起るや販路を擴張して北海道に移出しつゝあり殊に綿ネル着尺地は工業試驗場の指導に依り昭和元年度より良品を産し需要各地にて好評を博し益々有望となれり之が原料たる綿糸は關西より供給を受く麻布は上北、三戸兩郡の農村冬季の副業により産出するものにして其種類は大麻織物なり作付製絲より製織に至るまで悉く一家内に行ひ自家用の目的とする家内工業に屬し其餘分は市場に販賣せらるゝものにして疊縁に應用せらる絹布と絹綿交織とは

弘前市、三戸郡を主産地と看做され重に賃織生産なり本縣の機業は今尙家内工業を主とせるものにして機業總戸數六六二の中動力工場は八、力織機臺數は二七二あり。

織物

年次	綿織物	絹及絹綿織物		計	機業戸數	
		交織	麻織物		綿	麻
昭和三年	三二四、七六六	四、三〇七	五、八四四	一四	一八	六三〇
同 二年	三四一、九九〇	八、九五四	六、七三九	三三	二二	六三三
同 元年	二八〇、七〇〇	一〇、八五〇	一、七五五	二九	一四	二七七
大正十四年	三三三、五九九	二四、七〇八	九、一七三	三六	二一	二二四
同 十三年	三六四、七一	五〇、一六六	一〇、五八七	四二	二〇	二五三

ロ 藁細工品

繩、筵、吠を主とし農家の副業生産にして年産額二百萬圓を越ゆ、産地は各郡なれども最も多きは南津輕郡にして總生産の約五割に垂んとす北津輕郡、東津輕郡之に亞ぐ販路は北海道、樺太にして之等輸出品は總て検査を施行し好成績を收めつゝあり。

藁細工品

年次	製造	産	繩	吠	筵	草履	草鞋	其他	計

大正十四年	三七、六〇〇	一〇、八〇〇	二五、二六〇	三〇、〇〇〇	六二、七〇〇
同十三年	三五、六七〇	一一、九七〇	二四、三九五	三六、〇九七	六〇七、一三九

ホ菓子飴 製造者の技術近來著しく發達し他府縣に對し殆んど遜色を見ざるに至れり其産額最も多きは弘前市、青森市等にして青森の昆布羊羹、飴、弘前市の林檎菓子等は其顯著なるものなり、昆布羊羹の如きは本縣唯一の名物にして從來の共進會、博覽會等に於て優等賞を得たること數十度に止らず、而して同業者は年々斯業の視察員を著名なる都市に派遣し其品種製法及工場の装置等を調査し品評會を開催し改善に努めつゝありて將來益有望なり。

菓子類及飴

年次	製造戸數	職工數	生産額
昭和三年	一、四四戸	一、五六人	一、〇九二
同二年	七三	一、三三	一、〇九二
同元年	六九	一、二六	一、〇九二
大正十四年	六九	一、二六	一、〇九二
同十三年	六九	一、二六	一、〇九二



酒類

酒類

酒類は本縣工産物中の重要物産にして年と共に發達し舊弊を改め進歩を見つ

ゝありて其産額も漸次増加し昭和二年に至りて七萬七千三百六十六石、價格六百八十万余圓なり尙ブランド、葡萄酒を醸造するものあり醸造業者は九十九戸にして醸造法を研究し他府縣輸入を防ぐに努めつゝあり而して縣下を統一したる青森縣酒造組合は縣下に七支部を置き品評會、鑑評會或は講習會を開催しまた杜氏養成従業者の表彰、視察員の派遣等を爲し一意斯業の開發に努力しつゝあり、弘前市及八戸市、黒石町は主なる醸造地にして縣下各地に産し重に北海道に輸出せらる又弘前市に産する洋酒はブランド、葡萄酒、林檎酒なり、就中ブランド、葡萄酒は廣く賞讃せらる。

酒類醸造石數

(昭和三年度は昭和四年九月迄酒造年度内に付未調)

年次	清酒	白酒	味淋	燒酎	其他	計	價額	戸數
昭和三年	7,776	4,281	4	1,477	3	13,537	6,877,571	10,999
同 二年	8,084	4,944	8	3,391	3	16,420	7,170,334	10,311
同 元年	8,933	5,443	4	2,811	3	17,204	7,301,237	10,311
大正十四年	8,338	4,977	4	2,811	3	16,143	7,301,237	10,311
同 十三年	8,338	4,977	4	2,811	3	16,143	6,753,779	10,311

ト 醤油 近來品質改良せられ産額また年々増加し大正十四年に於て三万余石此價額百三十五万二千余圓なり而して本品は縣下各地に産するも三戸、弘前、青森の各郡市は其主要産地たり、販路は北海道を第一とし其他各府縣に輸出せらる又醸造業者の統一を圖る爲青森縣醤油同業組合を設け其事務所を弘前市に置き以て氣脈を通じ年々視察員を各府縣に派遣し其齎せる視察事項を當業者に報告して斯業の改良に資し又毎年大會を開きて各意見を交換して其改善發達を圖りつゝあり縣に於ても專間の指導技師を置き之が指導に努めつゝあり將來益々有望なりとす、而して之が主要材料大豆は地元産及北海道産を主として用ふ。

チ 味噌 本品は生活必需品として農家に於ては何れも自製品を使用すれども弘前、青

森の兩市及上北郡野邊地町、三戸郡八戸市、南津輕郡黒石町等の都會地には製造業者多く輸出先は北海道、樺太其他近縣にして所謂津輕味噌としてその美味を賞せられつゝあり。

年次	醬		油		味噌	
	製造戸數	産額	製造戸數	産額	製造戸數	産額
昭和三年	1,396	27,459	2,286	1,558,405	1,396	1,396,000
同 二年	1,233	28,971	2,061	1,352,070	1,233	1,233,000
同 元年	82	30,046	86	1,295,007	82	82,000
大正十四年	82	29,911	86	1,352,070	82	82,000
同 十三年	82	29,911	86	1,352,070	82	82,000

昭和元年度以降戸數の増加は自家用製造をも算入したるに依る隨て味噌の製造數量確的判明せざるに付記入せず。

リ 澱粉 本縣産の馬鈴薯は常食用に適すると貯藏に堪ふる關係上全國は勿論遠く馬尼刺、印度及新嘉波へ輸出せらるゝを以て近來馬鈴薯の栽培者を増し隨て屑物より澱粉を製出するもの多し。

澱粉

昭和三年	同 二年	同 元年	大正十四年	同 十三年
七九、八五斤	七九、四五	七九、六〇九	二八、四九四	二四、一九五
八、九六	九、二四	一〇、六九三	一〇、〇五	一七、九六〇

又 麵類 饅餡及素麵は年産額二十三萬四千余圓にして三戸郡及青森市、弘前市を主産地とし特に弘前市産出の王子饅餡は品質優良なるを以て廣く賞讃せられつゝあり。

麵類

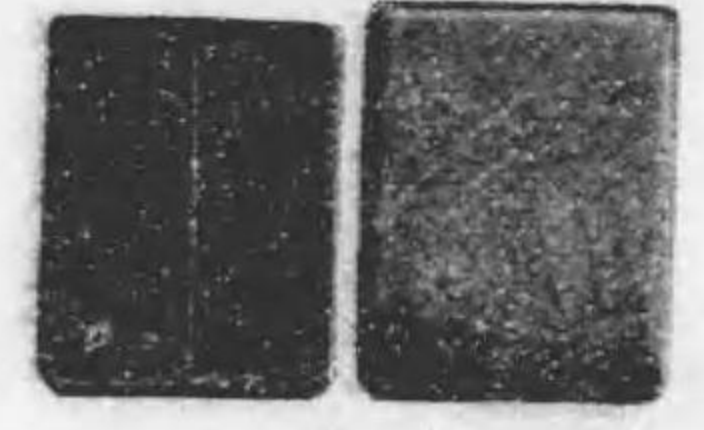
昭和三年	同 二年	同 元年	大正十四年	同 十三年
一七、七五	一七、三三	二九、九八〇	二七、五〇六	二四、九三五
六戸	一	一	七五	七〇

2. 特産品工業

イ 漆器 津輕塗は弘前市の特産にして元祿年間津輕藩名漆工二代目池田源兵衛の創始にして藩主の奨励する所となり外觀麗美ならざれども優雅にして實質頗る堅牢なる特點を有す近來其製作意匠見るべきものあり一名「カラヌリ」と稱し三十八回乃至四十八回塗り重ね下地塗より仕上げ迄普通品に於て尙ほ四十日を要し加ふるに材料の本地



津 輕 塗



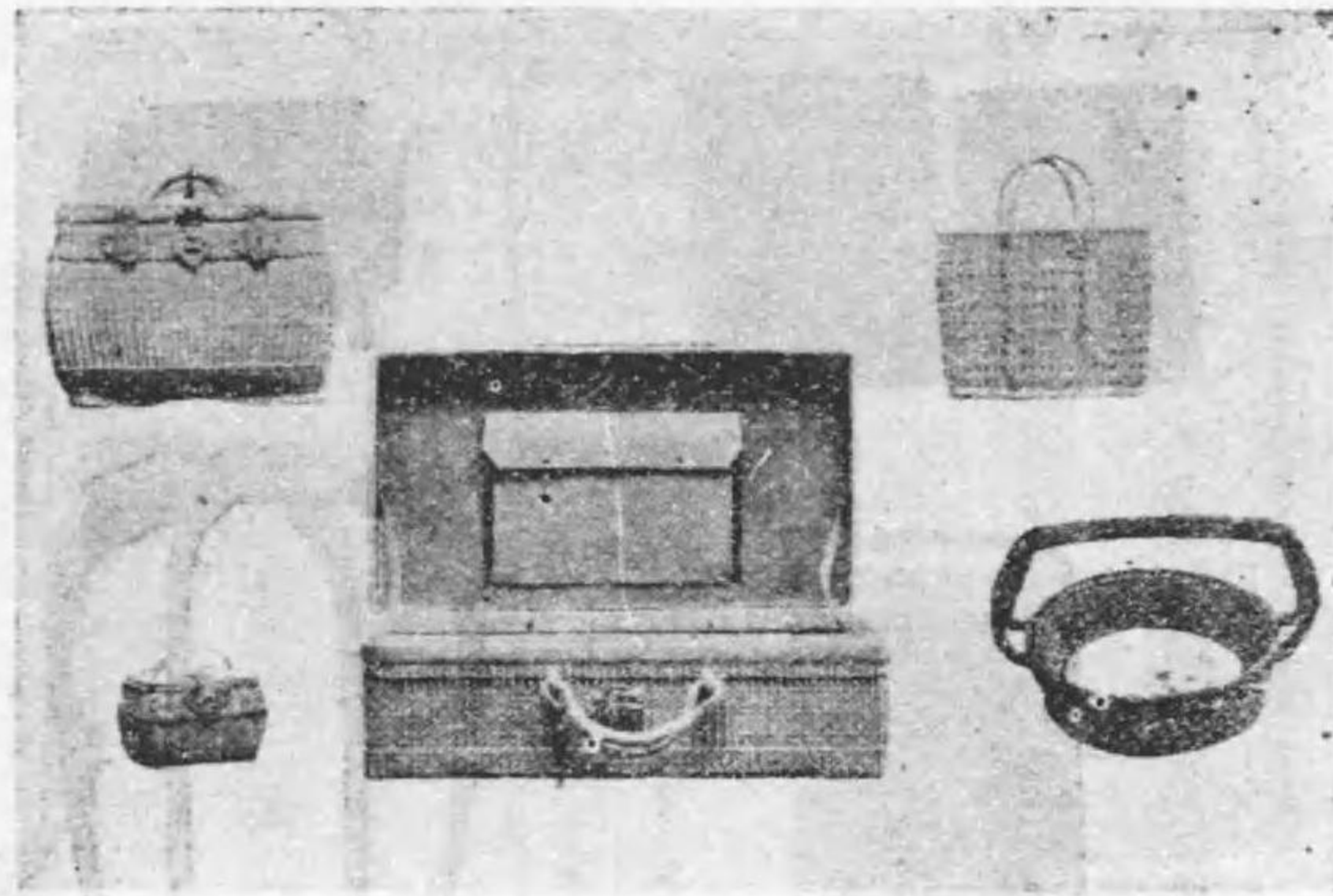
漆 器

は他の塗物の如く矧を用ひず漆液も亦縣下の優品を用うるが故に一度使用せしもの、賞讃措かざる實用品なり、昭和三年度各地十博覽會に於て好評を博し各府縣に輸出せられ其價值を認めらる。漆液の優良なるものは中津輕郡とし三戸郡之に亞ぐ。

年次	飲食器	家具装飾品	其他	計	製造家職工戸數
昭和三年	七、五〇	五、五〇	六、五〇	一九、五〇	五九
同 二年	七、九三	四、四五	三、七〇	一六、〇八	五九
同 元年	七、七〇	二、九八	二、〇〇	一二、六八	五五
大正十四年	三、〇五	八、四三	三、七〇	一五、一八	五三
同 十三年	二、三二	一〇、九〇	三、〇六	一六、二八	五五

ロ 蔓細工 本縣は古來より木通蔓あけびつるに富み山野到る處に繁茂し、天保年間以來は喬木の成長を妨ぐるを以て之が芟除に努めたりしが明治十年の頃一老翁中津輕郡嶽温泉に來

り湯治中徒然の餘山中に入り木通蔓を採取して一の玩具を製作せるに同郡大浦村大字賀田古川彌作なる者之を觀て其重寶なるを感じ其傳習を受け居村に歸りて製作に従事したるを嚆矢とす、爾來玩具、裁縫籠を作り獄溫泉場に於て浴客の土産物として販賣せしが其の後に至り手提籠、石鹼入等稍精巧品を製作するに至り明治二十三年に及びて數人の製作者を増し漸く提籠、洋器入、菓子盆等の如きを製作し、次で明治三十年頃には製作者續出して椅子、寢臺等をも製作するに至り海外輸出を試み殊に弘前市弘盛株式會社は明治三十七年社員を横濱、神戸に派遣して海外貿易に就き親しく海外輸出の狀況を視察し且輸出向の模型を職工に示して意匠の獎勵に勉め其後同社解散したるも外國輸出は漸次増加するに至れり、現今日本全國の模範として名聲を博し



將來益有望の輸出品たり。

ア ケ ビ 蔓 細 工

又本品は津輕塗と共に本縣獨特の製作品にして其販路極めて廣く内外に愛用せられ共進會博覽會に於て宮内省御買上げの榮を蒙り、又海外に於ける博覽會に出品して優等賞を得たる數甚だ多し。

木 通 蔓 細 工

(竹細工、藤把柳細工統計は参考に掲ぐ)

年 次	木通蔓細工		竹細工		藤把柳細工		竹製品		藤、把柳	
	戸數	職工	戸數	職工	戸數	職工	戸數	職工	戸數	職工
昭和三年	四三、三五	四	六三、七五	一〇、三五	七	一八〇	三三	二	三	三
同 二年	七六、二七	三	五四、三〇	九、三三	七	一八六	三四	九	二〇	三
同 元年	六七、〇三	三	五七、五七	五、〇一	三	一七五	三四	一三	三	三
大正十四年	五、八四	一	六七、四一	一、五五	九	二〇七	三五	五	五	七
同 十三年	八三、七四	一	七〇、二六	四七、六〇	一〇	一六四	三五	五	五	七

ハ 罐詰 本縣に於ける罐詰の主なるものは水産物にして其他は果實類なり、果實中マ ルメロ罐詰は其産額最も著しく且廉價なるを以て販路極めて廣く、東京其他各府縣に移出せらるる主産地は弘前市とす。

水産魚介類の罐詰は鮭鱒を主とし鱒、鯖、鯨、鯉、鮑、北寄貝等にして最近急速なる發展を示し青森市に於ける罐詰工業の製造設備及生産力は本邦第一と稱せられ八戸市

3. 特殊工業——電氣事業

會社名	事業種別	資本金	拂込 資本金	發電所	發電 能力	供給 區域
大湊電燈株式會社	電燈電力供給	六〇〇,〇〇〇	三七五,〇〇〇	ナシ	ナシ	下北郡二町五ヶ村
野邊地電氣株式會社	同	三五,〇〇〇	三三,〇〇〇	ナシ	ナシ	野邊地町一圓
八水力電氣株式會社	電燈電力供給 附屬器具販賣	二,四〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	水力四	二,七五〇 k.w	八戸市 三戸郡十六ヶ村
弘前電燈株式會社	電燈電力供給	三,〇〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇	水力四	二,七四〇 k.w	弘前市中郡十四ヶ村 南郡四 町十八ヶ村 北郡三町八ヶ村 西郡四ヶ村
目屋電氣株式會社	同	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	水力一	四三 k.w	中郡 東 西目屋 岩木村
上磯電氣株式會社	同	一五〇,〇〇〇	一〇一,〇〇〇	水力一	四一 k.w	東郡一本木村、今別村、三厩村
奥入瀬電燈株式會社	電燈電力供給 附帶事業一切	五〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	ナシ	ナシ	上北郡法奥澤村一圓
上北電氣株式會社	電燈電力供給	一〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	二	三三 k.w	上北郡六ヶ所 横濱村 東通 白糠
七戸水電株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二	三〇〇 w.k	上北郡七戸町外一町十ヶ村
青森電燈株式會社	同	三,五〇〇,〇〇〇	三,〇六一,五〇〇	四	六,九二〇 k.w	青森市 東郡二十ヶ町村 西郡七ヶ村 南郡二ヶ村 北郡十二ヶ村
川内電氣株式會社	同	六〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	ナシ	ナシ	川内町 脇野澤村一圓
西海電氣株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	三	一七 k.w	西郡二町八ヶ村

第二項 商業

一 現況 商業の盛衰は常に交通機關の發展と相伴ひ陸海の交通に係る所頗る大なり、殊に藩政時代に於ては物貨輸出入の港灣を限り又自ら之を經營したる等の事情は其商業發達の上
に障害を與へたるもの亦尠からざりしなるべし、津輕の十三港は古來内地蝦夷地聯絡の一
大市場にして物貨此に集り商業亦從て振ひしが、其後寛永二年青森港を開きて海運を通し
次で延寶六年鱒ヶ澤より大阪に、青森より江戸に稟米を輸送するに及び國外輸出の道大に
開けしが、此二港に限り輸出入を許したるを以て十三港は自ら市場の價値を失ひ、國外よ
り輸送し來る所の物貨青森鱒ヶ澤に輻輳するに至る、而して輸出品の主なる物は米穀にし
て日用の雜貨、木綿等を輸入したりき、斯の如く二港は物貨の集散地となりしを以て商業
漸く盛なるに至りしは自然の數なりとす、其他諸港に在りても魚類、薪炭、木材等を輸出
せしを以て自ら其間に商業の行はれたるを知るべし、南部藩に在りては野邊地港によりて
物貨の輸入を爲し商賈常に來集したりしかば同港は自ら商業の集中點となれり、其他斗南
藩の諸港よりは海産、木材等を輸出し日用の物貨を輸入したるを以て亦商業の地たりしな
り、而して當時港税の制、出港に輕くして入港に重かりき蓋し商賈保護の趣旨に出でたる

なり、八戸藩にありては鮫港に藩有の船舶を備へ海産、大豆、等の輸出を爲せり、當時同藩の制私人の擅に商賈する事を許さず従て藩に於て之を經營したりと謂へり、各藩の貨物輸出入に關する概況斯の如し、而して其領内に於ける各地の商況に至りては今舊記の徴すべきものなしと雖、思ふに城市たりし地自ら繁榮を極め物貨の如きも亦是より領内の各地に供給せられ以て一般の需要を充たしたりしものならん、又當時商業發展の上に頗る影響を與へたりしは藩が各種商品の價額を一定したりしことにして此制は廢藩置縣の後も尙襲用を協定し以て許可を受けしむることとせり、然れども官の許可を得ずして暴利を貪る者あるときは之に對して處分を爲す等の制裁を存せり、同年八月更に令を下して商品の價額は商賈の各自定むる所に任ずることと爲し全く其禁を解けり、之を要するに藩政時代の商業は各其領内に限られ其價額の如きも皆一定の率に依りしを以て商賈の利する所極めて少く従ひて久しく不振の境にありたるは當時の狀勢として亦已むを得ざるものありしなるべし降つて現今に至りても本縣商業の尙振はざる所以のものは其位置東北の一隅に僻在して久しく交通不便なりしこと其一因ならずんばあらず、而して一般の生活狀態頗る單純にして自給自足を以て足れりとし唯自己の生産のみを商品となし従ひて他の嗜好に應じ販路を

擴め信用を維持せんとするが如き進取的思想に乏しかりき是れ商業不振の根本的原因なるべし、畢竟するに舊藩時代より廣く他方と交通せざりし習慣未だ存在して激烈なる生存競争場裡に立たざるが故なり、現に一葦帶水を隔つる北海道の實力は年々非常の勢を以て増進しつゝあるに本縣は最も其の近距離なる地にあるに拘らず纔に米穀、繩、蕨の類を供給するに過ぎずして商業的勢力は依然として微々たるを免れざるなり、縣内にありても近時鐵道の開通に依り交通の便大に開けたるに拘らず京濱其他の地方の取引關係頗る少く、弘前第八師團、大港海軍要港部、奥羽種馬牧場、軍馬補充部支部等大需要者との取引關係は尙未だ全部を本縣商賈の手に收むる能はざる状態に在り然れども近時青森及弘前商業會議所は諸般の事項に關し熱心施設計畫する所あり、各地重要物産同業組合亦夫々活動する所尠からず、其他當業者一致協力縣商工聯合會其他の各種團體を組織し販路の擴張に努むる所あり、殊に本縣多年の懸案たる青森港の修築は大正四年六月起工式を舉行し、今や其事竣工し鐵道省の計畫せる連絡船の岸壁繫船も同時に竣工するに至り海陸運輸交通の便益益加はり商業界の面目を更むるも亦遠きにあらざるべし。

縣下商戸の數は專業一万九千八百八十三戸、兼業六千八百七十三戸、計二万六千〇五十六戸

にして現在戸数の二割を占め其人口五万三百十二人なり、而して之を業別にするとときは物品販賣業者は二万〇〇七十戸にして其他は旅籠屋、料理屋、湯屋、理髮店、質屋、金貸、請負業等の雜商なり、今之を郡市別にすれば左の如し。

大正十四年調

郡市別	卸賣	仲買	小賣	小卸賣及	行商	計	其他
東 津 輕 郡	四七四	四〇〇	九六八	一四三	五三九	一、六九六	一、三九四
西 津 輕 郡	四九	六四	七二四	二九一	四六一	一、五五九	九六四
中 津 輕 郡	四八	四三	五〇二	三四	三四一	九三三	七九〇
南 津 輕 郡	四二	二八五	一、一六二	一九八	五六六	二、二五九	一、五〇九
北 津 輕 郡	二	二七	七五七	一五二	四七七	一、四二三	一、〇二四
上 北 郡	四	四〇	一、三四八	一五〇	九〇七	二、四四九	一、六六四
下 北 郡	五	二八	八四一	七九	二五二	一、二〇〇	六〇七
三 戸 郡	三	八三	二、三三八	五五七	一、〇一一	四、〇一九	二、七〇二
弘 前 市	九	二七	一、二五七	四三四	二二三	一、九五三	九五四
青 森 市	二五九	四八	一、六五二	三八〇	四三五	二、六〇九	一、二二五
計	二五九	六七四	二、一五九	二、四一六	五、一〇二	二〇、〇七〇	二、七三三

二 移 輸 出 入

1. 國內移出 本縣の生産物にして縣外へ移出する主なるものは米穀、林檎、馬鈴薯、

種 別	移 入		移 出	
	昭和元年度	昭和二年度	昭和元年度	昭和二年度
穀 菽	五、三二一、〇一七	五、〇八四、九三九	一、七四三、六一五	一三、〇四一、三三六
果 實	七〇一、六五七	七三九、二一八	四、一三七、三二〇	七、七一一、二六六
蔬 菜	四三三、八六九	四八〇、七三三	一、二四、〇四四	一九七、五二〇
其他 農 産 物	三〇一、九一五	四二、〇七三	一、〇一三、八三三	五二、一五五
林 産 物	一、九二七、三六六	一、六九八、二八五	六、〇〇五、二四五	四、七五八、九二二
肥 料	一、三九五、四三二	一、四九六、二六七	—	—
水 産 物	四、一三一、五三四	四、一三九、一八五	三、六二四、四〇六	四、三三五、九九三

(1) 移 出 入 調

繩、蕤、吟、清酒、味噌、醬油、木材、木炭、錫及其他海産物、木通蔓細工、牛馬等にして其移出先は東京、横濱、大阪、神戸、下關、北海道各地なり移入の主なるは絹綿織物、銅鐵、陶器、石油、砂糖、紙、果實、鹽鱈、鹽鮭、身缺練、罐詰、肥料等にして其の移入先は絹綿織物類にありては東海道及兩毛地方日用雜品にありては京阪地方最も多く、海産物にありては北海道とす、而して交通運輸機關の發達に伴ひ貨物の集散益繁多となり逐年増加の趨勢にあり最近二箇年間の内外移出入の状況を擧ぐれば左の如し。

口國別貿易額表

輸出入全計	輸出入全計		輸出入全計		輸出入全計		輸出入全計		輸出入全計	
	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入
其計	八,301	4,316	1,090,189	217	1,090,189	217	1,090,189	217	1,090,189	217
米	23,274	173,140	40,501	327,597	46,377	413,339	150,739	413,339	150,739	413,339
大豆	3,836	140,600	1,025	242,067	543	3,178	3,178	3,178	3,178	3,178
小豆	3,839	29,387	6,924	34,517	34,517	34,517	34,517	34,517	34,517	34,517
其ノ他ノ穀物及種子	36,139	60,505	46,840	66,840	66,840	66,840	66,840	66,840	66,840	66,840
生魚	28,942	55,508	258,136	46,840	46,840	46,840	46,840	46,840	46,840	46,840
生鯨	59	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484
鹽	59	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484
原油	20,424,589	4,082,908	20,721,475	4,181,276	16,359,445	3,271,962	3,271,962	3,271,962	3,271,962	3,271,962
揮發油	1,200,487	600,328	1,171,182	635,570	8,570	2,084,866	1,110,806	1,110,806	1,110,806	1,110,806
石油	1,200,487	600,328	1,171,182	635,570	8,570	2,084,866	1,110,806	1,110,806	1,110,806	1,110,806
石炭	1,200,487	600,328	1,171,182	635,570	8,570	2,084,866	1,110,806	1,110,806	1,110,806	1,110,806
其ノ他ノ鑛油	1,200,487	600,328	1,171,182	635,570	8,570	2,084,866	1,110,806	1,110,806	1,110,806	1,110,806
木材	14,636	497,076	11,504	330,163	20,304	677,777	677,777	677,777	677,777	677,777
木炭	5,929	163,653	6,137	151,791	6,608	169,578	169,578	169,578	169,578	169,578
穀類	8,933	37,089	2,374	9,360	2,462	13,750	13,750	13,750	13,750	13,750
豆類	3,633	14,500,879	1,450,879	242,067	242,067	242,067	242,067	242,067	242,067	242,067
其他	10,665,289	10,665,289	7,395,625	12,266	7,395,625	12,266	7,395,625	12,266	7,395,625	12,266

八十ヶ年間貿易額表

年別	輸出		輸入	
	金額	数量	金額	数量
大正元年	70,859	100	643,236	100
同八年	229,373	308	882,113	135
同九年	271,194	382	1,882,333	291
支那	5,321	2,574	1,159,740	181,652
關東州	4,356	573,783	1,143,719	1,127,409
英領印度	4,356	573,783	248,380	225,841
英領海峽殖民地	4,356	573,783	166,569	393,666
蘭領印度	4,356	573,783	432,905	458,856
佛領印度	4,356	573,783	79,217	197,498
英領ボルネオ	4,356	573,783	4,556,105	3,959,493
露領亞細亞	83,333	84,073	819,226	22,365
英吉利	255,329	996,271	468,400	127,733
北米合衆國	4,489	114,005	27,733	346,761
墨西哥	69,443	34,160	131,980	131,980
其他ノ諸國	43,326	150,739	7,395,625	7,094,256
計	1,090,189	1,507,391	8,065,289	7,094,256

同	同	同	同	同	同	同	同
十	十	十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年
一六三、二六	一五〇、七九	一五〇、七九	一、〇九〇、一八九	四三三、三六	二二〇	二一〇	二一〇
二二〇	二一〇	二一〇	一、五三八	五八三	七四、三五二	二、一〇九、五〇六	二、一〇九、五〇六
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二、九三三、五四〇	二、九三三、五四〇	二、九三三、五四〇
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	四、三〇〇、五八九	四、三〇〇、五八九	四、三〇〇、五八九
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	六、三三六、九〇二	六、三三六、九〇二	六、三三六、九〇二
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	七、〇九四、二五六	七、〇九四、二五六	七、〇九四、二五六
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	七、三九五、六二五	七、三九五、六二五	七、三九五、六二五
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	八、〇六五、二八九	八、〇六五、二八九	八、〇六五、二八九

三金融

1. 銀行 本縣に於ける各種商工業の振興は金融機關の發達を促し銀行業の發展近時顯著なるものありその數の如きも昭和元年末に於ては三十七に達せしがその後合同の機運大いに熱せるものあり八戸、陸奥等の大銀行の新立を見昭和三年下半年期末に於ける調査に依れば縣内に本店を有するもの十七公稱資本三千百八十五万圓此拂込濟額一千六百二十八万五千圓なり尙同期末に於ける貸出金額五千七百九万四千九百餘圓諸預資金五千六百四十三万六千九百餘圓に上る。

イ本縣内本店銀行

銀行名	所在地	資本總額	拂込濟額	各立種金	預り金	貸付金	支店出張所
株式會社第五十九銀行	弘前市親方町	一〇、八〇〇、〇〇〇	五、九二七、五〇〇	二、九三三、六〇〇	三、六七一、六三九	九、五〇〇、〇九〇	二五
八戸銀行	三戸郡八戸市	五、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	八、六八二、三〇三	九、五〇〇、〇九〇	一七
陸奥銀行	北郡五所川原町	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	—	三、二四、七六七	四、〇一一、二五〇	五
弘前銀行	弘前市一番町	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇七五、〇〇〇	二三四、六〇〇	二、五〇四、九八六	三、四一四、三九〇	—
津輕銀行	弘前市百石町	二、〇〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	五二、九〇〇	四、七九八、九八三	五、〇五六、九八〇	二
青森商業銀行	青森市濱町	一、五〇〇、〇〇〇	九一五、〇〇〇	一五六、五〇〇	一、二六四、〇七〇	一、七三七、七三二	—
弘前商業銀行	弘前市百石町	一、五〇〇、〇〇〇	六七五、〇〇〇	二三八、〇〇〇	二、一八三、九二五	二、三八〇、九四六	二
青森銀行	青森市大町	一、〇〇〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	一、四一四、二八一	一、三八四、四〇六	—
板柳銀行	北郡板柳町	一、〇〇〇、〇〇〇	三三五、〇〇〇	六七、〇〇〇	一、八四三、一七二	一、五二、九〇五	二
尾上銀行	南郡尾上村	一、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	一六三、五〇〇	一、三二一、〇一七	一、九〇三、八〇九	二
三戸銀行	三戸郡三戸町	七〇〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三八三、〇〇〇	一、七四四、三六四	一、九一七、四〇〇	二
板柳安田銀行	北郡板柳町	五〇〇、〇〇〇	二一五、〇〇〇	三二、〇〇〇	四六九、九五四	七八、六五八	—
佐々木銀行	北郡五所川原町	五〇〇、〇〇〇	二一五、〇〇〇	七三、五〇〇	一、九四三、三二一	六六七、五五五	—
金木銀行	北郡金木町	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二一三、一五〇	五七〇、八五〇	六八三、〇二七	—
會社立五一銀行	上北郡野邊地町	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇八、五〇〇	二〇〇、三〇四	四四九、五六三	—
青森貯蓄銀行	青森市米町	五〇〇、〇〇〇	三三五、〇〇〇	四八、三〇〇	一、八七四、〇〇八	六八五、〇九六	—
青森貯蓄銀行	青森市大町	五〇〇、〇〇〇	一六二、五〇〇	一三六、〇〇〇	一、〇二八、五一六	六九〇、〇三二	—
十七行		三、一八三、〇〇〇	一、六二五、〇〇〇	六、九七七、二六〇	六、四三六、九三六	七〇、九四、九〇七	五七

ロ縣外、銀行營業所

銀行名	支店數	出張所數	代理店數	諸預金高	諸貸出金高
盛岡銀行	五	一	一	四、二六五、一三六	三、一五九、五七四
第九十銀行	七	一	一	三、二二三、七四五	二、二九三、六六〇
安田銀行	一	一	一	四、六五三、一五三	三、一〇〇、二〇三
安田貯蓄銀行	一	一	一	九一五、五八三	二七八、三五五
盛岡貯蓄銀行	一	一	一	五〇三、七二一	一四、五八八、〇七八
日本勸業銀行	一	一	一	二六八、二三八	
第十五銀行	一	一	一	三	

ハ銀行金利 本縣に於ける銀行金利は他府縣に比し極めて高率なる傾向にありその概況を示せば大体左の如し

銀行預金貸出金利率調

(昭和三年十二月末現在)

(1) 預金金利

定期	預金		當座		普通		貯蓄	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
年利八分	年利五分五厘	日歩一錢七厘	日歩五厘	日歩一錢五厘	日歩一錢四厘八毛			

(2) 貸出金々利

諸	貸出		貯蓄		銀行		貸出	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
日歩	三錢五厘	日歩二錢	日歩三錢三厘	日歩三錢				

2. 信託案 縣下に於ける信託業者は青森信託株式會社一社にして同社は、大正十三年五月

免許を受け専ら金錢及有價證券の信託を主とし未だ信託知識の一般的普及を見ざる昭和三年度末に於て左記の如き成績を擧げ堅實なる發達を遂げつゝあり。

資本金一、〇〇〇千圓、拂込資本金四〇〇千圓、信託財産一、九四二、四〇五圓。

3. 無盡業 縣下無盡業者は株式會社五にして公稱資本金九拾五萬圓、拂込濟資本金三十

六萬七千余圓にして其の契約口數三万八千三百三口、給付金契約高二十万七百二十余圓を算し相當の成績を擧げつゝあり今之れを營業者別に擧ぐれば左の如し。

(昭和三年三月末現在)

名	稱	所在地	資本總額	拂込濟額	契約口數	給付金契約高
盛融無盡株式會社	青森市寺町	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	六、九六六	三、五五九、〇〇〇	
青森無盡株式會社	同 米町	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、一五八	五、四一八、〇〇〇	
東奥無盡株式會社	三戸郡八戸町	五〇〇、〇〇〇	一九二、二五四	一一、九七〇	五、三三〇、五〇〇	
津輕無盡株式會社	北津輕郡板柳町	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、七五八	二、六五九、六〇〇	

弘前無盛株式會社	弘前市元寺町	100,000	15,000	4,449	3,831,300
合 計		950,000	37,154	38,303	10,741,100

4. 信用組合 本縣に於ける産業組合の状況は別項の如くなるもその中信用事業を営む組合の概要左の如し。

年 度	組 合 数	組 合 員 数	貯 金	高 貸 出	高
昭和三年度	一八五	三三,〇八四	三,三九,〇四一	四,八〇六,二四四	四,八〇六,二四四

5. 郵便貯金 昭和三年末現在に於ける本縣の郵便貯金の収入状況左の如し。

年 度	人 員	金 額	一 人 平 均 額
昭和三年末	三七,四七〇人	八,六三三,三三三	二三,〇三〇

6. 地方低利資金 地方事業資金としての低資は多く大藏省預金部産業組合中央金庫より融通せられその總額及内譯左の如し。

イ 勸業銀行經由貸付

事 業 種 別	金 額
---------	-----

地 方 産 業 資 金	地 方 資 金	地 方 産 業 資 金	地 方 資 金
三、〇六二、六六二圓	一、一七五、四六八	六六、九三八	四九三、七二一
一、一七五、四六八	六六、九三八	四九三、七二一	三六、〇八二
六六、九三八	四九三、七二一	三六、〇八二	六九八、二一三
四九三、七二一	三六、〇八二	六九八、二一三	一五五、五六〇
三六、〇八二	六九八、二一三	一五五、五六〇	五、六八八、六四四
六九八、二一三	一五五、五六〇	五、六八八、六四四	
一五五、五六〇	五、六八八、六四四		
五、六八八、六四四			

ロ 信用組合聯合會經由貸付

1 中央金庫ヨリ	七三、〇〇〇圓
2 大藏省預金部ヨリ	五九七、〇〇〇
計	六七〇、〇〇〇

ハ 大藏省預金部資金直接貸付

河 開 道	河 開 道	河 開 道
五三、四〇〇圓	四、六〇〇	三一、七〇〇
四、六〇〇	三一、七〇〇	四九一、四五六
三一、七〇〇	四九一、四五六	五八一、一五六
四九一、四五六	五八一、一五六	
五八一、一五六		

小 學 校 建 築 資 金

五八一、一五六

鶏卵	中	百個	三、七〇〇	三、五五〇	三、六五〇	三、二五〇	三、八五〇	五、二〇〇	四、三二五	四、六五〇	四、三〇〇	三、四〇〇	四、六五〇	三、三〇〇
晒木綿	一反	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
セメント	大	一樽	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇
鍊粕	上	十貫	七、〇七五	六、七五〇	五、二五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇	六、一五〇
大豆粕	一枚	二、七五〇	二、二九〇	二、一五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇
石油	タンケ	一噸	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇
石炭	塊	一噸	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
木炭	白	一噸	一、二五〇	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五	一、〇七五
薪	ナラ	一數	四、六〇〇	四、五二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五	四、四二五
マツチ	中	一兩	三、五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
紙	半	百帖	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
疊表	上	十枚	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
薄緑	並	十枚	一、〇〇〇	九、〇〇〇	九、五〇〇	八、五〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	八、二五〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	八、七〇〇	八、五〇〇	八、〇〇〇

六重要物産販賣狀況

(1) 米 年産約四十万石(百万俵) 價格約一千二百万圓の移出高を有し本縣移出品中第一位を占む、主なる移出先は北海道にして昭和二年度の統計に依れば總移出額の八割一分を占め岩手縣、東京府等之に亞ぐも少量に過ぎず、從來主たる仕向地たる北海道に於ては拓殖計劃の進捗に伴ひ米産額二百五十万石を突破するの勢にして既に自給自足

の域を脱し道外移出を見んとするの狀勢なると他面經濟界不況の影響並に他縣米との競争等の爲め本縣米の移出額漸減の趨勢にあり、只本縣米は食味に於て優るを以て都市に於ける需要には些したる變化を認めざるが如きも大勢に於て道米に壓迫せらるゝの傾向顯著なるものあるを以て從來の商團維持の爲には當業者は勿論關係官廳に於ても尠からざる努力を拂ふと共に、更に新販路の開拓に力を致し以て局面の好展を策しつゝあるの現状なり、思ふに從來本縣米の中央市場進出遅々として振はざるは乾燥不充分なるが爲めにして之が改善の實を擧ぐるを得ば食味最も良好なる本縣米は確實に歓迎に歓迎せらるべき素質を有するが故に昨年度より之が改善に努力しつゝあるを以て近き將來本縣米の中央進出可能なるべきを期待せらる。

一方樺太島に對して近來極力移出を奨励しつゝあり、同島は人口約二十五万を有し食料米は全部島外より移入するの現状なるを以て地の利と交通の便を有する本縣に於ては極力之が進出を計るの得策なるを認め當業者をして機會ある毎に取引を勸奨し、毎年縣商工聯合會等の主催として一般物産と共に宣傳即賣會を續行して需要喚起に努めつゝあり。

イ 移出米數量月別表

(昭和二年度検査所報に依る)

月別	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一、二、三月
總數	九八、二四九	九八、六〇五	九二、〇〇〇	一六、七六四	二〇四、九八九	九二、三七七	九八、〇一三	四、一三三
百分比	九	九	九	一一	一〇	九	九	六

ロ 移出米數量仕向地別調

仕向地	北海道	岩手縣	東	京	縣内下北郡	其	他
總數	八七、七五九	三六、二八二	三	三四、二四五	七三、三三六	六	六
百分比	八二	三	三	三	七	六	六

ハ 移出米價調 (石價)

昭和二年	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和三年	一月	二月	三月
總數	三七、三三	三七、五〇	三八、〇〇	三七、〇〇	三五、九三	三五、四六	三三、〇三	三〇、〇六	二九、九〇	三〇、七〇	三〇、七〇	三三、〇〇

備考 本表は青森市に於ける移出米値段にして上中下旬平均値を示す。

二 外米及他府縣産米移入石數調

内地	米	台	灣	米	外	國	米	計

元、三元石

二、七三石

三〇、三二石

七、五八石

備考 内地米の主なるものは秋田縣、岩手縣なり。

(2) 薬工品 移出高二百三十万圓以上に達し本縣副業品中の大宗たるのみならず移出品中

重要なる位置を占む、主なる販賣先は北海道にして全移出高の九七%を占め次で樺太岩手縣なるが其の數量僅少なり、北海道に於ける本品需要の増減は同道農産物豊凶に支配せらるゝ事甚大なるのみならず北陸物との競争相當激甚を加ふると、漸次本道製品増加の趨勢あるとに鑑み從來の商圏維持には今後幾多の困難を伴ふべき事を期せざるべからず、新販路としては林産、海産業を生命とする樺太最も有望にして當業者の活動に依り漸次進展の傾向にあり、特に同島に於て本縣品は他縣産に比し好評を博しつゝあるを以て今後當業者並に關係者の努力如何に依りて更に移出の増加を見るべき可能性確實なり。

イ 移出薬工品數量月別表

月別	昭和三年	二月	三月	四月	昭和二年	九月	月
總數	四七、四三	四四、一四五	五九、五五二	六九、二四九	五五、四八七	四五、六〇四	

口移出薬工品數量仕向地別調

仕向地	北海道	樺太	縣外其他	縣内
總數	四七、四三四 <small>箱</small>	四三、九七〇 <small>箱</small>	四、二六〇 <small>箱</small>	二四、九九〇 <small>箱</small>
百分比	九七%	九七%	三%	

(3) 木炭 主なる移出先は東京其他中央の市場にして此の外北陸地方、名古屋、静岡方面に及ぶ、品質に關しては同業組合に於て検査を行ひ以て之が整備を計ると共に縣山林會等と呼應して製炭技術改良、品質改善、敗路の擴張等を計りつゝあり。

イ仕向地別數量

(昭和元年度)

仕向地	東京	神奈川	千葉	埼玉	群馬	馬	其他	計
數量	一〇、三三九、〇〇〇 <small>貫</small>	七五〇、〇〇〇	八七〇、〇〇〇	八八〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一三、八九九、二〇〇	

備考 岩手縣より移入のものにして再出荷數量約六万貫を含む。

ロ木炭入荷量

(昭和元年度)

入荷先	岩手	縣	北海道	計
數量	六、三四三、八〇〇 <small>貫</small>	八五〇、〇〇〇	七、一九三、八〇〇	

百分比

九

三

一五

三

一〇

ハ木炭需給狀況

(昭和元年度)

生産高	移入高	前年ヨリ 持越高	小計	翌年へ 持越高	小計	差引需要高
一七、二五、九〇〇 <small>貫</small>	七、一九三、八〇〇	五〇、〇〇〇	二四、八九七、〇〇〇	一三、八九九、二〇〇 <small>貫</small>	一、一五〇、〇〇〇	一四、〇四六、二〇〇

(4) 馬鈴薯 近年當業者の努力により東京及關西市場に於て漸く眞價を認められ漸次北海道産を驅逐して市場の大勢を制せんとするの勢あり、之共同出荷並に農會検査施行の結果によるものにして上北郡三澤村、六戸村、百石町方面に於て之が先鞭をつけ良結果を納たるに鑑み各方面の當業者に於ても漸次此の方法に依らんとするの傾向あり、主として縣農會之が指導に當り共同出荷を奨励すると共に將來之が聯合會を組織して出荷の統制を行はんとするの氣運に向ひつゝあるの現状なり。

馬鈴薯移出高

(昭和三年度縣農會調査)(一俵十六貫入)

仕向地	發	古間木	下田	藤崎	川部	沼崎	其他各驛	合計
關東市場	依	一〇、一三〇、〇〇〇	一〇、一三四、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、六二〇	六、〇〇〇	六三、〇五四 <small>俵</small>
關西市場		九、九三〇	九、九七〇	五、〇〇〇	〇、〇〇〇	四、〇〇〇	六、八八〇	一四、一八三 <small>俵</small>

イ 桐製品 本縣四大特産物に擧げらるゝ物にして下駄材、指物材として南部桐の名聲高く販路全國に普し從來素材（下駄材）として殆んど移出しつゝあるも當業者は數年前より都會の嗜好に適應する仕上品の必要を認め先進地技術を移入し仕上向上に努め需要先の好評を博しつゝあり。

ロ 漆器 津輕塗一名『からぬり』と稱せられ堅牢を以て聞ゆ、從來の販路は主として北海道、樺太なりしが意匠改善に努力せば中央市場に進出するの可能なるべきを信ず。
ハ 木通蔓細工アケビツル 一時（大正初期）一時隆盛を極め海外に輸出を見たる時期ありしが、形態と意匠に新味を失へる競争品の出現とによりて漸次需要衰へたる傾向を示したるが充分なる研究改善を重ね時世に投ずる製品を出すに非ざれば前途憂慮すべきものあらん。

ニ 織物 從來特筆すべきもの無かりしが昭和元年頃より縣工業試驗場の指導に依り製織せられたる弘前産綿ネル（英ネル）は中央市場にて品質優良を認められ好評赫々たるものあり年産額約七拾万反に達し其の多くは東京、大阪、北海道に移出せられ最近最も好望なる移出品の一なりとし、今後製品の改良に努め意匠の研究流行に遅る

ゝ事なくんば需要益々増加すべき狀勢にあり。

ホ 飲食料品 酒、醬油、味噌等を其の主なるものとす、就中移出品として重要なは味噌にして年産約百三十万貫以上に達し從來主として北海道及近縣に需要さるゝに過ぎざるが東京市場に於て仙台味噌の歡迎を受くるに鑑みれば本縣産と雖努力の如何に依りては該市場への進出も不可能にあらざるべきを觀取せらる。

(7) 林檎 本縣産林檎は年額約四百萬箱、價格一十萬圓全國市場に供給せらるゝ林檎の七割以上に達する移出額を有し移出品中一、二を争ふの重要物産なり、之が販賣の良否は農家經濟のみならず縣全般に於ける經濟に影響する所甚大なるものありて久しき以前より之が對策に關しては官民の等しく腐心講究せる處なりしが、近來打續く經濟界の不況と市場取引の變革に連れ統一なき出荷により價格漸落の傾向顯著なるに鑑み之が販賣を有利ならしむると共に市場に於ける優越せる地歩を獲得すべき對策の急施を要望せられ昭和四年度より縣に於て左記の如き事業を開始するに至れるものなり。

一、駐在員の派遣

東京市 横濱市	東京市神田區花房町十一	二名
名古屋市	名古屋市西區船入町三丁目六	一名
大阪市 京都市 神戸市	大阪市北區中ノ島二丁目六十一	二名
門司市 下關市	門司市内濱通三一〇二	一名

二、出荷調節の斡旋

三、國內宣傳及販路の擴張

四、講習講話の開催

五、共同荷造所及附設倉庫の設置獎勵

六、海外輸出獎勵

七、組合検査獎勵

八、加工其他共同事業獎勵

(8) 馬 匹 及 牛 豚

一 馬市の濫觴 古來本邦の驥北南部馬の發祥地として自動産物の馬匹と豆は重要特産をなせり遠く戰國時代より本邦一の駿逸として戰用乘馬を移出し關東京師に及び其販賣機關組織に於ても藩時代既に完備し其販賣市場は藩直營にて糶賣の方法に依

る其糶市場の創始は安永と云ひ寶曆と稱せられ其起源最も古し、更に生産竝に販賣の調節保護の爲め「平年平均價の制」と謂ふを掟めて藩に於て平均價に買上げ之れを縣内外に販賣調節せる等其特産販賣保護の施設は徹底せしなり。

二 現在の馬市場 現在の十一市場——西津輕郡木造町、中津輕郡駒越村、青森市造道東津輕郡小湊町、下北郡田名部町、上北郡野邊地町、同郡七戸町、同郡三本木町、三戸郡五戸町、同郡八戸町、同郡三戸町の十一定期家畜市場は概ね舊藩時代の市場其儘を踏襲して各十産馬畜産組合の經營する處にして其規模廣大完備し毎歲九月二日より十一月中旬迄順次開催す、取引頭數は約壹万頭價額二百萬圓以上にて其七割は南部七市場に於てす。

三 馬市場の盛況 顧客としては農林省、陸軍省、各府縣、各競馬俱樂部の購買官及關東、關西の購買者殺到し縣外より入る者尠きは各市場五百人乃至千五百人に及び縣内人の入場者は各市場數千人多きは壹万人以上に達して殷盛を極む、この馬匹取引價二百萬圓の流動は各郡主要都市に於て馬賣上金の收入物資の購入決濟等よりして金融財界に重要な波動と盛況を呈する年中行事の一たり。

四 販路 二才馬匹の取引は縣生産馬七千五百頭其他約三千頭にして毎年平均壹頭、價二百圓にして明治三十六年より其數に於て大差なく歐州大戰時代好況時は平均二百七十圓以上の價額を持したるも現在二百圓を上下す。

主要販路

一、軍馬 本邦一の軍用乘馬主産地とし陸軍省二才軍馬購買數の約四割を供給し明治四十年より毎歲五百五十頭より三百八十頭を上下して購買せられ昭和三年度は四百十二頭、平均三百六十一圓此價額十五万二千餘圓に達し其他乘用馬は宮城、岩手二縣に移出せられたるも、のち三才、四才迄育成せられたるものが壯馬軍馬として購買せらるゝもの多數にして乘用軍馬給源の重鎮なり。

二、種牡馬 として農林省は毎歲其内地購買馬數の約三割三十頭價額四万圓、青森縣十二頭一万五千六百圓其他各府縣に購買せらるゝものを加ふれば合計五五頭以上壹千三百圓總價額七万壹千餘圓に達し本邦馬匹改良の資源地なり。

三、競走用 馬匹は各競馬俱樂部其他に對し移出總數百五十頭、此價額廿二万餘圓に達し本邦主要産地として鹿兒島、日高と竝んで三大主要産地として優駿を輩出す。

輩出す。

四、其他蕃殖並役用馬 移出頭數岩手、宮城、二縣に各八百頭宛を最高として福島、茨城、栃木、山形各縣之れに亞ぎ秋田、新潟、富山、群馬、神奈川、千葉東京等の關東地方及關西各縣に及び約三千二百頭、價額五十万圓に及ぶを主とす、其他全移出馬の總價額は約壹百七拾万圓により縣内自給馬匹亦六七拾万圓圓に達す、要之産業軍用上重要な活機の製造販賣を採肥、農耕運搬利用の間に生産するものにして農業經營の楔子たると共に生産販賣の重要な特産たり。附一牛豚の移出亦多く牛は二千頭、此價十五万圓を犢牛にて移出し成肉牛亦一千頭十五万圓に達し主として關東地方なり、肉豚は東京附近竝に北海道を主要販路として約三十万圓を移出し牛豚合計約六十万圓に達す。

昭和二年度各組合二歳馬雜賣表

組合名	總馬數		總價額		軍馬購買數		農林省購買		青森縣購買	
	數	頭	均	頭	均	頭	均	頭	均	
昭和三年	五六、三四〇	六、七五八	一、二五〇	一、八四、九八五	四二二	二、四九〇	三、一〇一	一、三三三	一、一五〇	
同 二年	五五、九一六	四、四五五	一、一六三	一、八〇、八七四	四〇五	一、七四七	二、九三七	一、二八九	一、三〇〇	
大正十五年	五三、七三〇	五、五三二	一、〇九四	一、九七、九五八	三八二	一、四三三	二、五二七	一、〇八八	一、三二五	

昭和二年度二才馬販路表

販路	馬商人員	牝	價額	販路	馬商人員	牝	價額	販路	馬商人員	牝	價額
岩手	四六	二五	一〇、二七九	福島	三三	一六	一、三三三	岐阜	三	一	三〇
秋田	二七	一三	二、二二〇	茨城	四	二	一、〇七三	新木	六	三	一、七三〇
山形	九七	四八	一、八七五	千葉	三	一	一、〇七三	湯木	五	二	一、九四〇
宮城	三五七	一七三	一、八〇四	埼玉	二	一	一、〇七三	富山	四	二	一、〇七三

昭和四年青森縣各産馬畜産組合貳歲駒日割

組合名	糶市場	月	日	日數	頭數	優等馬糶農林省各府縣購買	貳歲馬品評會日割
西北	西津輕郡木造	自九月六日	至九月八日	五日	一五〇	九月五日	八月廿日
中	弘前市外駒越	自九月七日	至九月九日	三日	一五〇	九月十日	八月廿一日
東津輕郡	青森市造道	自九月八日	至九月十日	三日	一五〇	九月十日	八月廿四日
同上	東津輕郡小湊	自九月九日	至九月十一日	三日	一五〇	九月十日	八月廿四日
田名部	下北郡田名部	自九月十日	至九月十二日	三日	一五〇	九月十日	八月廿四日
野邊	上北郡野邊地	自九月十一日	至九月十三日	三日	一五〇	九月十日	八月廿四日
八戸	三戸郡八戸	自九月十二日	至九月十四日	三日	一五〇	九月十日	八月廿四日
三戸	三戸郡三戸	自九月十三日	至九月十五日	三日	一五〇	九月十日	八月廿四日

一工業關係

第三項 商工業ニ對スル施設

1. 青森縣工業試驗場 多年の懸案なりし工業試驗場の設置は機愈々熟し大正十一年に於

て準備に着手し弘前市袋町に地を相し翌大正十二年工事完成諸般の設備成りしを以て同年七月一日開場式を擧げ先づ染織並應用化學に關する業務を開始せり而して大正十五年度より更に醸造部を併置し斯業の改善向上に資することとなれり、其業務を細別すれば左の如し。

- (一) 染織工業に關する試験
- (二) 化學工業に關する試験
- (三) 染織及化學に關する原料並に製品の分析鑑定
- (四) 醸造に關する原料、半製品、製品の分析鑑定
- (五) 機械器具の檢定貸與及使用
- (六) 依頼製作及加工
- (七) 參考資料の製作及配付
- (八)

中	三	七	五
失市場	本木	戸	戸
上北郡三本木	上北郡三本木	上北郡七戸	三戸郡五戸
至十一月十五日	至十一月十三日	至十一月十九日	至十一月十七日
二日間	十三日間	十二日間	六日間
三〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	七五〇
至十一月十一日	至十一月九日	至十一月十五日	至十一月十三日
十月廿七日	十月廿六日	十月廿四日	十月三日

特種研究の助成 (九) 講習傳習及實地指導 (一〇) 質疑應答 (一一) 展覽會及研究會開設 (一二) 其他工業改良發達に資すべき事項

尙依頼製造加工としては筋糸の染色綿及絹綿交織物の整理を行ひ大正十二年よりシルケット加工をも爲し更に大正十四年テントリングマシンを設備し依頼加工を爲すと共に當業者の實地指導に努めつゝあるを以て將來は當業者自ら加工し製品の向上を圖り輸入を防遏し尙進んでは縣外輸出の域に達するに至るべく期待しつゝあり、弘前産綿ネルは本場の指導にして優良なる成績を示したり。

2. 醸造業指導 酒類、味噌、醤油は年産額壹千萬圓に達し本縣工業産物中の主要物産たり之が指導改良の爲大正十年度より専任技師を置き又仙臺稅務監督局技術官一名を本縣技師兼任とし更に大正十五年度工業試驗場に醸造部を増置し酒類、味噌、醤油類の改良指導に當らしめつゝあり。

3. 工業傳習 當業者職工徒弟を集め短期間の講習を實施しあるもの家具、木工、金物、履物等にして教師は先進地より招聘し又は工業學校職員を充て相當實績を收めつゝあり木通蔓細工に關しては從來工業學校職員指導の下に職工を置きて製作品の改良新規

考案に就き研究せしめつゝあり。

4. 意匠圖案の改良指導 本縣商品の意匠圖案は他に比して著しく遜色あるを以て技術者を置き青森縣商工聯合會と兼務せしめ之れが改良指導に當らしめつゝあり。

二 商業關係

1. 物産館補助 本縣物産の北海道方面に對する販路の擴張を圖らんが爲大正七年以來札幌、小樽に縣物産館を設置し縣物産の委任販賣調査仲介等をなし昭和元年末迄に約一千万圓の物資の仲介をなし大いに販路の開拓に努めたりしが既にその事業の基礎定むるを認め昭和二年十月より之を民間に移し縣より一ヶ年五千圓宛の補助金を與へその事業の御成を圖りつゝあり。

2. 樺太出張販賣の獎勵 樺太方面に對する販路の開拓の外年々商工聯合會に補助金を與へ出張販賣會を開催せしめつゝあり。

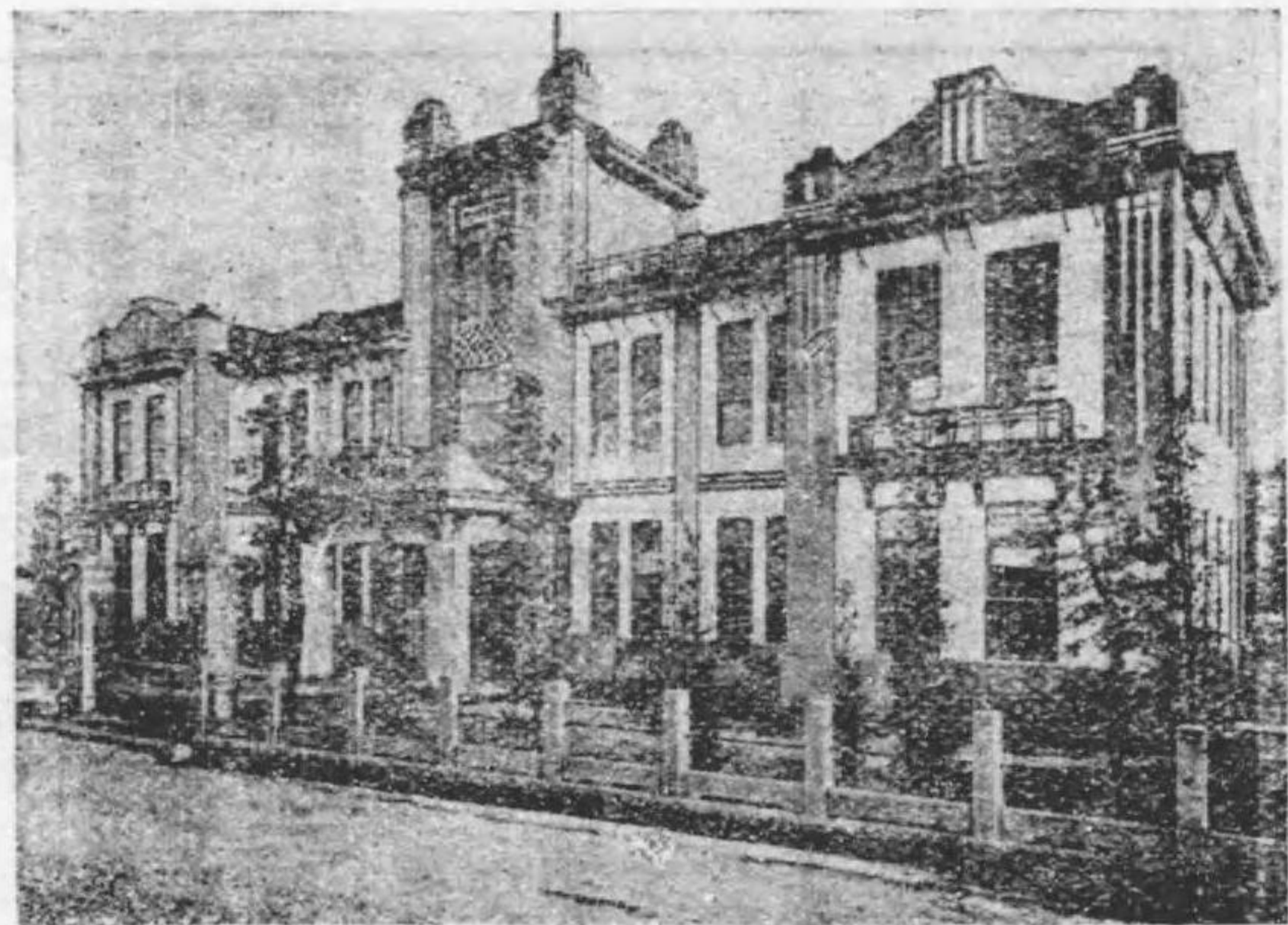
3. 七大都市に販賣斡旋事務所の設置 縣物産の販賣斡旋の外六大都市及門司に縣吏員六名を駐在せしめ林檎始め主要物産の販路の擴張その他販賣の斡旋をなさしめつゝあり
4. 博覽會出品獎勵 各種博覽會參加獎勵の爲縣出品協會に參加經費の六割を補助し以て

縣物産の宣傳に努めつゝあり。

5. 航路補助 物産販路擴張の爲陸奥灣内航路小川原沼上の航路に對し補助金を交付しつゝあり。

第四項 商工業獎勵機關及關係團體

- 一 商工會議所 縣下に在るものは青森商工會議所（明治三十六年十月創立）弘前商工會議所（明治四十一年六月創立）の二にして事業としては定期月報を發刊して貿易品の内外市場に於ける商況其他参考に資すべき調査及び統計を發表し或は商人の依頼に應じて調査證明又は紹介の勞を取る等當業者に利便を與ふるに努めつゝあり、尙弘前商工會議所は大正四年以來物産陳列館を經營し販路の擴張製品の改良に力を注ぎつゝあり、此の外八戸市に於ても昭和四年度中に商工會議所設立の希望あり夫々その手續準備中なり。（昭和四年九月）
- 二 青森縣商工會及聯合會 大正六年青森縣商工協會を組織し事務所を縣廳内に置き弘前、青森、黒石、七戸、五所川原、野邊地、木造、大鰐、其他縣下商工業樞要の地に各部會を置き物産の販路擴張の爲め巡回陳列會を開催し商品改良の爲意匠圖案の技術者を置きて之が



弘前物産陳列館

指導に當らしめ又商店改善の爲店頭裝飾競技會と之に關する講話會を催し其他優良職工、店員の表彰と産業視察員の派遣品評會の開催並に全國的共進會に加入する等斯業の開發に努力したりしが大正十四年五月其の組織を各地商工會を單位としたる聯合會に改め協會の事業を繼承全年七月又昭和四年六月には樺太島樞要地二ヶ所に陳列即賣會を開催し縣物産販路擴張に努むる外毎年一回縣内に工産品品評會を開催し廣く東北各縣及北海道より參考品の出品を求め當業者に裨益する處大なり。

三 同業組合及準則組合

イ 同業組合 本縣の同業組合は數一四にして内薬工品取扱商を以て設立せしもの四、蠶種製造業者を以て設立せしもの一、林檎販賣業者を以て設立せしもの一、林檎生産者を以て設立せしもの一、木炭製造及販賣業者を以て設立せしもの四、罐詰製造業者

を以て設立せるもの一なり、馬鈴薯栽培者を以て設立せるもの一、醬油醸造業者を以て設立せるもの一、而して事業の主なるものは製品の検査包装の改良統一販路の調査等之れなり。
(昭和四年四月調)

所在地	名	稱	設立年月	區	域
南津輕郡黒石町	南津輕郡薬工品商同業組合		明治四十年六月	南津輕郡	
弘前市	中弘薬工品商同業組合		大正八年十月	弘前市、中津輕郡	
青森市	東青薬工品商同業組合		同 十年七月	東津輕郡、青森市	
北津輕郡五所川原町	青森縣西北薬工品商同業組合		同 十一年十一月	西津輕郡、北津輕郡	
青森市	青森縣蠶種同業組合		同 七年九月	縣下一圓	
弘前市	青森縣林檎同業組合		同 十年三月	南中北、東、西各津輕郡	
弘前市	青森縣林檎移出同業組合		同 十五年一月	及青森市、弘前市、南、北各津輕郡	
弘前市	青森縣醬油同業組合		昭和二年八月	縣下一圓	
八戸市	青森縣三戸郡木炭同業組合		大正十二年十二月	青森市、弘前市	
上北郡七戸町	青森縣上北郡木炭同業組合		大正十三年十月	三戸郡一圓	
下北郡田名部町	青森縣下北郡木炭同業組合		昭和二年九月	下北郡一圓	
西津輕郡鱈ヶ澤町	青森縣西津輕郡木炭同業組合		同 四年三月	西津輕郡一圓	
上北郡百石村	青森縣上北郡馬鈴薯同業組合		同 二年九月	上北郡一圓	
青森市	青森罐詰製造同業組合		大正十五年十一月	青森市、中津輕郡、造道村、大野村、瀧内村	

口 準則組合 縣下準則組合は其の數七十にして青森市及弘前市に最も多く又其の種類

は各種商工業に亘り多種多様なり而して其の中には成績の頗る良好のものあり。

ハ 青森縣酒造組合 明治二十九年三月法律第二十八號を以て酒造組合法を公布せられ弘前、黒石、東津輕郡、西津輕郡、上北郡、下北郡及び三戸郡の八酒造組合が組織せられ同三十三年に八組合を統一する酒造組合聯合會を組織し斯業の發展に必要な事項を決議し來りしが大正五年に至りその組合を解散致し同年十月三日新に青森縣酒造組合を創立し東青、弘南、西津輕郡、北津輕郡、上北郡、下北郡及び三戸郡の七支部を設置し毎年清酒品評會若くは啤酒會等を開いて各府縣の同業組合と氣脈を通じ互に營業上の利益増進を圖り尙各支部に於ては酒造講習會を催し専門家を招聘して専ら改良發達に努む。

役員 組合長 野村晋次郎 副組合長 長松尾市兵衛 幹事長 佐藤大治右衛門
本縣に於ける清酒品評會一覽表

名	稱	開催年月日	開催地	出品點數	受賞數
青森縣酒造組合主催第一回清酒品評會		大正八年四月	青森市	二四	七
同	第二回 同	同 八年九月	全	一四七	六
同	第三回 同	同 九年四月	全	三四	一〇

同	第四回	同	大正九年九月	弘前市	不明	不明
同	第五回	同	同	全	二、八九三	二、七五
同	青森縣酒造組合主催第五回清酒品評會	同	同	八戸町	三三三	二九
同	同	同	同	青森市	一九四	六三
同	同	同	同	青森市	三〇四	九三
同	青森縣酒造組合主催第七回清酒品評會	同	同	弘前市	三〇九	一〇二
同	同	同	同	弘前市	三〇九	一〇二
同	同	同	同	八戸町	四〇四	一〇〇
同	同	同	同	弘前市	二四四	一三〇

會期は短きは三日永きは五日を普通とするも奥羽聯合清酒品評會は例外で十日であつた

二其 他

(イ) 出荷団体 各種農産物の共同販賣を目的とする出荷団体は産業組合組織のものを合し林檎關係一三、馬鈴薯關係二八を主とし養鶏、木炭、糞工品等副業組合の性質を有するもの多數あり、右の中林檎出荷団体はリング組合聯合會を作り益々その結束を堅めつゝあり。

(ロ) 青森縣出品協會 縣下の主業団体全部を包括し博覽會參加をその事業とし縣廳商工課内にその事務所を置く。

第七節 鑛業

一 概況 本縣に於ける鑛業は大戦當時一時未曾有の盛況を呈したりしが漸次衰頽し従つて産額も亦減少せり。

二 現況

鑛山名	所在地	鑛種	産出高	價額
南股	西津輕郡深浦町	滿	二四、三六貫	採
岩崎	西津輕郡岩崎村	全	七四、五六	全
湯澤	西津輕郡深浦町	全	二、六三〇	全
名不詳	上北郡野邊地町	鐵	七噸	試
轟木	四津輕郡大戸瀬村	滿	三、八七貫	全
船打	中津輕郡相馬村	亞鉛	二八〇	全
名不詳	三戸郡箱村	砂	九、六〇貫	砂

第八節 副業

第一項 現況

本縣副業は古來より種々行はれたりしが生産並に販賣等の方法並に經營組織極めて不十分にて

未だ薬工品以外に特に見るべきもの少く近年年と共に漸次普及増進の状勢を示し將來倍々多望なり、現在副業品の生産額は約二千百三拾六万圓餘にして生産總額の約二割餘を占むるに至り之を大別すれば

農産關係品	九、五八三、五三八圓	薬工品、和紙、果實、特用作物、蔬菜類、座繰製糸、真綿
林産關係品	四、七八七、二六七圓	木炭、薪炭材、竹製品、木通蔓細工
畜産關係品	一、〇七七、二四五圓	鶏卵、豚、綿羊、蜂蜜
水産關係品	五、五六八、九六六圓	昆布藻類、和布、抄海羅、抄海苔
雜工品	三四七、四二七圓	織物、莫大小等
計	二一、三六四、四四三圓	

となれり、近時經濟上の影響と時勢の進展に伴ひ一般に副業の必要を痛感するに至り殊に農村及漁村等にありては往年冬閑婦女子の副業として行はれたりし木綿織、木綿絲挽の如き家内工業を失ひ之に代る收入の途絶絶し加ふるに本業の収益は漸次減少を來し消費の増加に對し生産の増進之に伴はず農家の經營は倍々困難に陥るの現状に直面し愈々以て大に農業經營改善の急務を認め各地競つて適切なる副業を選び獎勵を加へ將又之が普及發達を促し以て地方産業の振興を講ぜむとする傾向著しきを見るに至れり、而して一般に副業は其生産物の販路如何を最も顧慮し確實に販賣だに出來得べくんば生産は自ら期して待つべく生産に於て需要に適するもの

が相當の額に達し組織方法當を得るに於ては販路亦自ら開くに至るを通例とし此兩者は併進すべきものにして其の關係は副業獎勵上大に留意すべき事柄なり、茲に於て縣は斯業開發の爲め専任職員を設置し且獎勵費を計上し各地方に適せる副業の扶殖及普及生産の改良増殖生産並販賣の組織經營方法の改善生産物の販路開拓斡旋金融の利便を圖る等を獎勵の方針とし副業の指導獎勵に力を注ぎつゝあり、

第二項 獎勵事業の概要

大正六年度農商務省に副業獎勵の施設行はるゝや本縣は之に策應して専任職員を設置し翌七年縣は産業計畫を樹立し副業に就ても獎勵の方針及施設要項を定め之に則りて獎勵を圖り大正十四年より政府に於ける農村振興施設に對應して更に一段の力を注ぎ昭和三年に於ては臨時産業調査會を設置し本縣産業計畫を定め其の計畫中特に副業に關する一項を設けて獎勵の方針及施設を擧げ之を目標とし倍々副業の獎勵を圖らん事に力めり。

第三項 主要副業の概況

本縣の副業と稱すべきは多種多様にして縣下一般的のものと部分的に行はるゝもの等種々あれ共原始生産としては農村に於ける薬工品、養鶏、果樹及蔬菜栽培、山林に於ける製炭、林野産

物採取、漁村に於ける海藻採取等は主なるものとして行はれ加工生産としては薬工品、木通蔓細工竹製品等が主たるものであるが薬工品、木通蔓細工以外のものは未だ幼稚の域に在り殊に加工的副業の振興を見ざるは遺憾とする所なり、縣に於ては餘剩勞力の利用に適すること原料又は利用すべき資源を有し或は従業上の利便ありて實行容易にして普及し易きもの生産物の販路確實にして事業の經營確實安全なるものたること等に留意し相當の生産額に達せしめ地方の物産として認めらるゝに至りしむべく地方の實情に最も適せるものを選ぶことに注意し獎勵に力めつゝあり、現に産額多き加工品及特産と認むる等主なるものに付概況を示し参考に資せん

1. 薬工品 本縣の稻作反別は約六萬六千町歩にして約五百八十萬貫の薬が産せらるゝものと推定せられ家畜飼料及肥料等に供せらるゝものを除きては農家の冬閑副業として種々なる薬工品を製し主産地は南津輕郡、東津輕郡、西津輕郡等の平坦部にして莖最も多く繩、俵菰、吠等之に亞ぎ簇の生産も漸次増加を示せり。

- イ 莖 八三三、七五〇圓 南津輕郡 北津輕郡、中津輕郡に多く干莖荷造用を主とす。
- ロ 繩 六七九、八九八圓 米及炭の俵裝用、其他荷造用、漁業用多く南津輕郡、東津輕郡 西津輕郡等最も多く産し北海道、樺太に出荷せらるゝ、大正十五年より移出検査を施行

せられたる結果製品統一せられ需要地にて大に聲價を博し來れり。

ハ 吠及俵 四八七、六二五圓 米俵、肥料吠等を主とし南津輕郡、中津輕郡等に多く産出せらる。

ニ 簇及其他 六一、九二三圓 簇以外のものは各地共漸次不振の傾向あり。

計 二、〇六三、一九六圓 従業戸數 三三三、六八四戸

2. 竹製品 根曲竹は本縣到る所の山に繁茂するも竹製品の生産僅少にして縣内の需要を充すに足らず青森市中津輕郡三戸郡を主産地とし近時縣の獎勵施設と相俟ちて將來有も有利なる副業として大いに發達するならん。

(籠及箆) 五七、三七七圓 (行李) 三、八九八圓 (バスケット及簾) 一、四五〇圓

計 六二、七二五圓 従業人員 三四五人

3. 木通蔓細工品 木通蔓細工品は本縣特有の物産にして材料極めて豊富なるため古來より農家副業として製作せられ其の製品は斷然他縣の追隨を宥さず名聲宇内に博し近來殊に精巧のものを製作するに至れり主産地は弘前市、青森市、中津輕郡大浦村等にして産額 五六、五〇七圓、製造戸數七九なり。

榊五株式會社關商店	400,000	製油肥料運送業	同	同	同	十二年十月
株式會社北日本農園	100,000	花卉蔬菜種子販賣	同	堀越村	同	八年三月
弘南鐵道株式會社	600,000	旅客貨物運輸業	同	和德村	同	十五年三月
西内株式會社	50,000	藥品製造販賣	南郡	尾上村	同	明治四十一年三月
黑石運送株式會社	100,000	運送業	同	中郷村	同	四十五年七月
鳴海共立株式會社	200,000	金融業	同	黑石町	同	大正五年三月
金城株式會社	650,000	同	同	所	同	六年三月
津輕農産肥料株式會社	150,000	各種肥料製造販賣	同	中郷村	同	九年八月
藤崎物産株式會社	150,000	澱粉藥品製造販賣	同	藤崎村	同	九年五月
浪岡合同運送合資會社	50,000	運送業	同	浪岡村	同	昭和二年三月
津輕興業株式會社	300,000	藥品製造販賣	同	大杉村	同	大正十一年四月
國産株式會社	300,000	藥品肥料製造販賣	南郡	浪岡村	同	十三年三月
陸奥運送株式會社	50,000	運送業	北郡	板柳町	同	十一年九月
板柳合同株式會社	50,000	同	同	所	同	昭和二年二月
小泊興業株式會社	70,000	海産物其他貨物輸送販賣	北郡	小泊村	同	大正十二年一月
株式會社佐々木倉庫	100,000	倉庫業	同	五所川原町	同	八年八月
津輕商事株式會社	200,000	金融業	同	所	同	十一年三月
五榮株式會社	250,000	同	同	所	同	十三年五月
共盛株式會社	50,000	同	同	所	同	十五年四月
五所川原合同運送株式會社	50,000	運送業	同	所	同	昭和二年一月
陸奥鶴田合同運送株式會社	50,000	同	同	鶴田村	同	二年
西地金融株式會社	200,000	金融業	同	五所川原町	同	二年五月

金木商事株式會社	300,000	同	同	金木町	同	大正十二年三月
古間水物産株式會社	50,000	海陸物産肥料賣買業	上北郡	三澤村	同	十一年十二月
下田合同運送株式會社	85,000	運送業	同	下田村	同	昭和二十五年五月
三木野合資會社	150,000	金錢貸付業	同	三本木町	同	大正三年六月
十和田鐵道株式會社	400,000	旅客貨物運輸業	同	同	同	大正九年五月
陸奥蠶種株式會社	100,000	蠶種製造販賣	同	同	同	十年二月
奥入瀬電燈株式會社	50,000	電燈電力供給	同	法奥澤村	同	十二年十月
古間水運輸倉庫株式會社	100,000	運送並ニ倉庫業	同	六戸村	同	十五年二月
益川商事株式會社	50,000	土木建築請負業	同	三本木町	同	十五年九月
三本木運送株式會社	50,000	運送業	同	同	同	十五年九月
古間水合同運送株式會社	100,000	同	同	六戸村	同	昭和二年二月
上北電氣株式會社	100,000	電燈 力供給	同	橫濱村	同	大正十年六月
七戸水電株式會社	500,000	同	同	七戸町	同	同
大湊共融株式會社	50,000	金融業	下北郡	大湊村	同	明治四十四年七月
大湊電燈株式會社	300,000	電燈 力供給	同	田名部町	同	大正四年九月
大湊與業株式會社	8,000,000	埋立船渠小道市街ノ經營	同	同	同	同
下北殖産株式會社	50,000	資金貸付有價證券賣買業	同	同	同	同
田名部運輸軌道株式會社	8,000,000	物品旅客運輸	同	同	同	同
株式會社近河野商店	200,000	海陸産物販賣	同	同	同	同
株式會社近川運送店	50,000	運送業	同	同	同	同
合資會社菊地同族社	110,000	農業 林業、牧畜業ノ經營	同	川内町	同	昭和二年三月
川内電氣株式會社	60,000	電燈電力ノ供給	同	同	同	大正九年七月

川内林産興業株式會社	五〇,〇〇〇	一般木材ノ加工販賣	下北郡	川内町	大正十二年九月
釧吉運送株式會社	〇〇,〇〇〇	運送業	二戸郡	北川村	同十二年十二月
三戸物産株式會社	七〇,〇〇〇	糯米、製粉業	同	向村	同九年一月
日本畜産株式會社	一〇〇,〇〇〇	家畜市場牧場ノ經營	同	三戸町	同十一年五月
東北商事株式會社	一〇〇,〇〇〇	倉庫並ニ金融業	同	同	同八年七月
三戸合同運送株式會社	一〇〇,〇〇〇	運送業	同	向村	昭和二年一月
三陸水産株式會社	二五〇,〇〇〇	漁業海産物販賣	同	小中野町	大正九年三月
南部物産株式會社	二〇〇,〇〇〇	運送、木炭販賣	同	同	同八年十二月
湊水産株式會社	二五〇,〇〇〇	木炭、林産物販賣	同	同	同八年八月
湊合同運送株式會社	三〇〇,〇〇〇	運送業	同	同	同八年三月
鯨合同運送株式會社	五〇,〇〇〇	同	同	同	昭和二年四月
五戸電氣鐵道株式會社	五〇〇,〇〇〇	旅客貨物運輸	同	鯨村	同二年四月
八戸證券株式會社	一〇〇,〇〇〇	有價證券買賣業	同	同	大正十五年二月
八戸木炭株式會社	一〇〇,〇〇〇	木炭販賣	同	八戸町	同十年三月
八戸水力電氣株式會社	二,〇〇〇,〇〇〇	電燈電力供給	同	同	同七年二月
八戸金融株式會社	一〇〇,〇〇〇	金融業	同	同	明治四十三年七月
宮古林業株式會社	三〇〇,〇〇〇	木炭製造販賣	同	同	大正十一年三月
三瀧商事株式會社	五〇,〇〇〇	木炭肥料販賣	同	同	同九年八月
八戸興業株式會社	一〇〇,〇〇〇	金融業	同	同	同八年五月
株式會社三八城ホテル	六〇,〇〇〇	宿泊業	同	同	同十四年十月
八戸合同運送株式會社	三〇〇,〇〇〇	運送業	同	同	昭和二年三月
松原金融合名會社	一〇〇,〇〇〇	金融業	同	同	明治四十五年六月

弘前電燈株式會社	三,〇〇〇,〇〇〇	電燈電力供給	弘前市	本町	明治三十四年六月
株式會社角弘鋼鐵店	一五〇,〇〇〇	鋼鐵器販賣業	同	土手町	同三十一年六月
野崎食品株式會社	五〇,〇〇〇	菓子製造販賣	同	同	大正九年七月
陸奥商事株式會社	五〇,〇〇〇	貸金業	同	徒町	同十一年十一月
株式會社弘前倉庫	一〇〇,〇〇〇	倉庫並金融業	同	北瓦ヶ町	明治卅二年十二月
株式會社宮川吳服店	一,〇〇〇,〇〇〇	吳服太物雜貨	同	土手町	大正十二年一月
弘前製氷株式會社	五〇,〇〇〇	氷販賣業	同	北瓦ヶ町	同十一年四月
津輕畜産株式會社	五〇,〇〇〇	畜産家畜飼料販賣	同	植田町	同九年一月
弘前二業株式會社	五〇,〇〇〇	藝妓仲介業	同	本町	同十三年十二月
日本苹果株式會社	二五〇,〇〇〇	果實ノ卸委託業	同	在府町	昭和二年五月
北日本發聲映畫株式會社	七〇,〇〇〇	發聲映畫及映寫器貸付業	同	徒町	同二年六月
合資會社金五關商店	八〇,〇〇〇	物品販賣	同	親方町	大正十四年十二月
青森電燈株式會社	三,五〇〇,〇〇〇	電燈電力供給	青森市	浪打	明治二十九年三月
大坂商事株式會社	一五〇,〇〇〇	質業	同	博勞町	大正十四年四月
青森薪炭株式會社	五〇〇,〇〇〇	薪炭業	同	蜷貝町	同十一年七月
株式會社東北タンク商會	五〇〇,〇〇〇	石油、物品販賣業	同	濱町	同十年十二月
株式會社丸一商店	五〇,〇〇〇	足袋メリヤス販賣業	同	同	同九年二月
株式會社青森水産商會	七〇,〇〇〇	水産物一般輸送販賣	同	新安方町	同十年五月
株式會社松木屋吳服店	一,〇〇〇,〇〇〇	吳服雜貨販賣	同	新安方町	同十年四月
東北商船株式會社	五〇〇,〇〇〇	海運業	同	濱町	同九年二月
青森運送合同株式會社	三〇〇,〇〇〇	運送業	同	安方町	昭和二年三月
株式會社桂井回漕店	一〇〇,〇〇〇	同	同	濱町	大正十年八月